平成25年度三重短期大学

自 己 点 検 評 価 報 告 書

平成２７年３月

三重短期大学評価委員会

平成25年度三重短期大学自己点検評価書刊行にあたって

三重短期大学評価委員会

三重短期大学は、これまで、平成13年、同21年、同22年に自己点検評価を行い、自己点検評価報告書を作成してきました。そのうち、2010年の自己点検評価については、大学評価・学位授与機構による認証評価を受け、適格の判定を得ることができました。

認証評価を受けた後、改善すべき課題でもあった、自己点検評価作業の定期化の課題について検討が行われ、７年毎の認証評価の３年乃至４年後の中間時点で自己点検評価作業を行うことが合意されました。

そこで、そのための基礎資料として、毎年、専任教員の研究教育業績調査を実施し、さらに、自己点検評価実施に必要な定型的なデータを逐年収集することとしました。定型的なデータについては、2011年度分から「三重短期大学年報」としてとりまとめ、本学ＨＰ上に公開して、広く三重短期大学の状況について発信してきています。

平成25年度を中間的な自己点検評価実施年度とし、点検作業を進めて参りましたが、このほど自己点検評価作業がまとまりましたので、「平成25年度三重短期大学自己点検評価書」として公表することにしました。

自己点検評価作業については、前回認証評価において、改善すべき課題とした問題点が、その後どの程度改善されたか、またどのような新たな課題が生じているかを見るために、前回認証評価の際の形式を踏襲することとしました。

しかしながら、大学評価・学位授与機構が短期大学についての認証評価事業を継続しないこととしたため、本学では、平成29年度に予定されている第２回の認証評価については大学基準協会の認証評価を受けることとしました。それに伴い、大学基準協会の認証評価項目に含まれている「研究活動と研究環境」および「社会連携・社会貢献」については、新たに項目として設定し、大学基準協会の認証評価を受けた他の公立短期大学の事例を参考として、自己点検評価項目に組み込むことにしました。

そのため、今回の自己点検評価については、基準１「短期大学の目的」から基準11「管理運営」に続けて、基準12「研究活動と研究環境」、基準13「社会連携・社会貢献」が加わっております。

この２つの基準項目については、大学基準協会の様式にしたがって、自己点検評価作業を行ったために、基準１から基準11までとは体裁が異なることになりました。自己点検評価書としては不統一の感がありますが、上記した事情によりやむを得ず、不統一のままでの自己点検評価書刊行となりました。

関係各方面には、この自己点検評価に対して忌憚のないご意見を賜りたく、本学の研究・教育の発展に生かして参りたいと思います。

平成27年3月

目　　次

Ⅰ　短期大学の現況及び特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

Ⅲ　基準ごとの自己評価

基準１．　短期大学の目的と周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

基準２．　教育研究組織（実施体制）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

基準３．　教員及び教育支援者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

基準４．　学生の受入　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

基準５．　教育内容及び方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

基準６．　教育の成果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

基準７．　学生支援等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

基準８．　施設・設備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

基準９．　教育の質の向上及び改善のためのシステム　・・・・・・・・・・・・・60

基準10.　財務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69

基準11.　管理運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74

基準12.　研究　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85

基準13.　地域貢献　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96

Ⅰ　短期大学の現況及び特徴

１　現況

（１）短期大学名　　三重短期大学

（２）所在地　　三重県津市

（３）学科等の構成

学科：法経科第１部、法経科第２部、生活科学科

専攻科：　なし

（４）学生数及び教員数（平成26年５月１日現在）

学生数：学科702人，専攻科　0人

専任教員数：28人

専任助手数：１人

２　特徴

（１）沿革

昭和27年、三重県下唯一の公立短期大学として津市立の三重短期大学が東古河町で開学した。「戦災復興はまず教育から」という当時の市民の教育にかける熱意を背景に、勤労青年に教育を受ける機会を与えることと、女子教育の振興を図ることを建学の精神として、当初は夜間部の法経科第二部と家政科で発足した。

発足後は、社会の変化に的確に対応できる人材の育成に努めるべく、栄町校舎を経て、昭和43年に現在の一身田校舎へ移転した。同時に家政科を食物栄養学専攻と家政専攻の２専攻とし、法経科第一部を増設した。平成３年には家政科を生活科学科に名称変更し、その後、平成９年、平成19年のコース再編を経て、現在は法経科第１部（法律コース、経商コース)、法経科第２部、生活科学科（食物栄養学専攻、生活科学専攻（生活福祉・心理コース、居住環境コース))、総定員800名で運営している。

定員数は全国の公立短期大学のなかでも最大規模であり、これまでに卒業生は18,000名を数え、政治・経済・産業・文化など様々な分野で活躍しており、共に高い評価を受けている。

この間、昭和59年に設置した地域問題総合調査研究室による地域の産業や行政課題に対する学術的研究、昭和63年から開設している公開講座、図書館や体育施設の開放事業などを通じて地域に開かれた大学づくりを進めてきたが、更なる地域貢献を組織的に進めていくため平成20年には地域連携センターを設置すると共に、地域問題総合調査研究室を地域問題研究所に改組し、市政との連携や高大連携事業を含めて、教育研究の成果を地域に積極的に還元し、多様化する地域社会の要請に応えている。

（２）各学科の特徴

《法経科第１部》

法経科第１部の法律コースは、公立短期大学唯一の法律専門コースで憲法、民法、刑法などの基礎科目に加え、行政法、労働法や行政学、地方行政論など現代社会に対応した幅広いカリキュラムと少人数制のゼミにより、法律学の基礎から応用まで学ぶことができ、卒業後は公務員や民間企業への就職のほか国公立大学を中心に四年制大学への編入学者も多い。経商コースでは経済学の基礎や実践的な会計学、経営学の理論などを幅広く学ぶことができ、習得した経済知識を活かし金融、保健、製造業、サービス業など県内外の企業に就職する学生が多い。

《法経科第２部》

法経科第２部では、法律分野、行政分野、経済・経営分野の社会科学全般を幅広く学ぶことができ、高校新卒者から働きながらキャリアアップを目指す中高年層、仕事や子育てが一段落した熟年層まで様々な学生が学んでおり、年代を超えた知的交流も本学の特色のひとつである。

《生活科学科》

生活科学科食物栄養学専攻では、「食」と「健康」のスペシャリストの養成を目指し、栄養士免許取得のためのカリキュラムを用意している。約45年にわたり病院や福祉施設、自治体などで活躍する栄養士を輩出し、県下屈指の栄養士養成施設として高い評価を受けている。最近ではスポーツ栄養士や栄養教諭、食品開発のスタッフとなる、あるいは四年制大学へ編入することにより高度な専門知識を身につける学生も多い。

生活科学専攻の生活福祉・心理コースは、福祉についての基礎的・実践的理論を学びつつ、同時に心理学的素養を身につけ、生活者の一員として

主体的に行動できる人材の養成を目指し、平成19年に設置された。所要の実務経験などを経た後、社会福祉士基礎資格や中学校教諭２種免許などの資格が得られる。居住環境コースは、平成22年度から従来の家づくり、まちづくりを主体とした学習分野に加え、自然環境と人間との調和としての「環境共生」を目指す環境共生の分野を新設するとともに、建築士法の改正に則り、１級及び２級建築士試験指定科目に適合するカリキュラムになっている。

Ⅱ 目的

三重短期大学では、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力に加え応用力や実践力に富む有為な人材の育成を行うことを教育の目標とし、次の４つの柱の下に教育を進めている。

1 創造性豊かな人間性と優れた専門性を備えた人材の育成
文化・社会・人間・自然に関する人類の知的遺産を学び理解するとともに、基本的な知的思考能力を育成する。

２ 実社会で活躍できる知的・人間的資質を備えた人材の育成
総合的に考える能力、科学的な思考法、適切な自己表現能力、自主的な課題発見・解決能力など応用力や実践力を育成する。

３ 地域社会を主体的に担う市民の育成
高い公共性・倫理性を備え、民主的で文化的な社会の形成に主体的に参画する市民を育成する。

４ 国際社会に対する理解とコミュニケーション能力や情報社会に対応できる能力の養成
グローバルな視野と国際感覚を身につけるとともに、コミュニケーション能力や情報社会に対応できるＩＣＴ（Information & Communication Technology）活用能力を育成する。

(学科・専攻部門ごとの目的)
１ 法経科第１部
① 法律･行政･経済･経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材を育成する。
② 机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材を育成する。
③ 社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人･市民の育成をめざす。

２ 法経科第２部
① 社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざす。
② 「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という願いを支援する。
③ 社会のみならず文化や自然についての幅広い教養の上に、広い視野と寛容さを身につけた、地域社会に貢献しうる見識ある市民の育成をめざす。

３ 生活科学科食物栄養学専攻
① 食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育を行う。
② 科学的根拠に基づいた多面的･総合的な理解や対処ができる栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストを育成する。
③ 個人の食や健康問題に対応した栄養教育を実践できる能力を養い、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材を育成する。

４ 生活科学科生活科学専攻
《生活福祉・心理コース》
① 社会福祉学や心理学を中心に「理論」と「実践」を学び、現場で生きる知識と技術を備えた人材を育成する。
② 学生の持つ個性や能力を最大限に引き出し、豊かな人間関係を築くことができる人材を育成する。
③ 人々や地域が抱える様々な課題を広い視野で総合的に考察・分析した上で、地域における生活者の一員として主体的に行動できる人材を育成する。
《居住環境コース》

① 住まいやまちの環境を快適にする力を育成する。
② 環境問題を認識し、環境共生のために住まいとまちの持ち味を生かす力を育成する。
③ 住まい・まちと福祉をつなぐ力を育成する。
④ 住まいとまちをつくる専門的な力を育成する。

Ⅲ　基準ごとの自己評価

基準１　短期大学の目的

（１）観点ごとの分析

観点１－１－①：　短期大学の目的（学科又は専攻課程の目的を含む。）が，明確に定められ，その目的が，学校教育法第 108 条に規定された，短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学の目的は、学則の第 1 条において、教育基本法に則り、広く教養を与えるとともに深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することと定めている。

資料１－１－①－Ａ　学則第１条－大学の目的

三重短期大学は教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）にのっとり、広く教養を与えるとともに深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的とする。

（出典：諸規定集 54 頁）

また、平成 20 年３月には、これまで公表してきた大学の理念をもとに、本学が達成しようとする基本的な成果を「大学の理念」として整理した。そこでは、真理の探究（知の創造・継承・発展）とそれに基づいた教育による優れた人材の育成を教育研究理念として掲げるとともに、地域における知の拠点として、広く市民と連携、協働することを通じて地域の文化の向上及び豊かな地域社会の実現に寄与することを目指している。

資料１－１－①－Ｂ　大学の理念

１．教育研究の理念

①真理の探究（知の創造・継承・発展）

教育・研究活動を通じて、人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉の向上、文化の批判的継承と創造に貢献する。

②優れた人材の育成

・広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力に加え、応用力や実践力に富む有為な人材を育成する。

・高い公共性・倫理性を備え、民主的で文化的な社会の形成に主体的に参画する市民を育成する。

２．地域貢献の理念

津市の設置する公立短期大学として、地域の諸問題や社会の要請に対応した特色ある研究の推進を図り、その成果を積極的に地域に還元するとともに、高等教育に対する地域のニーズに的確に応え、生涯学習の振興に寄与することを通じて、地域社会に貢献する。

３．大学運営の理念

・真理の探究と知の創造にかかわる、自律性と自発性に基づく教育研究活動を尊重し、促進する。

・大学の自治とは、大学がいかなる利害からも自由に知の創造と発展を行うことを通じて広く人類社会に貢献することができるよう、国民から特に付託されたものであることを常に自覚し、教育研究及び管理運営に関して、主体的に点検と評価を進めるとともに、他者からの批判的評価を積極的に求め、その付託に伴う責務を自立的に果たすべく努める。

（出典:http://www.tsu-cc.ac.jp/rinen%20mokuhyo/rinen%20mokuhyo.html）

さらに、上記の「大学の理念」と同時に、学科・専攻ごとの「教育目標」についても以下のように定式化している。

資料１－１－①－Ｃ　学科・専攻の教育目標

法経科第一部
・法律･行政･経済･経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材を育成する。
・机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材を育成する。
・社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人･市民の育成をめざす。

法経科第二部
・社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざす。
・「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という願いを支援する。
・社会のみならず文化や自然についての幅広い教養の上に、広い視野と寛容さを身につけた、地域社会に貢献しうる見識ある市民の育成をめざす。

生活科学科食物栄養学専攻
・食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育を行う。
・科学的根拠に基づいた多面的･総合的な理解や対処ができる栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストを育成する。
・個人の食や健康問題に 対応した栄養教育を実践できる能力を養い、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材を育成する。

生活科学科生活科学専攻
（１）生活福祉・心理コース
・社会福祉学や心理学を中心に「理論」と「実践」を学び、現場で生きる知識と技術を備えた人材を育成する。
・学生の持つ個性や能力を最大限に引き出し、豊かな人間関係を築くことができる人材を育成する。
・人々や地域が抱える様々な課題を広い視野で総合的に考察･分析した上で、地域における生活者の一員として主体的に行動できる人材を育成する。

（２）居住環境コース
・住まいやまちの環境を快適にする力を育成する。
・環境問題を認識し、環境共生のために住まいとまちの持ち味を生かす力を育成する。
・住まい・まちと福祉をつなぐ力を育成する。
・住まいとまちをつくる専門的な力を育成する。

（出典：http://www.tsu-cc.ac.jp/rinen%20mokuhyo/rinen%20mokuhyo.html）

【分析結果とその根拠理由】
本学では、従来から学則第１条においてその目的を明確に定めてきた。また平成 20 年３月には、本学が目指す基本的成果を具体的に示すため、「大学の理念」と「教育目標」を定め、全学的な方向性と学科の目的を明確にしている。このように、短期大学の目的は明確に定められているといえる。またこれらの目的や理念は、学校教育法第 108 条に規定される短期大学一般に求められる目的にも合致したものである。

観点１－２－①：　目的が，短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに，社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】
本学の目的は学則に定められており、それは「三重短期大学規程集」及び「学生便覧」にも記載されて

いる。「学生便覧」及び「規程集」は全教職員に配布されており、かつ「学生便覧」は入学時に全学生にも配布し周知を図っている。

さらに平成 20 年３月に設定した「大学の理念」と「教育目標」については、本学ホームページ（http://www.tsu-cc.ac.jp/rinen%20mokuhyo/rinen%20mokuhyo.html）で公表しているほか、その概要をキャンパスガイドにも記載している。また、学長は毎年入学式の訓辞の中で本学の教育目標について言及し、新入生への周知に努めている。

キャンパスガイドについてもホームページ（http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakuannai/2010GUIDE.pdf）で公表している。なお、キャンパスガイドについては、約 4,000 部を作成し、受験希望者や関係諸機関に配布する他、本学教員による高校訪問や企業訪問においては、本学の目的等の説明に活用されている。配布内訳は資料１－２－①－Ａのとおりである。

資料１－２－①－Ａ　キャンパスガイド配布内訳

入試関係	2,800 部
オープンキャンパス等	400 部
高校訪問等	400 部
就職関係	300 部

（本学広報関係資料より作成）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教職員及び学生に配布する「学生便覧」や「規程集」に大学の目的が明記されている。また、「大学の理念」と「教育目標」についてはホームページで公表されている。さらに「大学の理念」と「教育目標」の概要はキャンパスガイドに掲載され、受験生や関係諸機関に広く配布されている。加えて、入学式の学長訓辞において新入生に対して教育目標を周知している。このように、本学においては、大学の目的が構成員や社会に広く周知・公表されている。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・学則第１条において短期大学の目標が明確化されている。
・短期大学の目的に基づいて「大学の理念」が明確にされ、学科・専攻ごとの「教育目的」も明文化されている。
・短期大学の目的や理念は学校教育法 108 条に規定される短期大学一般に求められる目的に合致している。
・短期大学の目的を「三重短期大学規程集」及び「学生便覧」に記載し、「大学の理念」及び「教育目標」を本学ホームページに掲載し、学内外に周知・公表をしている。

【改善を要する点】

・本学の目的が構成員や社会の広く周知されているかを確認するため、有識者懇話会や企業アンケート等の取り組みについてなお一層の改善が必要である。

（３）基準１の自己評価の概要

本学では学則第１条に短期大学の目的が明文化されているとともに、本学が達成しようとする基本的な成果を整理した「大学の理念」や学科・専攻部門ごとの「教育目標」も創設されている。こうした大学の目的は、「学生便覧」や大学ホームページ等の各種媒体や関係諸機関を通じて広く学内外に公表されている。以上により、本学は基準を満たしている。

基準２　教育研究組織（実施体制）

（１） 観点ごとの分析

観点２－１－①： 学科（専攻課程を含む。）の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】
本学法経科第一部及び第二部は、現代社会の総合的把握のために必要な社会科学の基幹分野に関する基本的知識の修得を目的に編成されている。法経科第一部では、社会科学の二つの柱である「法律・政策系」分野と「経済・経営」系の分野に対応させて「法律コース」と「経商コース」の二つのコースを設置し、セメスター制をとることで２年間で４年制大学の法学部や経済学部に匹敵する系統的な学習を可能にしている。また、法経科第二部では、夜間高等教育の場として幅広い知識の修得を目指し、コース制を採用せず、法律・行政・経商の３分野を中心に様々な分野に属する科目を学ぶことができるようにしている。
生活科学科は、われわれの「生活」を総合的に理解することを目指し、新しい時代にふさわしい知性に富んだ教養豊かな社会の指導者を育成するという目的で設立され、食物栄養学専攻と生活科学専攻の二つの専攻が置かれている。食物栄養学専攻は、地域の食育の拠点を目指しており、また生活科学専攻は近年の社会的ニーズに応えるために，平成 19 年より福祉と心理を融合させて地域ケアの担い手を育てる生活福祉・心理コースと，住環境の総合的な把握をめざす居住環境コースの二つのコースを設置している。

【分析結果とその根拠理由】
本学は大学の目的と「大学の理念」に基づいて学科が構成されており、またそれぞれの学科・専攻では「教育目標」が明確に定められるとともに、それに対応した専攻・コースが置かれている。このように本学の学科構成は、教育研究目標を達成する上で適切なものとなっている。

観点２－１－②　教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】
本学における教養教育科目とは、「開設講座表」における「基礎科目」のうちの「語学基礎」、および「共通科目」を指している。これらの科目群について本学は、「三重短期大学教養教育委員会規程」第１条が定めているように、「教養教育に関する自己点検評価及び改善をはじめとする教養教育の運営にあたる」目的で、教授会の下に教養教育委員会を設置している。
同委員会は、「語学基礎」及び「共通科目」担当の専任教員５名と事務局教務学生担当主幹との合計６名で構成され、授業の場と教務の場の密接な連携に基づき、専任教員に加えて多数の非常勤教員が担当する教養教育の運営を行っている。本委員会が扱う主な事項は、教養教育における教育目標・教育計画の実施、教養教育におけるカリキュラム構成や教員配置の検討、教養教育における教育評価の実施、教養教育における FD 活動の実施などである。
本委員会は必要に応じて委員長によって召集され、教養教育の円滑な運営に向けた対策について議論している。これまでの委員会の開催回数および主な審議・決定事項は資料２－１－②－Ａに示した。いずれも教養教育科目の円滑な運営に向けた対策について議論している。

資料２－１－②－Ａ　教養教育委員会開催状況

開催年度	開催回数	主な決定・審議事項
平成 22 年度	４回	・教養委員会による語学及び共通科目担当の非常勤講師の選考と審議について ・「体育実技」の履修者数及び来年度担当者について ・非常勤講師の停年の確認
平成 23 年度	２回	・来年度前期からの「キャリア形成セミナー」開講について ・「体育講義」および「体育実技」担当者の交代について ・「情報処理実習」の履修申込み締切日の統一とシラバス作

		成及びシラバス内容について
平成 24 年度	４回	・三重短期大学整備計画における教養科目関連の整備必要箇所の確認 ・三重短期大学将来構想の「共通科目」項目における資格取得支援について（IT パスポートや TOEIC など） ・「語学関連資格についてのアンケート」の実施について ・カリキュラム改編の実施時期及び改編内容について
平成 25 年度	５回	・平成 27 年度実施のカリキュラムの改編及び WG メンバーについて ・「語学関連資格アンケート」の結果について ・PC スキル対策について ・カリキュラム改編について（科目名変更やスクラップ科目など） ・カリキュラム改編 WG での報告事項について ・来年度開設講座表について
平成 26 年度	３回	・「体育実技」履修希望者の募集について ・「情報処理実習」担当者について ・情報処理実習室の助手の業務内容について ・２部開講の「情報処理実習」の助手配置について

（教養教育委員会資料より作成）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、「語学基礎」及び「共通科目」からなる教養教育を、専任教員と教務担当職員から構成される教養教育委員会が中心となって運営している。また教養教育委員会においては、必要に応じて、教養科目の再編やクラス運営の円滑化など、教養教育の改善について議論を行っている。このように、本学では教養教育を適切に行う仕組みが整備され機能している。

観点２－１－③：　専攻科，別科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

観点２－１－④：短期大学の教育研究に必要な附属施設，センター等が，教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学は、「大学の理念」として「地域貢献の理念」を掲げ、「津市の設置する公立短期大学として、地域の諸問題や社会の要請に対応した特色ある研究の推進を図り、その成果を積極的に地域に還元するとともに、高等教育に対する地域のニーズに的確に応え生涯学習の振興に寄与することを通じて、地域社会に貢献する」ことを目指している。

この理念を実現するため、従来から地域問題総合調査研究室を中心とした地域研究と公開講座等の研究成果の還元を推進しており、平成 20 年４月には「地域連携センター」を設立して地域連携事業を組織的に行う体制を整備するとともに、「地域問題総合調査研究室」を「地域問題研究所」に改組して地域問題の学術的研究機関としての機能を強化した。同研究所は本学の全教員が所員として研究活動に従事している。

（地域連携センターHP http://www.tsu-cc.ac.jp/centerhp/）

（地域問題研究所 HP http://www.tsu-cc.ac.jp/flame/chikenframe.htm）

資料２－１－④－Ａ　地域問題研究所における地域研究と講義の関係

担当講義	学科･専攻	研究成果	掲載誌
都市計画論	生活･居住	伊賀市農村地域の景観形成基準－農村地域における景観計画に関する基礎的研究－	『地研年報』第 17 号、2012 年
労働法	法経・法律	三重県の労働事情について－平成 22 年度「三重の労働事情」より－	『地研年報』第 16 号、2011 年
社会保障論	生活･福祉心理	医療・健康をめぐる構造的認識と地域協働－アクション・リサーチから－	『地研年報』第 16 号、2011 年
経済史	法経・経商	『大蔵省記録抜粋』（一）一廃藩置県後の地方制度形成過程再論一	『地研年報』第 18 号、2013 年
食生活論	生活・食栄	新入短大生の食生活に対する意識と行動について	『地研年報』第 17 号、2012 年

（地域問題研究所資料より作成）

地域問題研究所の研究成果については、年３～４回の『地研通信』及び年１回の『地研年報』の発行及びホームページ上での PDF 公開を行っており、また地域問題研究交流集会（毎年開催）や一般市民向けの「地研セミナー」（平成 21 年度より年間数回開催）を通じて積極的に地域社会に還元している。こうした地域連携事業及び地域研究は、地域貢献の理念に対応するものであるとともに、本学教員の授業内容の豊富化にもつながっており、地域の短期大学で学ぶ本学学生に対する教育にも活かされている（資料２－１－④－Ａ）。

【分析結果とその根拠理由】

本学では「大学の理念」の一環として地域貢献の理念を掲げており、「地域連携センター」と「地域問題研究所」を中心に地域連携事業と地域問題研究が組織的に実施されている。このことにより、地域住民への生涯学習機会の提供や産学官連携に基づく地域貢献が図られているとともに、地域研究の成果の還元も積極的に行われている。

特に本学教員による地域研究への取り組みは授業内容の豊富化につながっており、地域の短期大学で学ぶ本学生に対する教育にも生かされている。

観点２－２－①：　教授会等が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

「三重短期大学教授会規程」（諸規程集 159－160 頁）に基づき、定例教授会は、原則として毎月第３木曜日に開催している。この他に、緊急の議題が発生した場合には臨時教授会を開催する。教授会における教育活動の審議事項は、「三重短期大学教授会規程」第４条に規定されているとおり、学科課程、教育研究、試験ならびに授業、学籍の異動、補導ならびに賞罰、教員の選考ならびに進退に関する事項等である。審議事項の議決に関しては、「三重短期大学教授会規程」第７条に規定されているとおり、出席会員の過半数によって成立する（可否同数時は議長が決し、人事に関する決議は出席会員の３分の２以上で決する）。実際の教授会の運営においては、「休退学願について」「次年度の開設講座表、時間割について」「卒業判定について」「入学試験の合否判定について」などの教育活動に関する議題がその多くを占めるほか、専任教員及び非常勤講師の採用などの人事に関する議題も審議されている。なお、平成 25 年度の教授会日程は資料２－２－①－Ａのとおりである。

資料２－２－①－Ａ　平成 25 年度教授会日程と主な議題

回	日	曜日	主な議題
1	４月 18 日	木	休退学願、入試の基本方針、既修得単位の認定、各種委員会委員、非常勤講師等委嘱依頼、地域問題研究所研究員承認
2	４月 25 日	木	専任教員の公募
3	５月 9 日	木	専任教員の割愛、専任教員の公募
4	５月 16 日	木	休退学願、前期授業料減免、非常勤講師等委嘱依頼
5	６月 20 日	木	専任教員の公募、サバティカル研修申請、非常勤講師等委嘱依頼
6	７月 18 日	木	休退学願、定期試験時間割、オープンキャンパス、非常勤講師等委嘱依頼
7	８月 6 日	火	教員公募一次選考、休退学願、生活科学科後期時間割、非常勤講師等委嘱依頼
8	８月 29 日	木	教員公募二次選考、専任教員の昇任、休退学願、９月卒業判定、非常勤講師等委嘱依頼
9	９月 26 日	木	退学願、９月追加卒業判定、非常勤講師採用、非常勤講師等委嘱依頼
10	10 月 3 日	木	関連分野特別選抜試験合否判定、各種委員会委員、非常勤講師等委嘱依頼
11	10 月 17 日	木	休退学願、来年度行事日程、非常勤講師等委嘱依頼
12	10 月 24 日	木	附属図書館長兼地域連携センター長の選任、非常勤講師等委嘱依頼
13	11 月 17 日	日	推薦入学者及び社会人特別選抜入学試験の合否判定、休退学願、来年度開設講座表、非常勤講師等委嘱依頼
14	11 月 28 日	木	教員公募一次選考、来年度開設講座表、在外研修、非常勤講師採用、後期授業料減免、非常勤講師等委嘱依頼
15	12 月 19 日	木	教員公募二次選考、非常勤講師採用、来年度開設講座表および時間割、カリキュラム改編、退学願、非常勤講師等委嘱依頼
16	１月 16 日	木	来年度開設講座表および時間割、後期定期試験時間割、退学願、非常勤講師等委嘱依頼
17	２月 7 日	金	一般入試合否判定、来年度開設講座表および時間割、専任教員の昇任、非常勤講師等委嘱依頼
18	２月 27 日	木	センター試験利用入試合否判定、卒業判定、助教の公募、非常勤講師採用、非常勤講師等委嘱依頼
19	３月 17 日	月	法経科第２部入試合否判定、来年度開設講座表および時間割、法経科転部希望者の選考、非常勤講師採用、非常勤講師等委嘱依頼
20	３月 20 日	木	追加卒業判定、キャリア支援方針、時間割、各種委員会、非常勤講師等委嘱依頼、教員資格審査委員会委員改選

（本学教授会議事録より作成）

【分析結果とその根拠理由】

本学教授会では、資料に示されるとおり、定例会において、学科課程や教育研究など教育活動について教授会規程に基づいた公正な審議が行われており、また必要に応じて臨時教授会が開催されるなど、教育活動にかかる重要事項を審議する機関として機能している。

観点２－２－②：教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が，適切な構成となっているか。また，必要な回数の会議を開催し，実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育課程や教育方法等の検討は学科単位で行われている。両科の方針の協議・調整、日常的な教務事項や学生生活に関わる諸問題を協議する組織として学務委員会が設けられており、毎月第２木曜日に定例会議を開催している。委員会は、学生部長、両学科から選出された委員、および学生部職員で構成される。委員長は委員の互選であるが、通常学生部長が兼務する。協議事項について、2013年度の例を資料２－２－②－Ａに示す。

資料２－２－②－Ａ　平成25年度学務委員会協議事項

４月定例	休退学願いについて
	各種委員の選出について
	自治会バス旅行について
	履修申告時の窓口待機について
５月定例	農林体験セミナーの募集を早める件
	法経科第２部レクレーション大会に伴う休講措置について
	法経科第２部レクレーション大会に伴う休講措置について
	サマーフェスティバルについて
	期間外補講について
６月定例	期間外補講について
	法経科第２部レクレーション大会スケジュールについて
	サマーフェスティバルの概要報告
	集中講義募集の件
７月定例	休退学願いについて
	前期定期試験について
	補講について
持ち回り	休退学願いについて
	担当者決定に伴う開設講座表の変更について
持ち回り	休退学願いについて
持ち回り	休退学願いについて
	開設講座表・時間割の変更について
10月定例	休退学願いについて
	大学祭について
11月定例	休退学願いについて
	平成26年度開設講座表・時間割について
11月臨時	平成26年度開設講座表について
12月定例	休退学願いについて
持ち回り	平成26年度開設講座表・時間割について
１月定例	退学願いについて
	補講について
	成績発表について
	後期定期試験時間割について
	平成26年度開設講座表・時間割について（変更分）
持ち回り	平成26年度開設講座表・時間割について（変更分）
持ち回り	退学願いについて
	平成26年度開設講座表・時間割について（変更分）

（学務委員会資料より作成）

専門科目のカリキュラムについては両学科および各専攻が、全学で同一科目が開設されている教養科目については教養委員会が、そして教職課程については教職委員会がそれぞれ一次的な検討を行い、学務委員会の審議を経て教授会の承認を得る。ただし、大幅にカリキュラムを改正する際には、臨時にカリキュラム検討委員会を立ち上げ、集中的に審議し、教授会に提案することになっている。平成27年度のカリキュラム改訂をめざし、平成25年に委員会が設置された。

【分析結果とその根拠理由】

教務事項と学生生活問題を総合的に議論する現在の学務委員会の組織編制によって、教務事項と学生生活問題の双方にきめ細やかな対応を行う課題については、現時点では委員の経験年数を考慮した配置を施すことで対応しているが、今後も組織編成についての継続的な議論を進める必要がある。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・教育組織編成の基本方針が定められ各教員はその規程の職務に従事し、また主要科目の多くを専任の教授・准教授が担当し、かつ短期大学設置基準に定める必要教員数に占める教授の割合が全学平均で７割を超え、専任教員の年代別の構成もバランスが取れているなど、教育課程を遂行する上で必要な教員が確保されている。

・教員の人事については、研究能力に加え教育上の指導能力が評価（採用人事における教育経験や学術的説明能力の評価、昇任人事における教育研究業績書の提出など）されている。

・教育目的を達成するための基礎として研究活動が展開されており、また教育課程の遂行を担う教員の教育活動の活性化するための仕組み（公募人事・在外研修・教育支援者の配置など）が整備されている。

【改善を要する点】

・法経科では前回の自己点検評価時より女性教員比率が改善されているが、なお改善を進める必要がある。

・専任教員の教育活動に関する定期的な自己点検評価を行うことについての検討が必要である。

（３）基準２の自己評価の概要

本学では明確な教員組織編成の基本方針が掲げられ、各教員はそれにしたがって職務に服しており、全学的に、また学科別に各教員の役割や責任の所在が明確にされている。

教員の配置については、主要科目に教授・准教授を配置しており、また必要教員数に占める教授の割合も全学的には７割を超えているなど教育上の必要教員数が確保され、各種養成課程でも基本的に専任教員を中心に構成されている。教員構成は法経科では女性教員について前回より改善がみられ、年代別には全学的にバランスがとれている。さらに、公募人事や在外研修制度の導入によって教育研究活動を持続的かつ活発に行っていく措置を講じている。

本学の教員は、教育目標を達成するための基礎として、教育内容に関連した研究活動を展開している。教員の採用及び昇任などの教員人事については、選考基準とその運用規程が明確に定められ公正に行われている。また、研究能力と教育上の指導能力の双方を重視し、教員人事においては「教育研究業績書」等を基に教育能力の審査が適正に行われている。さらに、「学生による授業評価アンケート」の結果を踏まえた授業改善に向けてのコメント作成や「教育研究業績書」における教育方法の工夫・改善点の記述など、教育活動の定期的評価と活用が進められている。

基準３．　教員及び教育支援者

（１） 観点ごとの分析

観点３－１－①：　教員組織編制のための基本的方針を有しており，それに基づいて教員の適切な役割分担の下で，組織的な連携体制が確保され，教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点に係る状況】
本学は、教育公務員特例法に則り、学則第 39 条から第 44 条において、学長―教授―准教授―講師・助教―助手からなる教員組織編成と各職位の職掌について明確に定めている（諸規程集 62－63 頁）。また、「三重短期大学の組織に関する規則」（諸規程集３－５頁）第 12 条においては、学科長が「学長を補佐して科務を掌理」し、教授、准教授、講師及び助教が「学生を教授し、その研究を指導するとともに、専門学術の研究に従事する」と、それぞれの職掌を定めている。さらに、教員組織編成についても「運営組織図」にみるように、役割分担と連携体制が確保されている。

【分析結果とその根拠理由】
本学では、教員組織編成の基本方針が明確に定められており、各教員はそれに則って規程の職務に服している。その際、円滑な研究教育活動を保障するため、学科別そして全学的に組織が整備され、責任の所在が明確化されている。

観点３－１－②：教育課程を遂行するため，各学科（専攻課程を含む。）に必要な教員が確保されているか。また，教育上主要と認める授業科目には，専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】
本学では、学則第39 条に規定する専任教員の組織編制と職掌に基づいて各学科・専攻における専門教育を実施するために必要な教員が配置されている。また、専門教育、教養教育を充実させるために非常勤講師を配置している。
法経科では主要科目を担当する専任教員のうち11名が教授・准教授であり、専修第一分野（法律・政策系）に６名、専修第二分野（経済・経営系）に５名が配置されている。また、生活科学科食物栄養学専攻においては、４名の教授・准教授が、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養の指導」、「給食の運営」などの専門領域を分担しており、生活科学専攻にあっても福祉学、心理学、住居学、都市計画、環境共生学などの基幹科目を専任の教授・准教授が担当している。
短期大学設置基準の必要教員数に対する専任教員数、教授数、教授の割合をみると、法経科（第１部及び第２部）では、必要教員数10名に対して14名が配置されており、必要教員数に占める教授の割合は70％となっている。また生活科学科においては、食物栄養学専攻において必要教員数４名に対して専任教員数が６名、生活科学専攻において必要教員数４名に対して専任教員数が８名であり、必要教員数に占める教授の割合は75％、120％となっている。
また、全体では必要教員数18 名に対して専任教員28 名、必要教員数に占める教授の割合は83.3％である。このように短期大学設置基準に照らした場合も必要な教員が十分に確保されている。

資料３－１－②－Ａ　必要教員数に対する専任教員数、教授数、教授の割合

		定員	設置基準に定める必要教員数		専任教員数	教授数	必要教員数に占める教授の割合
法経科第一部		100	3	10	14	7	70.0%
法経科第二部		150	7				
生活科学科	食物栄養学専攻	50	4		6	3	75.0%
	生活科学専攻	100	4		8	5	120.0%
計		400	18		28	15	83.3%

（本学学内資料より作成〔平成25 年４月１日現在〕）

教職課程・栄養士養成課程・社会福祉士基礎資格課程に関する教員配置状況は以下のとおりである。教職課程に関する専任教員は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」のいずれにおいても教職課程認定基準の必要教員数を専任教員により配置しており、後者の「教職に関する科目」については教授１名・准教授１名が担当している。

栄養士養成課程にかかわる教員配置状況ならびに必要資格は、「人体の構造と機能」については専任教員・非常勤講師をあわせ医師が２名担当している。また、「栄養の指導」、「給食の運営」を担当する専任教員はいずれも管理栄養士である。専任助手についても３名全員が管理栄養士である。このように、栄養士養成課程に求められる教員の基準を満たしている。

社会福祉士基礎資格にかかわる科目担当教員については、専任教員は３名おり、いずれも社会福祉士の資格を取得してから５年以上が経過している。

【分析結果とその根拠理由】

両学科とも、主要科目には教授・准教授を配置して「教育目標」の実現をはかっているほか、必要教員数に占める教授の割合も全学的には７割を超えているなど、「大学設置基準第22 条の別表第一及び別表の備考」が定めるところの教育上の必要教員数が確保されている。また各種養成課程においては、社会福祉士基礎資格関連科目において非常勤講師の担当科目が若干多くなっているが、専任教員により過半の科目が担当されており、教職課程や栄養士養成課程においては専任教員を中心に構成されていることからみて、必要教員が確保されている。

観点３－１－③：　短期大学の目的に応じて，教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学教員組織の構成を性別及び年齢の観点から見ると、資料３－１－③－Ａに示したように法経科の男性教員と女性教員の比率は５：２となっている。一方、生活科学科においては、男女はほぼ同率である。年齢別には、30 代以上の年代において、教員数に大きな偏りはみられない。

また、本学ではすべて公募制による採用人事を行っており、優れた研究・教育能力を有する人材を広く募集する工夫をしている。ちなみに、過去５年間に６名の教員が採用されている（2014 年 5 月 1 日現在)。さらに、「三重短期大学教員在外研修規程」（諸規程集 44－45 頁）では、専任教員が職責を果たすために研究と修養が必要な場合に在外研修の機会を与えることを定めており、資料３－１－③－Ｂに示すように、過去５年間においては、毎年１名の教員が在外研修を行っている。加えて、平成 22 年には過去に在外研修を行った教員を対象にしたサバティカル研修制度を整え、資料３－１－③－Ｃに示すように、平成 26 年度までに４名の教員が利用している。

資料３－１－③－Ａ　教員の学科別・男女年代別構成

	60 代		50 代		40 代		30 代		20 代		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
法経科	3	1	2	2	4	0	1	1	0	0	10	4
生活科学科	2	2	1	1	4	1	1	3	0	0	8	7
計	5	3	3	3	8	1	2	4	0	0	18	11

（本学学内資料より作成〔平成 25 年 5 月 1 日現在〕）

資料３－１－③－Ｂ　過去５年間の在外研修実績

年度	研修教員	テーマ	研修先
平成 22 年度	法経科准教授	ヘイトクライムの研究	東京造形大学
平成 23 年度	生活科学科教授	食物・栄養とがん予防に関する基礎的研究	三重大学大学院
平成 24 年度	法経科准教授	中国におけるバブルの形成と金融格差	一橋大学
平成 25 年度	生活科学科助教	リポカリン型プロスタグランジンＤ合成酵素の構造と機能の解析	大阪府立大学大学院

平成 26 年度	法経科准教授	韓国非正規雇用に関する法的研究	ソウル市立大学

（本学学内資料より作成　平成 26 年度は予定）

資料３－１－③－Ｃ　過去４年間のサバティカル研修実績

年度	研修教員	テーマ	研修先
平成 23 年度	生活科学科教授	農村計画の「計画力」概念に関する実証的研究の継続分析	青山学院大学
平成 24 年度	法経科教授	経済成長と環境保全の間の最適な関係についての分析	名古屋大学大学院
平成 25 年度	法経科教授	地方財政にかかわる課題研究	三重県地方自治センター他
平成 26 年度	法経科教授	島根県域における近代マビキ慣行の研究	島根大学

（本学学内資料より作成　平成 26 年度は予定）

【分析結果とその根拠理由】

女性教員の比率は生活科学科ではほぼ同等であるのに対し、法経科では３割にとどまっているとはいえ、前回自己点検評価時の２名から増加して４名となっており、改善を見ている。一方、年代別にみると、30 歳未満の教員は在職していないが、30 代以上についてはバランスがとれていると考えられる。

教員組織の活動の活性化については、専任教員の採用は公募によっており、新任教員の新たな視点による活動により、組織全体が刺激を受けている。また在外研修制度やサバティカル研修制度を導入することで、教育研究活動を持続的かつ活発に行っていく措置を講じている。

観点３－２－①：教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ，適切に運用がなされているか。特に教育上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用及び昇任は、「三重短期大学教員選考基準」（諸規程集20－30頁）及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」（諸規程集24－25頁）に定められた、職位ごとの研究歴、研究業績、教育歴及び教育業績等の規準に基づいて行われている。

教員採用については、本学ではすべて公募制による採用人事を行っており、優れた研究・教育能力を持つ人材を広く募集している。募集に際しては、まず「専任教員の新規採用に関する教授会申し合せ」（諸規程集38頁）及び「教員の任用に関する手順について」（諸規程集40－41頁）に従い教授会の審議を経て募集要項が決定される。その後、配属学科による第一次選考（書類審査）、第二次選考（面接）を行い、選考結果を教授会で審議することで教員候補者を決定する。教員候補者の職位は教員資格審査委員会により決定される。以上の諸決定を基に、学長によって必要な手続きがなされる。

昇任人事については、昇任を希望する教員自らが、昇任申請書及び定められた審査書類を学長宛てに申請し、学長はその適否を教員審査委員長宛てに諮問する。教員資格審査委員会では、上掲の「三重短期大学教員選考基準」及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」に照らして厳正な審査を行い、適格と判断された場合には、学長が昇任人事を教授会に提案する。そして教授会では「昇任人事に関する教授会の申し合せ」（諸規程集39頁）に従って審議を行った上で承認する。

候補者の教育上の指導能力の評価については、採用候補者に対しては、担当授業科目等の教育経験に加え、面接を実施することで学術的説明能力と質問に対する回答の的確さなどを評価している。また昇任候補者に対しては、教育研究業績書の提出を求め、そのなかで担当授業科目とそのシラバス、指導した卒業研究の題目、教材の開発と作成、教育方法の工夫や改善、ＦＤ活動など授業改善活動への参加経験、公開講座など正規課程以外の教育活動、編入学などの学生支援等から評価している。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、採用及び昇任などの教員人事について、選考基準とその運用規程が明確に定められている。また教員人事においては、研究能力と教育上の指導能力の双方を重視して評価している。研究能力については業績基準等を明確に定めており、また教育上の指導能力については、採用時は教育経験や面接時の学術的説明能力を、昇任時には教育研究業績書を評価対象としている。このように教員採用基準や昇格基準

は明確かつ適切に定められ、適切に運用されている。

観点３－２－②：　教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また，その結果把握された事項 に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

三重短期大学ＦＤ委員会では、前期・後期にそれぞれ「学生による授業評価アンケート」を実施しているが、 その際に、教員に対しては、アンケート結果を参考に授業改善案等を中心とするコメントを作成することを求めている。教員のコメントの大多数には、今後の授業改善の方策が記述されている。また、昇任人事の際に提出する教育研究業績書においては、担当科目のシラバスや指導した卒業研究題目のみならず、教育方法に関する工夫や改善についての記述を求めている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では非常勤講師を含めた全教員に対して「学生による授業評価アンケート」結果を踏まえた授業改善に向けてのコメント作成を求め、特に専任教員については義務化している。また、昇任人事に必要になる教育研究業績書においては教育方法に関する工夫・改善点の記述を求めている。このように教育活動に関する定期的評価が行われると同時に、その結果の把握を人事等にも反映させているが、さらに定期的な教育活動に関する自己点検評価を行うべきかどうかについての検討を続ける必要がある。

観点３－３－①：　教育の目的を達成するための基礎として，教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

法経科、生活科学科を有する本学では、カリキュラムには法律・政策、経済・経営、食物・栄養、生活福祉・心理、居住環境など多様な科目が開講されており、これらは関連分野を専門とする教員が担当している。資料３－３－①－Ａとして、各専攻・コース毎の事例を示したが、そこに見るように研究活動は、教育課程、教育内容に直接結びつくものがほとんどであり、各教員は学内および学外における学会において活発に研究発表を行っているほか、紀要あるいは学内外の刊行物に積極的に成果を掲載している。また、共通科目担当教員についてもそれぞれ担当分野の専門家であり、研究内容を直接教育に結び付けている。

資料3－3－①－A　主な教員のシラバスおよび研究活動

学科等名及び教員	担当科目及び講義内容	研究活動（主な研究業績）
法経科法律コース 教員Ａ	日本国憲法 ・憲法とは何か ・平和主義 ・憲法改正問題	「憲法九条をめぐる改憲論の現状」『法と民主主義』平成 23 年４月号 『リアル憲法学（第２版）』共著　法律文化社、平成 25 年
法経科経商コース 教員Ｂ	会計学 ・財務諸表の種類と読み方 ・貸借対照表 ・財務情報分析	「不公正ファイナンスと財務諸表監査」『経理知識』平成 23 年９月 「税負担率の算定分析　法人税制と内部留保の拡大」『経済』№204 平成 24 年９月
生活科学科 食物栄養学専攻 教員Ｃ	栄養教育論Ⅰ・Ⅱ ・栄養教育の概念、定義、目的 ・栄養カウンセリングの技法 ・栄養教育の最近の動向	『管理栄養士・栄養士必携　健康・栄養学用語辞典』（栄養教育論関連 20 項目執筆）、中央法規出版、平成 24 年２月 「成人を対象とした野菜に関する意識調査」三重短期大学生活科学研究会『紀要』No. 61 平成 24 年

生活科学科 生活福祉心理コース 教員D	相談援助の基盤と専門職論 ・ソーシャルワーカーの役割と意義 ・相談援助の理念 ・相談援助専門職の倫理	『相談援助の理論と方法Ⅱ』（分担執筆）、久美出版、平成 23 年３月 「居宅介護支援事業所における主任介護支援専門員の役割－管理者に対する調査から－」『最新社会福祉学研究』９号、平成 26 年３月
生活科学科 居住環境コース 教員E	居住計画論 ・住宅の機能とゾーニング ・住宅の空間構成 ・高齢者福祉施設の計画	「人間関係と滞在性からみた居場所モデルの構築と計画的要件に関する考察」日本建築学会地域施設計画研究第 27 回平成 21 年「三重県におけるユニット型介護保険施設の平面計画の実態と課題－共同生活室を中心として－」三重短期大学生活科学研究会紀要　第 62 号平成 26 年
共通科目 教員F	文学Ⅰ・Ⅱ ・文学とは何か ・山本周五郎はどんな作家か ・「日々平安」を読む	「『五瓣の椿』の改変―新潮社版テキストを考える」『りべるたす』22 号平成 22 年 12 月 『山本周五郎 愛妻日記』　平成 25 年３月（監修および編集・「解説」）

（本学学内資料および本学履修要項〔履修要項<法経科編>〕および〔同<生活科学科編>〕より作成）

【分析結果とその根拠理由】

資料３－３－①－Ａにも見られるように、教員の研究活動は担当する科目と強い関連性を有しており、教育目的を達成するための基礎として研究活動が展開されている。

観点３－４－①：　短期大学において編制された教育課程を遂行するに必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

【観点に係る状況】

本学は、教育公務員特例法に則り、学則の定めるところによって職員組織を構成している。

また、本学の職員定数については津市職員定数条例第２条において 42 名と定められており、平成 26 年４月１日現在において、教員 29 名、職員 13 名の合計 42 名体制で業務を遂行している。教育課程に関わる教育支援者については、具体的には、津市規則第 213 号第２条に基づく「三重短期大学事務分掌規則」（諸規程集６－８頁）に則り、学生部職員５名、図書館職員２名が配置されており、それに加えて、それぞれの所掌事務を補うために、法経科に１名、生活科学科に２名、図書館に２名、情報処理実習室に１名、及び地域問題研究所に１名の臨時職員等を配置している。

【分析結果とその根拠理由】

本学では教育課程を円滑に遂行するために、職員配置に関する明確な規則を定め、それに基づいて、各学科の研究教育活動、学生対応、および図書館等の学習施設運営に必要な職員を確保している。また必要に応じて非常勤嘱託職員を配置しており、本学では教育課程の遂行に必要な教育支援者が適切に配置されている。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・教育組織編成の基本方針が定められ各教員はその規程の職務に従事し、また主要科目の多くを専任の教授・准教授が担当し、かつ短期大学設置基準に定める必要教員数に占める教授の割合が全学平均で７割を超え、専任教員の年代別の構成もバランスが取れているなど、教育課程を遂行する上で必要な教員が確保されている。

・教員の人事については、研究能力に加え教育上の指導能力が評価（採用人事における教育経験や学術的説明能力の評価、昇任人事における教育研究業績書の提出など）されている。

・教育目的を達成するための基礎として研究活動が展開されており、また教育課程を遂行を担う教員の教育活動の活性化するための仕組み（公募人事・在外研修・教育支援者の配置など）が整備されている。

【改善を要する点】

・法経科では前回の自己点検評価時より女性教員比率が改善されているが、なお検討を進める必要がある。

・定期的な教育活動に関する自己点検評価を行うことの必要性や方法について検討を継続する必要がある。

（３）基準３の自己評価の概要

本学では明確な教員組織編成の基本方針が掲げられ、各教員はそれに則り職務に服しており、全学的に、また学科別に各教員の役割や責任の所在が明確にされている。

教員の配置については、主要科目に教授・准教授を配置しており、また必要教員数に占める教授の割合も全学的には７割を超えているなど教育上の必要教員数が確保され、各種養成課程でも基本的に専任教員を中心に構成されている。教員構成は法経科では女性教員について前回より改善がみられ、年代別には全学的にバランスがとれている。さらに、公募人事や在外研修制度の導入によって教育研究活動を持続的かつ活発に行っていく措置を講じている。

本学の教員は、教育目標を達成するための基礎として、教育内容に関連した研究活動を展開している。教員の採用及び昇任などの教員人事については、選考基準とその運用規程が明確に定められ公正に行われている。また、研究能力と教育上の指導能力の双方を重視し、教員人事においては「教育研究業績書」等を基に教育能力の審査が適正に行われている。さらに、「学生による授業評価アンケート」結果を踏まえた授業改善に向けてのコメント作成や「教育研究業績書」における教育方法の工夫・改善点の記述など、教育活動の定期的評価と活用が進められている。

基準４　学生の受入

（１） 観点ごとの分析

観点４－１－①：　教育の目的に沿って，求める学生像や入学者選抜の基本方針などが記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ，公表，周知されているか。

【観点に係る状況】

本学では、従来から大学の目的を明確に定めてきたが、平成 20 年３月に「大学の理念」（前掲資料１－１－①－Ｂ）および「教育目標」（前掲資料１－１－①－Ｃ）を新たに制定した。そしてその際、各学科・専攻では、それぞれの教育目標に即して求める学生像をアドミッション・ポリシーとして明確化した。資料４－１－①－Ａに示すように、アドミッション・ポリシーでは、各学科・専攻における教授研究内容に対する関心を持ち、勉学を通して社会の発展に貢献したいと願う人物を重視することが示されている。

これらのアドミッション・ポリシーは、本学のホームページに公表されているほか、オープン・キャンパスや受験相談会などを通じて受験生に周知されている。

資料４－１－①－Ａ　学科・専攻のアドミッション・ポリシー

法経科第一部
- 法律･政策･経済･経営などの学問の修得に関心のある学生
- 社会科学を学び、その成果を自らの職業に生かしていくことを希望する学生
- 地域や社会問題に広く関心をもち、市民として積極的に関与したいと願う学生

法経科第二部
- 社会科学について基礎的な素養を身につけ、生かしていくことを希望する学生
- 地域や社会問題に広く関心をもち、市民として積極的に関与したいと願う学生
- 学び続けることを生き甲斐とし、自らの人生設計に組み入れたいと願う学生

生活科学科食物栄養学専攻
- 食や健康に強い関心と探究心をもち、専門性を高めるに十分な基礎学力を有する学生
- 本学食物栄養学専攻で学ぶ目的意識をもち、将来、栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストとして、地域社会に貢献する意欲のある学生
- 知的好奇心を持ち、常に自らを成長させることができる学生
- 各個人の個性を認めあい、豊かなコミュニケーションが取れる学生

生活科学科生活科学専攻

（１）生活福祉・心理コース
- 自ら目標を定め、自ら学ぼうとする意欲や行動力を身につけたいと希望する学生
- 社会福祉学や心理学をはじめとする幅広い学問の基礎的知識を修得し、その成果を自らの進路に生かしていくことを希望する学生
- 地域や社会問題について広く関心を持ち、積極的に関与したいと考える学生

（２）居住環境コース
- 自分とまわりの人々が生活を楽しむための環境改善について学ぶ意欲のある学生
- 健常者のみならず高齢者・障害者等社会的弱者のための住まいやまちの環境創造に向けて学ぶ意欲のある学生
- 地球規模の環境問題を認識し、環境共生型の住まいやまちのあり方について学ぶ意欲のある学生
- 建築界で専門家として自立することを志す学生

（出典　http://www.tsu-cc.ac.jp/rinen%20mokuhyo/rinen%20mokuhyo.html）

【分析結果とその根拠理由】
本学では、平成 20 年３月に制定した「大学の理念」と「教育目標」に沿って、各学科・専攻ごとにアドミッション・ポリシーも明確にしている。また本学では、アドミッション・ポリシーをホームページ上で公表し、オープンキャンパスや受験相談会でも受験生に対して周知しており、公表と周知の努力を行っている。

観点４－２－①：　入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており，実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】
本学では、各学科・専攻ごとに教育目標に即したアドミッション・ポリシーを示しており、それに沿った入学者選考（「平成 27 年度学生募集要項」）を行っている。
法経科第１部では、アドミッション・ポリシーに沿って３種類の入試方法を採用している。「推薦入試」では面接や小論文試験を通して、社会科学の基本を学ぶ学習意欲や問題関心、自己表現能力などを重視した選考を行っている。また「一般入試」では英語と国語の学力試験を実施し、基礎学力や論理的思考を重視した選考を行っている。「センター試験利用入試」では、選択科目制を実施しており、特定の教科・分野での優れた能力を発揮しているか否かを重視した選考を行っている。
法経科第２部では、４種類の入試方法を採用している。「推薦入試」においては受験生に対して面接を行うとともに「学習計画書」の提出を求め、関心のある社会問題や入学後に学習したい分野について述べてもらうことにより、学習意欲や問題関心、自己表現能力を重視した選抜を行っている。また、22 歳以上の受験生を対象にした「社会人入試」では、書類審査と面接により、学習意欲や自己表現能力を重視した選抜を行っている。さらに「一般入試」では、小論文試験と面接により基礎的な読解力、論理的思考、自己表現力を重視した選抜を行っている。最後に「センター試験利用入試」では、選択科目制により、特定の教科・分野において優れた能力を発揮しているか否かを重視した選考を行っている。
生活科学科食物栄養学専攻では、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れ方法として３種類の入試方法を採用している。まず「推薦入試」は、高等学校による推薦を前提としており、選抜には書類審査、小論文および面接を採用している。小論文の内容はアドミッション・ポリシーに沿ったものとし、さらに各専攻の書類審査や面接ではこれに沿った選考方法を工夫している。「一般入試」は、英語と国語の学力試験を採用し、基礎学力や論理的思考を重視した選考を行なっている。「センター試験利用入試」においては、国語、数学と理科から１科目選択、外国語の合計３科目を選択することを課している。
生活科学科生活科学専攻では、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れ方法として５種類の入試方法を採用している。「推薦入試」および「一般入試」については、食物栄養学専攻と同様の選考方法をとっている。「センター利用試験入試」においては、国語、地歴、公民、数学、理科、外国語から２教科２科目を選択することを課している。平成 23 年度入試から実施した「関連分野特別選抜試験」においては、高等学校において福祉や建築など当専攻の学習科目と類縁の学科・コースに所属している者を対象とし、学習計画書と面接に基づいて選考を行っている。また同じく平成 23 年度入試から、学習意欲のある社会人を対象にした「社会人特別選抜」を実施している。その選考方法は小論文試験と面接である。
以上のように、本学では学科・専攻のアドミッション・ポリシーに沿った多様な入試方法を用意し、入学者の選抜を行っている。

【分析結果とその根拠理由】
本学では、社会科学や生活科学の基礎を学ぶために必要な基礎的な学力や論理的な思考力を重視したうえで、受験生に対して多様な入試方法を提供している。また、面接を主とする選考を行っている法経科第２部推薦入試および生活科学科生活科学専攻の「関連分野特別選抜」では、学ぶ意欲を詳しく知るために「学習計画書」の提出を求めている。このように本学では、各学科・専攻のアドミッション・ポリシーに沿った受入方法を採用し、機能している。

観点４－２－②：　入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において，留学生，社会人の受入などに関する基本方針を示している場合には，これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

留学生については、国際貢献ならびに本学の学生教育の活性化をねらいとし、「三重短期大学外国人留学生規則」(諸規程集 103－104 頁)を定めたうえで、平成 21 年度まで留学生を受け入れる体制を整えてきた。

しかし、平成 17 年度から平成 21 年度までの留学生の受験ならびに合格・入学・卒業実績を示した資料４－２－②－Ａに見られるように、志願者が減少し、入学者がいない状況が続いた。この状況に鑑み、平成 22 年度入試以降、現在に至るまで留学生を対象とした入学試験を行っていない。

資料４－２－②－Ａ　過去 5 年間の留学生の受入状況

（単位：人）

入学年度	H17	H18	H19	H20	H21	合計
志願者数	1	0	0	1	1	3
受験者数	1	0	0	1	1	3
合格者数	1	0	0	1	0	2
入学者数	1	0	0	0	0	1
卒業者数	1	0	0	0	0	1

※卒業者数は当該年度に入学した学生で卒業した数

（本学入試管理関係資料より作成）

一方、社会人特別選抜については、法経科第二部および生活科学科生活科学専攻において実施している。出願資格は「大学入学資格を有し、前年度３月 31 日までに 22 歳に達する者」である（「社会人特別選抜入試募集要項」）。

法経科第二部には、もともと「社会人」学生が多く、アドミッション・ポリシーにおいても、「学び続けることを生き甲斐とし、自らの人生設計に組み入れたいと願う学生」を明記して、社会人特別選抜を含めた社会人学生を意識した学生募集を行っている。選抜は、「書類審査」（学習計画書を含む）と「面接」により合否を決定している。過去５年間の実施状況は資料４－２－②－Ｂのとおりであり、ここ３年ほど志願者、入学者ともに 10 名強の状況が続いている。

資料４－２－②－Ｂ　過去 5 年間の法経科第二部社会人特別選抜実施状況

（単位：人）

入学年度	22	23	24	25	26	合計
志願者数	24	21	12	12	12	81
受験者数	24	21	12	12	12	81
合格者数	20	21	11	12	12	76
入学者数	18	21	10	10	12	71
卒業者数	14	17	9	－	－	40
26 年度在籍者	0	1	1	9	12	23

※卒業者数は当該年度に入学した学生で卒業した数

（本学入試管理関係資料より作成）

生活科学科生活科学専攻の「社会人特別選抜」は、平成 23 年度入試から実施されている。福祉学、心理学、住居学、環境問題論など実生活と密接なかかわりのある学問に接したいという主婦（夫）層や学び直しの機会を求める成人を念頭に置いた入試制度である。これまでの実施状況は資料４－２－②－Ｃのとおりである。募集人数が「定員外若干名」であるため、志願者、入学者ともに 1 桁台で推移している。

資料４－２－②－Ｃ　生活科学科生活科学専攻社会人特別選抜実施状況

（単位：人）

入学年度	H23	H24	H25	H26	合計

志願者数	2	1	2	4	9
受験者数	2	1	2	4	9
合格者数	2	1	2	4	9
入学者数	2	1	1	4	8
卒業者数	1	1	－	－	2
26 年度在籍者	1	0	1	4	6

※卒業者数は当該年度に入学した学生で卒業した数

（本学入試管理関係資料より作成）

【分析結果とその根拠理由】

留学生の受け入れは平成 22 年度より停止されているが、過去の志願状況と費用対効果を考慮すると、やむを得ない措置である。なお、「三重短期大学外国人留学生規則」は残されているため、社会的要請が強まれば、再開を検討することになる。

一方、社会人の受け入れについては、法経科第二部の志願者、入学者が減少したものの、生活科学科生活科学専攻の志願者、入学者は過去３年５名を越えており、昼間に学びたいという社会人の要請に応えることができている。ともに面接において学習意欲を確認することに努めており、アドミッション・ポリシーに沿った選考がなされている。

観点４－２－③：　実際の入学者選抜が適切な実施体制により，公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学の入学者選抜においては、入学試験管理委員会が中心となって全般の企画、募集要項の作成、入学者の選考原案の作成などを行っている（同委員会「規程」および「細則」、諸規程集 163－165 頁）。

試験問題の作成については、入学試験管理委員会で選出し、教授会により承認された問題作成委員が担当する。問題は入試科目ごとに検討・作成された後、問題検討会（問題作成委員、入試委員、学生部長、図書館長で構成）を実施して、十分なチェックを行っている。また印刷等の作業は複数名で行い、問題文や原典は厳重に保管し、試験問題の漏洩を防止している。

入学試験の実施に当たっては、学長を本部長とする入学試験運営本部を設置し、全学教職員が各業務に従事する。合否判定については、いずれの選抜方法においても、入学試験管理委員会が採点結果に基づいて合格者判定資料を作成し、それに基づく各学科の議論を経て作成される合否判定原案を教授会において審議・決定する。

【分析結果とその根拠理由】

本学入学者選考は、入試管理委員が中心になり実施され、また、試験問題作成、印刷、あるいは入学試験の実施に関して万全の体制の下で公正に実施されている。合否判定の手続きも公正である。

観点４－２－④：　入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており，その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

従来から、入試方法と受け入れ学生の関係については入試管理委員会等で議論を行ってきた。アドミッション・ポリシーに沿った選抜が実施され、機能しているかという点については、現時点では入試出題者反省会において検討されている。

今後は、入試管理委員会において具体的な検証方法について検討する努力を行っていく必要がある。たとえば、入試種別、学科・専攻・コース別、出身高校別、調査書評定平均別に、入学した学生の年次別履修単位状況、取得単位数、成績、資格取得等を追跡調査した基礎資料を作成し、入学者選抜の改善を図っ

ていくことが考えられる。しかしながら、客観的なデータに基づく検証はなお不足している。この点については、教務の成績管理システムの更新が平成 30 年度中に予定されており、それに合わせて上記分析が可能となるようなプログラムを組んでいくことが確認されている。

【分析結果とその根拠理由】
アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れについての検証は入試管理委員会で検討され、この間の入学者選抜法方の改善に結びついている。しかしながら、アドミッション・ポリシーに沿った学生受入が行われているかどうかを客観的データに基づいて体系的に検証する方法は、喫緊の課題ではあるが、現時点で具体化されていない。そのあり方について、今後検討していく必要がある。

観点４－３－①：　実入学者数が，入学定員を大幅に超える，又は大幅に下回る状況になっていないか。また，その場合には，これを改善するための取組が行われるなど，入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】
本学の各学科・専攻における入学定員と実入学者数の推移を資料４－３－①－Ａに示した。

資料４－３－①－Ａ　過去５年間の学科・専攻別入学定員・実入学者数・出願者数の推移

学科・専攻	入学定員	実入学者数／出願者数				
		H22	H23	H24	H25	H26
法経科 第１部	100 名	105/346	105／228	100／235	105／249	106／281
法経科 第２部	150 名	118/187	88／123	66／99	81／122	80／130
生活科学科 食物栄養学専攻	50 名	51/173	51／139	51／140	54／114	49／125
生活科学科 生活科学専攻	100 名	98/245	110／171	103／190	106／194	110／208

（本学入試管理関係資料より作成）

法経科第１部における実入学者数については、この間、入学定員 100 名に対してプラス５名程度で推移しており全体として適正な水準にあるといえる。その一方で、法経科第２部においては、平成 23 年度以降実入学者数が 100 名に達せず、入学定員を大幅に下回るという事態が継続している。
法経科第２部における実入学者数と定員数の大幅な乖離に対しては、入学者数の増加を図る対策を実施している。夏期に開催されるオープンキャンパスとは別に、毎年２月に法経科第２部を対象とした受験相談会を開催し、複数の法経科専任教員が説明と相談にあたっている。またリーフレット『わたしたちも二部で学んでいます』を毎年作成し、現役の第２部学生の生の声を受験希望者に紹介している。平成 16 年度から平成 22 年度まではその成果が表れ、入学者が 100 名を越える状況にあったが、平成 23 年度以降の入学者数は 80 名前後で推移しており、新たな対応策が求められている。
生活科学科食物栄養学専攻においては、平成 25 年度に４名の超過があったが、それ以外の年度は±１名の範囲で収まっており、特に問題はないが、出願者数は減少傾向にあり、それへの対応が求められている。
生活科学科生活科学専攻においては、平成 22 年度に定員を２名下回ったが、それ以後は定員を満たしており、定員を超えた場合も一割以内に収まっている。この間、居住環境コースの再編や入試改革などの試みは行っているものの、出願数が 200 名を割り込む年度が３年あり、出願者数の確保について抜本的な対策を検討する必要がある。

【分析結果とその根拠理由】
本学における入学定員と実入学者数の関係は、法経科第２部を除き、おおむね良好と言える。しかし、５年前との比較においては、いずれの学科・専攻においても出願者数が減少しており、今後の受験人口減少を見据えた対応策を練っていく必要がある。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・入学者受け入れ方針であるアドミッション･ポリシーを明確に定め、ホームページやオープン･キャンパス、受験説明会などでの説明を通して公表、周知している。

・法経科第２部の推薦入試、および生活科学専攻の関連分野特別選抜試験において、学習意欲を重視する「学習計画書」の提出を課すなど、アドミッション･ポリシーに沿った入試方法の導入において工夫がなされている。

【改善を要する点】

・アドミッション･ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかを定量的に検証する方法が十分に確立されておらず、入試管理システムと成績管理システムを統合したシステムの構築が必要である。

・法経科第２部の入学者数が定員を下回っている状況が続いており、種々の努力により出願者数、入学者数の回復が見られていたが、直近の数年間は、再び入学者数の減少が生じていることから、出願者数、入学者数増加に対する取り組みの改善と並んで定員削減についての検討をすすめる必要がある。

（３）基準４の自己評価の概要

本学では、「大学の理念」と「教育目標」に沿って、各学科･専攻部門ごとにアドミッション･ポリシーを明確化し、ホームページ上での公表、オープン･キャンパスや受験相談会等を通じて受験生に周知するべく努力している。

また学生受け入れに関しては、基本的に社会科学や生活科学の基礎を学ぶために必要な基礎学力や論理的思考力を重視しているが、アドミッション･ポリシーに沿って多様な入試方法の採用を進めており、平成23 年度入試からは法経科第２部とならんで、生活科学専攻においても、社会人特別選抜を開始した。他方、留学生については志願状況などから平成 22 年度入試以降募集を停止している。

法経科第２部の推薦入試、ならびに生活科学専攻の関連分野特別選抜においては、学ぶ意欲を重視して「学習計画書」の提出を求めるなどの工夫をしている。

本学における入学定員と入学者数の関係は、法経科第２部を除いて基本的に乖離はない。法経科第２部については、受験相談会の機会を増やすことやリーフレットの作成･配布などを通じて一定の入学者数回復を実現していたが、直近の数年間は再び減少傾向にある。生活科学専攻においても受験者数は減少傾向にあり、社会人入試や関連分野特別選抜の導入などを通じて志願者を増加させる努力が行われている。

本学のアドミッション・ポリシーに沿った学生受入が行われているかどうかを定量的に検証する方法が依然として具体化されておらず、入試管理システムと成績管理システムの改善を通じて、方法的検討を進めていく必要がある。

入学者選考については入試管理委員会が中心になり実施する体制が機能しており、試験問題作成･印刷、入学試験実施、および合否判定については適切な体制のもとで公正に実施されている。

このように、本学では学生受け入れに関してその基本方針であるアドミッション･ポリシーが明確に定められ、それに沿った受け入れ方法が採用され機能している。また学生受け入れに係る全過程は公正に実施されており、以上から本学は基準を満たしている。

基準５　教育内容及び方法

（１）観点ごとの分析

観点５－１－①：教育の目的や授与される学位に照らして，授業科目が適切に配置され，教育課程が体系的に編成されており，授業科目の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

本学の授業科目の配置は、各学科･専攻共通して、基礎科目－共通科目－専修科目という構成を取っている。基礎科目は語学科目と各学科・専攻の入門講義にあたる専修基礎からなっている。語学科目と共通科目を各学科専攻共通にすることで短大としての統一性を保ちながら広い教養をもつ有為の人材を育成することをめざすカリキュラム構成になっている。

①一般教養科目

一般教養科目は「語学基礎」と「共通科目」で構成される。「語学基礎」は、基礎的な語学能力とコミュニケーション能力を向上させ、異文化に対する理解を深めることを目指しており、英語・ドイツ語・フランス語の他に、中国語が開設されている。「共通科目」は、運動実践としての「体育実技」や「体育講義」、コンピュータ技術の獲得を目指す「情報処理実習」をはじめ、「環境論」や「生命科学」、「心理学」などの自然科学系の科目、「差別と人権」や「女性学」、「歴史学」や「地理学」、「比較文化論」などの人文・社会科学系の科目、及び「英語講読」や「ドイツ語Ⅱ」などの外国語科目、さらに三重県域の歴史を学ぶ「地域史」や、津市職員によるリレー式講義で、自治体行政の現状について学ぶ「自治体行政特論」など、地域を意識し、地域貢献の理念とも重なる役目を果たす科目で構成されている。

学生はこのように幅広い分野の科目から、選択履修することになっており、所属学科や専攻にかかわらず、様々な学術分野に接し、知識の裾野を広げ、地域の諸問題に触れ、多様な角度から創造的に考える力を培っていくことができる。

②法経科

法経科第１部の教育目標は、（１）法律・行政・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材を育成すること、（２）机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材を育成すること、（３）社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献し得る見識ある職業人・市民を育成することである。

これをより具体化するために、法律コースでは、法律的素養を持ち実生活に役立つ法的知識を習得するとともに、行政学、地方自治論、社会保障論などの政策科学を学び、地域社会で活躍する公務員や市民を育てること、経商コースでは、経済学の基礎的理論や会計学などの実践的な経理能力に加えて、経営学の理論を学ぶことを通じて、総合的に企業の経営へと積極的に関われる知識や教養をもった職業人・企業人を育てることを目的としている。

この教育目的を達成するため、授業科目は、「基礎科目」、「共通科目」、「専修科目」に区分され、卒業必要単位は 66 単位と定められている。基礎科目ではコースの入門科目である法学入門・経済入門を必修科目として１年次前期での履修を義務付けている。専修科目については、統計学・社会科学のための近現代史、社会思想史、社会調査論の４科目を専門科目を学ぶために必要なツール的な科目と位置付けて「法経共通」分野とし、２科目４単位以上の履修を義務付けている。また、二年次において演習４単位を卒業必修科目としている。法律コースでは、６演習（憲法、民法、刑法、行政法、労働法、行政学）のうち行政学演習を除く法学系５演習については、選択科目として法学基礎演習（２単位）を１年後期に開講し、講義から演習への無理のない橋渡しを図っている。一方で、法律コースの学生は法律コースの専修科目群から 34 単位のほか経商コースの専修科目群から８単位、経商コースの学生は経商コースの専修科目群から 34 単位のほか法律コースの専修科目群から８単位をそれぞれ最低必要単位とされており、幅広い専門知識の修得を目指すカリキュラムになっている。

専修科目は、両コースとも４年制大学の法学部や経済学部に匹敵するようなカリキュラムとなっている。例として、資料５－１－①－Ａに経商コースの専門科目のカリキュラム図を示す。４単位科目でも週２回開講としてどの科目も原則としてセメスター単位で履修できるようになっており、短期間でも専門的素養を習得できるように配慮されている。

法経科第２部は、勤労青年、定年退職者、家庭の主婦など「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という勉学意欲を持つ多様な学生を受け入れ、社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成を目指していることから、第１部のようなコース制を設けず、社会科学全般の基礎的な知識を習得できるカリキュラムになっている。卒業必要単位は 64 単位で、このうち「専修科目」は講義科目 46 単位と社会科学演習４単位が最低修得単位となっている。専修科目の講義科目については法律分野、行政分野、経商分野の各分野から最低８単位を習得することを卒業要件としている。２年次の社会科学演習は卒業必修科目で、基礎・共通・専修科目の履修によって培われた各自の問題関心に沿った学習を深めることを目指している。

資料5－1－①－A　経商コースカリキュラム図

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>経済系</td><td colspan="2">経営・会計系</td></tr>
<tr><td colspan="2">基礎2（必修）</td><td colspan="3">経済入門2</td></tr>
<tr><td colspan="2">法経共通4以上</td><td colspan="3">社会思想史2・社会調査論2・社会科学のための近現代史2・統計学2</td></tr>
<tr><td rowspan="15">経経専修
34以上</td><td rowspan="7">経経専修A
20以上</td><td>経済原論4</td><td colspan="2">簿記原理4</td></tr>
<tr><td>経済史4</td><td colspan="2">工業簿記及び原価計算論2</td></tr>
<tr><td>経済政策4</td><td colspan="2">経営学4</td></tr>
<tr><td>金融論4</td><td colspan="2">会計学4</td></tr>
<tr><td>財政学4</td><td colspan="2">マーケティング論4</td></tr>
<tr><td>地方財政論2</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">経経専修B
14以上</td><td>日本経済論2</td><td>経営情報論2</td><td>管理会計論2</td></tr>
<tr><td>国際経済論2</td><td>経営財務論2</td><td>税務会計論2</td></tr>
<tr><td>計量経済学2</td><td>経営組織論2</td><td></td></tr>
<tr><td>証券論2</td><td>企業論2</td><td></td></tr>
<tr><td>経済学史2</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>環境経済論2</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>産業経済論2</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>経済学特殊講義4</td><td colspan="2">経営学特殊講義4</td></tr>
<tr><td colspan="2">演習4（必修）</td><td colspan="3">演習4（経済史・金融論・経済政策・財政学・経営学・会計学）</td></tr>
</table>

＊数字は単位数（「履修要項（法経科編）」より作成）

③生活科学科

食物栄養学専攻では、教育目標を（１）食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育、（２）科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストの育成、（３）個人の食や健康問題に対応した栄養教育を実践できる能力を養い、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材の育成、と定めている。この教育目標のもとで、食に関する専門知識と技能を身につけた社会に貢献できる栄養士の養成を目指している。授業科目は、基礎科目、共通科目、専修科目で構成され、卒業必要単位は合計 64 単位以上としている。

食物栄養学専攻における栄養士免許に関わる科目については、平成 14 年度に改正された栄養士法施行規則に基づいて編成しており、教育内容から「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」の６分野に大別し、講義と実験・実習科目をバランスよく開講するとともに、基礎的な知識の習得から専門的な内容へと段階的に学習できるよう科目の配置に配慮している。また食による一次予防の重要性に鑑み、健康増進や疾病予防対策に必要な授業科目・内容の充実を図っている。

生活科学専攻では、従来の衣・食・住という生活領域に加え、福祉や心理、あるいは環境全般にわたる基礎的知識を身につけ、地域に貢献できる人材の育成を教育目標とする。

生活福祉・心理コースでは社会福祉学や心理学を中心に「理論」と「実践」を学び、現場で生きる知識と技術を身につけるとともに、地域における課題を広い視野から考察、分析し、地域における生活者として主体的に行動できる人材の育成を目指している。また、居住環境コースでは、環境問題を正しく認識し、環境共生の視点に立った住まいやまちづくりを行うと同時に、福祉とつなぐ教育を目指している。これらの目標を達成するための授業科目は、基礎科目、共通科目、実習科目、専修科目で構成され卒業必要単位数は合計 64 単位である。

生活科学専攻においては、「被服学」「調理学」「住生活論」「日本国憲法」「生活経営」など生活の根源にかかわる科目が生活基礎科目として配置されている。その上で，社会福祉関連の科目に関しては、「社会福祉論」「地域福祉論」などの福祉の基幹的な科目の他、社会福祉士国家試験の指定科目を開講し、

社会福祉士を目指す学生を支援している。
心理学関連の科目に関しては、「カウンセリング論」や「人間関係論」など直接的に福祉と関係する科目の他、心理学を主に学習する学生に向けて、「心理学概論」「心理学研究法」など、心理学の基幹的な科目を配置している。
なお、福祉関連領域と心理学関連領域をつなぐ役割を「福祉心理基礎演習」や「福祉心理演習」が果たしている。
居住環境関連科目としては２級建築士受験のために必要な指定科目の他、福祉分野との連携を意識した「居住福祉論」や「住生活設計」などが開講されている。また、平成 22 年度からは環境共生について学ぶ「環境政策論」「環境倫理学」なども開講されている。

【分析結果とその根拠理由】
本学の教育課程は、観点１－1－①に示された全体的教育目的に沿って編成されている。卒業必要単位は法経科第１部で 66 単位、法経科第２部・生活科学科で 64 単位であるが、基礎科目・共通科目・専修科目の必要単位数はバランスが取れており、体系的な科目配置を実現している。
教養科目は共通科目として配置されており、法経科第１部・第２部、生活科学科各専攻の全体に共通する科目配置をとっている。共通科目を各学科・専攻・コースの体系的な履修の入門部分にあたる基礎科目群と専門的知識・技能取得のための専修科目群の間に配置することで、短期大学総体としての教育目的を実現するための共通性を確保している。このベースの上に、各学科・専攻ごとの専門性を身につけることで、短期大学としての教育目的実現をはかっている。共通科目群は人文科学・社会科学・自然科学をまんべんなく履修できるように配置されており、広い視野に立った教養を確保できる。
法経科第１部については、必修の入門講義をうけて、法経共通科目としてツール的科目群を置き、その上で社会科学に関する基本的な知識の修得を実現するために、法律･政策分野と経済･経営･会計分野の基幹科目を４単位科目として配置し、その修得を踏まえてより専門性の高い科目群の履修へ進むことで、最新の学問的到達点についての一定の理解をもてるようにカリキュラムが構成されている。
法経科第２部については、法律分野・行政分野・経商分野についての基礎的科目をまんべんなく配置し、幅広い社会科学的教養を修得できるような科目構成になっている。
法経科第１ 部・第２部共に、２年次に配当される演習によって地域に根ざした市民感覚の修得や問題発見能力の育成、プレゼンテーション能力の涵養を果たすことを可能にする体系的なカリキュラムを実現している。
生活科学科食物栄養学専攻においては、栄養士免許取得課程と科目配置をリンクさせつつ、基礎から専門への段階的科目配置を実現している。生活科学専攻においては、生活基礎科目の配置の上にコース毎に特性を持たせた、福祉・心理、居住・環境の専修科目が配置されつつも、各分野を連関させる科目の配置により専攻としての一体性を確保している。
両学科を通じて、専修科目は、それぞれの専攻部門・コースの教育目的に沿った体系性を保ちつつ、四年制大学に匹敵する質と量の科目配置を実現しており、学生は卒業必要単位を越えて、より深く広く学習することが可能になっている。また、専門性を担保しつつも、他専攻・他コースの科目群を一定数取得することを義務づけることで、学科としての教育目的の実現を可能にしている。

観点５－１－②　教育課程の編成又は授業科目の内容において学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請などに配慮しているか。

【観点に係る状況】
本学の学生の卒業後の進路としては、民間企業への就職が中心であるが、四年制大学への編入学を目指す者や公務員を希望する者も多数在籍しており、法経科第２部や生活科学科の社会人入学者は教養としての高等教育を求める者も多い。
こうした、多様なニーズを持つ学生に対応するために、本学では機会あるごとにカリキュラムの見直しを行ってきている。近年では平成19年度に教養科目を全学的に統一する改編を行い、あわせて第２外国語科目の拡充を行ったが、その際には、学生へのアンケートを実施して、希望の多かった「中国語」を新たに開設した。平成22年度からは、受講者の多い情報処理実習Ⅰについて、学生の要望を受け入れる形で、それまでの自由単位の扱いから卒業必要単位へと変更している。

学生の資格取得希望の高まりに対応する形で、平成21年度に、生活科学科では社会福祉士国家試験受験資格や二級建築士受験資格などを卒業資格となるようにカリキュラム改革を行っている。法経科においても、経営系科目へのニーズが強いことを踏まえて、商学系科目を改編して経営学系科目を充実させるとともに、平成25年度からは簿記検定資格取得をサポートできるように、経営特殊講義の枠で、日商簿記二級の内容を講じており、平成26年度からは上級簿記としてカリキュラムに組み込む予定にしている。

法経科ならびに生活科学科の専任教員の研究成果が授業に生かされている事例を資料５－１－②－Ａにおいて、授業内容と研究成果の対応を示した。

資料５－１－②－Ａ　授業内容と研究成果の対応事例

学科	科目名	シラバス	該当箇所	対応する研究成果
法経科第１部	刑法	授業計画 ２　裁判員制度の下での刑法 ３　刑罰論 …… 24　責任能力	H25年度法経科67頁	・裁判員制度のもとでの死刑(『日本の科学者』45－10、PP. 582-587、2010/10) ・裁判員制度のもとでの精神障害者（『三重法経』135、PP. 65-95、2010/3)
法経科第２部	経済史	授業計画 第7回近代日本経済の成長と第四の人口波動	H25年度法経科192頁	・近代マビキ慣行研究の方法的検討－三重県と茨城県・島根県の比較分析－(『地研年報』17号、2013/9)
生活科学科	都市計画論	授業計画 … ４都市農村計画の理論	H25年度生活科学科254頁	・『都市農村計画の概念』（農林統計協会、2004年)

（出典：H25年度履修要項等から作成）

また、本学は津市立という設置形態からも地域とのつながりを強く意識しており、カリキュラムにおいても、共通科目中に「地域史」、「自治体行政特論」という地域関連科目を配置している。「自治体行政特論」は津市長をはじめとする津市職員によるリレー式の講義であり、市議会の傍聴や福祉･環境施設の見学などを組み込み、公務員希望者にとっても行政の現場で何が行われているかを理解する格好の機会となっている。

学生の学習ニーズに応えるための制度として「乗り入れ制度」と「他大学での既修得単位の認定」を実施している。「乗り入れ制度」は、学生の履修の便を図るために一定の範囲内で法経科第１部・生活科学科と法経科第２部の間で同一科目の受講を認める制度である。従来、法経科第１部と第２部の間で実施されていたが、平成19年度からは教養科目に関して、生活科学科と法経科第２部の間での乗り入れを認め、さらに平成22年度からは専修科目についても乗り入れを認めることとなった。乗り入れ可能単位数は法経科第1部、第２部、生活科学科ともに20単位を上限としている。

「他大学での既修得単位の認定」については、認定の上限は30単位である。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の編成においては､学生のニーズの変化に対応したコース構成の変更､カリキュラムの見直し､科目群の再編成を適宜に行っている。

学生の資格取得ニーズに対応して、生活科学科では社会福祉士国家試験受験資格や二級建築士受験資格を卒業資格として取得できる課程を導入し、法経科においても日商簿記検定二級に対応した講義科目の開設などを導入したカリキュラム改編を進めている。

情報科目の受講者の増加に対応するために、情報処理実習の単位を卒業単位に算入するとともに、入学者の多様化に伴い、他大学の既修得単位認定を進め、さらに法経科第１部・生活科学科と法経科第２部の乗り入れ制度の拡充に努めるなどの学生のニーズに対応する制度的配慮が進められている。

各授業科目の内容も、学会の動向や研究水準を反映させるのみならず、各担当教員による当該分野の先端的研究成果を授業内容に導入することで、研究と教育が融合する高等教育としての質を担保することに成功している。

また、津市立の公立短期大学という地域に根ざした高等教育機関としての特質を表す自治体行政特論や地域史などの授業科目を開設することで、地域社会からの要請にも応えている。これらから見て、学生のニーズや地域社会の要請への配慮、学術研究の成果の反映などは十分に達成されている。

観点５－１－③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

科目の履修については、学期毎にオリエンテーションを開催して、履修申告についての説明と注意を行い、特に１年次前期のオリエンテーションでは、クラス担任による履修指導の時間を確保している。

法経科第１部･第２部ならびに生活科学科生活科学専攻においてはオフィスアワーを設け、学生からのさまざまな学習相談に応じる体制を整えている。食物栄養学専攻については、専攻自体がクラスとしてまとまって行動することが大半であるため、授業の前後に随時相談に乗っている。

本学では２年次の履修について、法経科第１部では30単位以上、生活科学科では20単位以上の単位取得を義務づけ、卒業要件としている。

通例のＣＡＰ制度とは逆の制度設定であるが、このような制度設定にしたのは次のような理由による。本学においては、栄養士養成課程を含む食物栄養学専攻以外は、年次必修科目の配当が少なく、おおむね１年次の入門講義と、２年次の卒業演習に限られる。一方で、開設される専修科目は相当多数に上っている。これは、それぞれの学科・専攻における教育目的に沿った科目配置を基礎的なものにとどめず、発展的、専門的な科目群を充実させ、学生には自らの興味関心に沿ってできるだけ広く深い学習が可能になるようにという教育課程編制の趣旨にもとづいている。そのため、学年やセメスター毎の履修制限は設けていない。

しかしながら、平成19 年度に行われた全学的な学科・カリキュラム改編に際して、法経科第１部・第２部を対象とした履修状況調査を行った結果、次のような状況が判明した。第一に、多くの学生は卒業必要単位を若干上回る程度の単位取得にとどまっていた。第二に、１年次において卒業必要単位の60～80％を取得する学生が多く、２年次、とりわけ後期においては、卒業必修の演習を除けば、極めて少ない単位取得にとどまっており、かつ、履修申告しながら出席不足、試験欠席となる学生が多数存在した。第三に、専修科目のうち、より基礎的な科目と、より専門的な科目についての履修状況が前者から後者へというツリー構造に根ざした履修状況になっていなかった。

こうした状況は、本学が意図した教育課程に沿った履修が実現されていない事を示しており、同様な状況は生活科学科からも報告された。しかし、１年次における取得単位の上限設定を導入することは、本学が従来からとってきた理念に反するものであることから望ましくなかった。また、第三の点に関しては、法経科においては専修科目のうちかなりの部分が隔年開講科目であるため、発展的科目を２年次で履修しようとしても不開講の場合が多く、履修のツリー構造が確保できないという事情があった。そこで、カリキュラム改編に際しては、①２年次における最低履修単位数を卒業必要単位のほぼ半分である30 単位に設定する ②発展的専修科目を基本的に２単位科目として毎年開講とする ③４単位科目である基礎的専修科目についてもセメスター単位で履修できるように週２回開講とする、という改編を行った。

通常の開講科目は前後期それぞれ14 回の授業回数を確保し、休講があった場合には補講を実施している。また、法経科第２部においては、土曜閉庁措置に伴い従前実施されていた土曜日の授業ができなくなったことから、乗り入れ制度の単位制限を拡充するとともに、夏季と春季休業期間中に集中講義を開講して、履修の便宜を図っている。

また、資料５－１－③－Ａに示したように、学生の理解度の確認と自発的学習を促すために、講義の途中で小テストやレポート課題を実施している講義等が全体の３割以上ある。また、多くの実習・実験系の科目では毎回レポートを課している。

資料５－１－③－Ａ　平成25年度開講科目の小テスト･小レポート実施状況

		小テスト	小レポート	開設科目数	実施割合(%)
基礎科目・共通科目		10	17	73	37.0
法経共通科目		1	1	4	50.0
生活基礎科目		3	3	23	26.1
専修科目	法経科第１部	11	6	57	31.6
	法経科第２部	8	3	37	29.7
	食物栄養学専攻	4	4	37	21.6
	生活科学専攻	11	15	59	44.1
その他資格関連科目		3	1	26	15.4
全　　体		51	50	316	32.0

（平成25年度両科履修要項から作成）

【分析結果とその根拠理由】
ガイダンスやクラス担任制、オフィスアワーなどを通じての履修指導が十分に機能している。各科目においても、講義途中の理解度を確認するための小テスト・小レポートの実施や、見学･調査･実習などの工夫により、学生の理解を実質化する努力が継続的に行われている。また、ＣＡＰ制度とは異なる形態であるが、学生が自らの問題関心に基づく広くかつ深い学習を保証しつつ、カリキュラムの体系性に基づいた履修を可能にするように設定された２年次最低履修単位制度は、隔年開講科目の原則廃止や４単位科目の週２回開講などのセメスター制の実質化と組み合わせることで、２年間を通じた計画的で段階的な専門科目履修が可能になり、単位の実質化にとって極めて有効である。

観点５－２－①：教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】
本学の開講科目における授業形態は、各科のカリキュラムに対応している。資料５－２－①－Ａに示したように各学科に共通して開講されている共通科目については、講義は 64%、外国語など演習科目が 28%となっており、外国語については 30 名程度をクラス編成の基準としている。他には情報処理実習等の実習科目や体育実技がある。
法経科は、専門科目については第１部で講義科目が 97%、第２部で同じく 97%と、圧倒的に講義中心の授業形態となっている。これは第１部では「法律･行政･経済･経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材を育成する」という法経科の教育目標を達成するために、学問の最先端にいる教員の講義というのがふさわしい形態であるとの考えに基づくものである。さらに、「机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材を育成する」ために演習を配置している。中でも法律コースでは、講義を受講しつつ、１年次後半に「基礎演習」で課題に取り組む姿勢を醸成し、その後２年次に「演習」で力量をつけるべく指導している。法経科第２部では「社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざす」という教育目標達成のため、こちらもまた講義中心のカリキュラム編成になっている。ただし「法哲学」のように毎回の講義後にレポート作成を課して講評を行い理解の一層の徹底を目指すという、演習的要素を取り入れた科目も存在する。
一方、生活科学科では講義科目の比率が食物栄養学専攻で 76%、生活科学専攻で 80%となっており、残りは講義以外の実験、実習である。これは生活科学科では資格取得に関わる科目が多く配置されているためである。食物栄養学専攻は栄養士資格取得のため、講義と実験・実習がバランスよく配置されている。「食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育を行う。科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストを育成する」といった教育目標に適ったものである。同専攻では「特別演習」が必修ではないが、これは校外実習など課外に多くの時間を割く必要があり、そのうえでなお演習に参加して一定程度の成果をあげるには、学生の主体的な意欲が必要だからである。他方、生活科学専攻においては、おおよそ８割の講義と２割のその他科目で構成されているが、「「理論」と「実践」を学び、現場で生きる知識と技術を備えた人材を育成する」という生活福祉心理コースの教育目標、住まいとまちをつくる専門的な力を育成する」という居住環境コースの教育目標に適合した配置である。生活福祉・心理コースではグループワークを通じて現場との接点を探る「老人福祉論」など、講義と演習を組み合わせたような工夫が試みられている。また、居住環境コースでは「住生活設計」のように、講義中に提示された課題をこなすことで学生の能力を高める科目、映像を多く視聴することで環境破壊の実情をよりリアルに理解することを目指す「環境共生論」も用意されている。

資料５－２－①－Ａ　三重短期大学における開講科目の授業形態

学科・部・専攻および科目分野	科目の種別と全体に占める割合									
	講義	%	演習	%	実習	%	実験	%	実技	%
共通科目（語学基礎を含む）	23	64	10	28	2	5	0	0	1	3
法経科第１部（専修基礎を含む）	66	97	2	3	0	0	0	0	0	0
法経科第２部	36	97	1	3	0	0	0	0	0	0
生活科学科食物栄養学専攻（専修基礎を含む）	45	76	1	2	8	14	5	8	0	0
生活科学科生活科学専攻（専修基礎を含む）	78	80	7	7	11	12	1	1	0	0
教職科目	7	54	3	23	3	23	0	0	0	0

（両科履修要項より作成）

※法経科第１部の演習は「演習」と「基礎演習」であるが、開設数はそれぞれ 11 と４で合計 15、法経科第２部「社会科学演習」の開設数は９である。他方、食物栄養学専攻の演習は「特別演習」（開設数４）生活科学専攻の演習は「福祉心理演習」（開設数５）「福祉心理基礎演習」（開設数５）「居住環境特別演習」（開設数３）となっている。また、教職科目に関しては「教職実践演習（中学校）」および「同（栄養教諭）」開設されている。

【分析結果とその根拠理由】

教育目的に照らしたとき、法経科第１部・第２部は講義科目中心の構成になっているが、演習を必修科目とすることにより、適切なバランスを保っている。生活科学科の両専攻は資格取得の課程を含んでいることもあって、食物栄養学の各分野における講義・演習・実験・実習の授業形態の組み合わせにみるようなバランスの取れた適切なものになっている。

また、講義科目の中においても、毎回レポート講評を行ったり映像素材を積極活用したりするなど工夫が試みられ、また「学外演習等の実施状況」にみるような見学･調査･裁判傍聴などを組み入れるなど、適切な学習指導法が実施されている。

観点５－２－②：　教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され，活用されているか。

【観点に係る状況】

法経科（第１部、第２部）、生活科学科（食物栄養学専攻、生活科学専攻）の学科ごとに履修要項を作成し、年度当初に全学生へ配布している。

履修要項の構成は、単位制についての説明、履修申告の方法、単位の認定、単位の取り方（卒業必要単位）、相互乗り入れ、免許の取得、についての記載に続けて、各科目のシラバスが１ 科目につき１ 頁の分量で掲載されている。シラバスの構成は、「講義のねらい」「授業計画」「教材・テキスト・参考文献等」「成績評価方法」「その他」の項目からなる。

前回自己点検評価時のデータであるが、平成21 年３月に、全学生を対象にシラバスの活用について学生の実態調査を行ったところ、資料５－２－②－Ａに示したように「始めから終わりまで丁寧に読んだ」という学生が多く、「履修上の注意や卒業要件については丁寧に読んだ」がそれに次いでいる。一方で「読んでいない」という回答はきわめて少なかった。

資料５－２－②－Ａ　シラバスの活用実態調査

	丁寧に読んだ	注意事項は丁寧に	シラバスは丁寧に	ざっと目を通した	読んでいない
法経科第１部	49.7%	37.6%	4.6%	8.1%	0.0%
法経科第２部	48.1%	27.4%	5.7%	17.0%	1.9%

食栄専攻	31.8%	52.3%	1.1%	14.8%	0.0%
生活科学専攻	46.2%	37.2%	7.1%	8.3%	1.3%

（平成21年３月実施アンケートより作成）

それぞれの講義内容がシラバスに沿ったものであったか否かについては、学生による授業評価で確認することができる。

【分析結果とその根拠理由】

本学のシラバスは、「履修要項」として、法経科第１部・第２部編、生活科学科編の２種類が毎年作成され、内容は、講義のねらい、授業計画、教材・テキスト・参考文献、成績評価方法から構成され、その他の項目では履修上の留意事項などが記載され、１ 科目１ 頁で記載されており、構成・情報量共に適切に作成されている。また、その活用については学生アンケートの結果に見るように、読んでいない学生はいずれの学科・専攻においても２％未満であり、充分に活用されている。また、授業がシラバスに沿ったものとなっているかどうかについても授業評価アンケートに「シラバスは講義内容を知る上で有益であった」という質問項目を設定して確認されており、問題はない。

観点５－２－③： 自主学習への配慮，基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学学生が自主学習を行う施設は主に図書館、次いで情報処理実習室であるが、図書館は平日 9 時から 21 時まで開館しているため、学生が利用しやすくなっている。図書館には司書職員が常駐しており、資料、利用に関する質問には充分対応できている。情報処理実習室は講義のない時間帯は９時から 21 時まで利用が可能であり、担当職員も 5 時までは配置されているため、質問には受けこたえできる体制が整えられている。しかし、法経科第２部の授業時間帯には司書職員は配置されておらず、自主学習にとって適切な環境とは言い難い。

基礎学力不足の学生に対しては、担当教員の判断で個別に課題を与え、添削をするなどきめ細かい指導をおこなっている。また、１年次においてはクラス担当教員が、２年次においては（法経科法律コースおよび生活科学科生活福祉・心理コースにおいては１年次後半から）演習担当教員が学生の状況を把握して、科目担当教員との連絡を取るように努めている。オフィスアワーでは、担当科目以外の質問も受け付けた上で担当教員に連絡して、学生の疑問に対応できるようにする体制を取っている。

本学は少人数教育を心がけているので、授業中に学生の能力をみきわめることが可能である。中でも学力差が見えやすい外国語については、クラス編成に配慮し、あくまでも学生の希望に沿いつつ、対応を怠らないように 30 名程度のクラスで受講できるよう配慮している。

【分析結果とその根拠理由】

自主学習への配慮は図書館のレファレンス体制の整備や開館時間の工夫、情報処理実習室の自由利用などにより行われている。また時間割の都合で情報処理実習室を利用できない学生に対しては、地域連携センターのパソコンの利用を認めるといった措置も取られている。他方、法経科第２部においては、学力試験を経ずに入学する学生もいることから、基礎学力不足の学生の存在が想定できるが、全体として、講義科目であっても少人数教育が実現できているので、個々の教員やクラス担任・演習指導教員によるフォローアップによって基礎学力不足の学生への一定の対処は行われている。

しかしながら、短大や学科・専攻として、補習授業の開講や能力別講義の開講などの組織的取組は不十分であり、基礎学力不足の学生の有無についての調査も十分に行われていない。この点、平成 30 年度の成績管理システムの更新へ向けて、所用の機能の検討を組織的に進める必要がある。

観点５－２－④： 夜間において授業を実施している課程（第２部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には，その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ，適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】
法経科第２部においては、通常の時間割は従来第１－２時限が 17 時 45 分－19 時 15 分、第３－４時限が 19 時 30 分－21 時に設定されていた。これは、①17 時前後に終業時を迎えることの多い勤労学生のキャンパス到達可能時間　②夕食を含めた休憩時間の確保　③遠隔地より公共交通機関で通学してくる学生の帰路の保障　という三つの条件を考慮して設定されたものであった。しかし、学生の実態をみると、休憩時間に夕食を取る者はほとんどいなかった。また、第１部の第９－10 時限の終了時間が 17 時 40 分で、第２部の１－２時限の開始時間との間が５分しかないのは、教員にとっても学生にとっても不便であることなどから、平成 24 年度より、第２部の１－２時限を 17 時 50 分－19 時 20 分、第３－４時限を 19 時 30 分－21 時に変更した。
第２部については夏季及び春季休業期間中に集中講義を設定し、単位取得の便を図っている。
第２部では、共通科目がＡ、Ｂの区分からそれぞれ２単位以上、専修科目が法律分野、経商分野、行政分野からそれぞれ８単位以上修得しなければならいとの卒業要件がある。
そのため通常の時間割内でこれら各区分、各分野をバランスよく履修して卒業要件を満たすのに支障が生じる場合があり得ることを考慮して休業期間中の集中講義が設定されたもので、平成 24 年度には夏季休業期間中に法律分野の行政法と経商分野の経済史が、冬季休業期間中に共通Ａの環境論と経商分野の地方財政論が、平成 25 年度においては、夏季休業期間中に経商分野の会計学と行政分野の行政学が、冬季休業期間中に経商分野の国際経済論と行政分野の地域政策論が開講されており、各分野の偏りが生じないよう配慮されている。
また、毎年専任教員のうち３分の１程度の者が、17 時以降の時間帯にオフィスアワーを設定しており、第２部学生への対応にあたっている。

【分析結果とその根拠理由】
本学の法経科第２部は、県内各地からの通学生が存在するため、始業時間・終業時間が制約されるなか、卒業必要年次を２年間に設定しており、３年課程に比較すると、相当タイトな時間割とならざるを得ない。そこで、夏・春休暇中に集中講義を設定するという形で配慮するなど、卒業必要単位の確保に支障が出ないような時間割の設定を行うとともに、クラス担任、ゼミ教員、オフィスアワーによる履修指導を徹底することで、第２部学生への配慮を行っている。

観点５－２－⑤：　通信教育を行う課程を置いている場合には，印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。），放送授業，面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され，適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点５－３－①：教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され，学生に周知されており，これらの基準に従って，成績評価，単位認定，卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】
学則第15 条および「試験規程」「受験心得」において成績評価基準が定められており、それらが記載された「学生便覧」は学生全員に配布されている。さらに定期試験前には、掲示を通じて学生に周知徹底している。
試験は筆記試験もしくはレポートによるのが基本であるが、実験・実習等にあっては平素のレポートや受講態度によっても評価している。各科目の評価方法・配点基準については「履修要項」中の各シラバスの成績評価の項目に明記されている。
履修要項や学生便覧をどの程度丁寧に読んでいるのかについては、前回自己点検評価の際のものであるが、平成20 年度末の調査によれば、履修要項については前掲資料５－２－②－Ａに示したとおり、丁寧に読まれていた。
一方、学生便覧については、資料５－３－①－Ａに示したように、何らかの必要が生じたときに目を通すという学生が多く、試験規程や受験心得を学生便覧から知るという学生はそれほど多くないと考えられ

る。

資料５－３－①－Ａ　学生便覧の熟読度

	丁寧に読んだ	必要が生じたとき読んだ	読んでいない
法経科第１部	16.3%	76.7%	7.0%
法経科第２部	17.9%	65.1%	17.0%
食物栄養学専攻	11.4%	83.0%	5.7%
生活科学専攻	11.4%	78.5%	10.1%

（平成21年３月実施アンケートより作成）

成績評価にあたっては、原則的に欠席が出席すべき時間数の３分の１を超えた者には受験資格が与えられない。一方で、受験資格を有する者で、傷病や就職試験等やむを得ない事情により定期試験を受験できなかった者については、それを証する書類を添えて申請することにより追試験が認められる。

成績評価は優（80 点以上）、良（70 点以上）、可（60 点以上）、不可（60 点未満）によって表され、可以上が合格となり単位が認定される。また、不可の場合には担当教員の判断により再試験を行うが、再試験を実施しない場合には成績表に「再不」と表記される。これらについては、成績発表時に学生に対して成績表の見方を配布して周知を図っている。

試験における不正行為に対しては平成５年12 月以降、「不正行為判定委員会」が設けられ、「不正行為」と認定された場合には、その内容に応じて訓告もしくは懲戒処分（戒告、停学、退学及び除籍）が教授会に提案されることになっている（「不正行為判定委員会規定」第６条）。

これらの措置については「学生便覧」にも明示されているが、委員会設置後現在に至るまで処分者は出ていない。

卒業要件については学則第10 条で定められており、２年以上在学し、学科・専攻ごとに定められた単位を修得しなければならない。詳細な内容については「履修要項」ならびに「学生便覧」に記載するとともに、各学期初めに行うオリエンテーション時に学生に周知徹底している。また、履修申告に際しては、クラス担任、ゼミ教員のチェックをうけることになっており、教員の指導のもと、卒業要件をみたすように配慮されている。なお、３月初旬に開催される教授会において、卒業判定対象者個々の単位取得状況が一覧表として資料提供され、審議され、卒業認定が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準、卒業認定基準はそれぞれ試験規程、学則によって定められており、「履修要項」・「学生便覧」として全学生に配布されることで周知が図られている。学生便覧についてはガイダンスの際に熟読するよう案内し、当該規定の周知を徹底している。

また、履修申告の際にクラス担任、ゼミ教員のチェックを受けるよう促し、単位認定までの学習について個別に相談する機会を設けている。各学期の成績発表の際には、成績表の見方について説明し、学生の理解を図っている。

成績評価、単位認定、卒業認定はこれらの基準を評価担当教員に周知することで適切に実施されており、卒業認定も卒業判定教授会に必要資料が提出されて適切に判定されている。

以上のことから、成績評価基準･卒業認定基準は学生に周知され、適切な成績評価･単位認定･卒業認定が行われている。

観点５－３－②：　成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価の正確さを担保するために、平成17年12月教授会において「成績評価等の正確性を担保するための措置について」の申し合わせが行われている。これによって教員は成績評価を行っているが、学生から成績評価に対する問い合せや疑問がある場合には、平成20 年６月教授会において承認された「成績評価にかかわる異議申立てに関する規程」に基づいて対応することになった。あわせて、①答案･レポートの半年間の保管 ②正答例･採点基準の準備 ③半年経過後の成績評価訂正を行わないこと、が申し合わされた。この旨を「学生便覧」に掲載すると共に、掲示によって学生に周知している。

平成22年～25年の異議申し立て状況は以下のとおりである。

資料５－３－②－Ａ　成績についての異議申し立て（質問を含む）内容と処置

	申し立て件数	内　　容	処　置
H22年	前期5件、後期4件	誤記（4）成績根拠の説明要望（5）	訂正、根拠説明
H23年	前期5件、後期3件	誤記（5）成績根拠の説明要望（3）	訂正、根拠説明
H24年	前期4件、後期5件	誤記（2）成績根拠の説明要望（7）	訂正、根拠説明
H25年	前期2件、後期1件	誤記（2）成績根拠の説明要望（1）	訂正、根拠説明

（学内資料より作成）

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の正確さを担保するために「成績評価に関わる異議申立てに関する規程」が策定されており、学生に対しても「学生便覧」への掲載、掲示によって周知されている。成績評価後半年間の答案・レポートの保存も従前から行われており、「過去４年間の異議申し立て内容」にある、質問内容、回答の概略を見ても、学生からの質問に対し、教員は真摯に回答しており、「規程」に準じた適切な処理が行われている。また、異議申立が毎年度一定数行われていることから見て、学生便覧の記載は周知されている。したがって、成績評価等の正確さは十分に担保できている。

＜専攻科課程＞

観点５－４－①：　学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

該当なし。

観点５－４－②：　教育の目的に照らして，授業科目が適切に配置され，教育課程が体系的に編成されており，授業科目の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

該当なし。

観点５－４－③：　教育課程の編成又は授業科目の内容において，学生の多様なニーズ，研究成果の反映，学術の発展動向，社会からの要請等に配慮しているか。

該当なし。

観点５－５－①：　教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

該当なし。

観点５－５－②：　教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され，活用されているか。

該当なし。

観点５－５－③：　自主学習への配慮，多様な専門分野への配慮等が組織的に行われているか。

該当なし。

観点５－６－①：　専攻科で修学するにふさわしい研究指導が適切な計画に基づいて行われているか。

該当なし。

観点５－７－①：　教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され，学生に周知されており，これらの基準に従って，成績評価，単位認定，修了認定が適切に実施されているか。

該当なし。

観点５－７－②：　成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

該当なし。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・本学の教育課程は、各学科･専攻部門ごとの教育目標にしたがって体系的に編成されている。

･基礎科目･共通科目については、全学横断的な教養教育として位置づけ、両科を通じて共通化を図ることで短大としての教育目的実現の重要な基礎となっている。

・共通科目に、「自治体行政特論」や「地域史」など、地域社会からの要請に応える内容を持った科目を配置している点は地域に根ざした公立短期大学の特性に沿ったものである。

・各学科･専攻部門ごとの専修科目も学科･専攻部門の特性に配慮して適切な授業形態の組み合わせに留意している。

・２年次に卒業演習を置くことで少人数教育によりつつ、それまでの学習の総合科を通じて教育目的に沿った人材の完成を図っている。

・２年次における最低履修単位の制限を設定することは、通常の CAP 制とは反対の制度設計であるが、４単位科目を週２回開講するなどの工夫と相まって２学年４セメスターを通じた体系的な履修の実現と、各自の興味関心に基づく学習を最大限可能とすることの両立を図っている。

･不正行為に関する対応として､不正行為判定委員会の設置と判定基準についての学生への周知が図られ、その効果により、制度設定以降不正行為の発生を見ていないのは優れた点である。

・成績評価･単位認定・卒業判定についての周知が、異議申立の状況から見て、「学生便覧」のガイダンスでの徹底、クラス担任、ゼミ担当教員を通じた指導により改善されたことは優れた点である。

【改善を要する点】

・学生の自主学習をサポートする上で、施設･設備面での配慮は、図書館の開館時間延長、情報処理演習室におけるサポートの時間延長など、法経科第２部学生を対象とする面で拡充する必要があるが、依然として改善を見ていない。

・入試形態の多様化に伴い、学力試験を経ずに入学する学生の割合が法経科第２部･生活科学専攻を中心に増加しており、その実態を定量的に把握する調査と短大全体、および学科･専攻部門として対応していく必要がある。

（３）基準５の自己評価の概要

教育課程の編成は、各学科･専攻部門･コースの教育目的に照らして体系的に行われており、種々の資格取得につながる課程を設定するなど、学生のニーズに応え、また地域社会からの要請にも配慮して設定されている。授業科目の配置も、語学科目･共通科目を全学的に共通化すると供に、専修科目も基礎的科目から発展的科目へと積み上げていくカリキュラム編成とし、２年次の最低履修単位を設定することで、２年間を通じたバランスのとれた学習を可能にしている。授業科目の内容も当該学術分野の成果を十全に反映しており、求められる学問的水準を満たしている。教育課程を展開するための授業形態も学科･専攻部門ごとの特色を持ちつつ、それぞれの教育目的に沿った各形態を適切に組み合わせており、全体として少人数教育を確保する中で、適切な学習指導が果たされている。

また、法経科第２部は夜間の課程であるが、２年間という履修期間を設定しており、時間割の配置、集

中講義の開講などの工夫により、在籍学生に配慮した設定を行い、綿密な履修指導により教育目標を実現している。

教育課程の趣旨に添って作成されたシラバス（『履修要項』）は多数の学生に活用されており、成績評価の正確さを担保するため試験規則･学則などによる成績評価基準や卒業認定基準の明確化が学生便覧などの理解を通じて果たされており、成績評価への疑義を申し立てるための制度的な整備も実現し、申立に対する処理も適正に行われている。

自主的学習を行う機会や環境を適切に整える点においては、設置者の財政状況や職員配置の制約から不十分な点があり、従来からの指摘にもかかわらず、いまだ改善を見ていない。設置者との協議を進めて今後の改善を図っていく必要がある。また、基礎学力不足の学生の把握や対応の組織化に関しては一層重点的に取り組む必要がある。

基準６　教育の成果

（１） 観点ごとの分析

観点６－１－①： 学生が身に付ける学力，資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして，その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の教育目標の達成状況を量的に検証する指標としては、就職率、四年制大学への編入学試験合格実績、栄養士免許取得率などが挙げられる。一方、質的に検証する材料としては、多くの演習で実施している卒業論文や卒業制作を挙げることができる。さらに、毎年、卒業時に実施する「卒業生満足度調査」は、学生の主観的な達成感を知る手がかりとなる。また、平成20年度からは、学生部によって卒業生アンケートおよび企業アンケート
を実施し、本学卒業生に対する社会的評価のデータを得ている。

これらの指標を分析し、以後の教育活動の方針を策定する場としては、就職率や編入学、栄養士免許取得状況などについてはキャリア支援委員会がデータの収集分析を行い、教授会へ報告を行っている。

卒業生満足度調査については、評価委員会による分析と各学科・教授会への報告が行われている。卒業論文･卒業制作の状況については各学科が把握している。これらの各データをもとにした教育目標の達成状況の検証についてはキャリア支援委員会、学務委員会、評価委員会、ＦＤ委員会等の報告を受けて、学科・専攻会議での検討、さらに教授会においての検証が行われている。

カリキュラム改訂の例として、情報リテラシーの重要性に鑑み平成22年度より情報処理実習を卒業単位に含めるようにしたこと、環境問題が世界的に喫緊の課題になっていることから平成22年度より「環境政策論」「環境倫理学」等の環境関連科目を開設して居住環境コースの環境面を充実させたことなどがあげられる。

【分析結果とその根拠理由】

教育目標の達成状況を把握するための指標として、量的な面では、就職内定率、編入学試験合格実績、栄養士免許取得率などが、質的な面では卒業論文・卒業制作や「卒業生満足度調査」などによる学生の自己評価データ、平成20年度より実施している企業アンケートなどのデータが把握されており、適宜、教授会・学科会議・評価委員会・ＦＤ委員会などで報告されている。それらの場を通じて、アドホックな形で問題点の指摘や対応策の提起が行われ、カリキュラム改訂や進路指導方針の作成などへ反映されている。しかしながら、専門的にそれらのデータを分析し、問題点を抽出して対策を提起するための常設の委員会などは組織されていない。したがって、今後これらのデータを体系的に整備し、課題の検証、対策の提起を行うための組織的整備が課題である。

観点６－１－②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について，単位修得，進級，卒業（修了）の状況，資格取得の状況等から，あるいは卒業研究，卒業制作等を課している場合には，その内容・水準から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学科・専攻ごとに過去５年間の入学者・退学者・休学者・留年の状況を資料６－１－②－Ａに示す。

法経科第１部、生活科学科における退学者をみると、生活科学科ではあまり変化がない一方、法経科第１部の退学や留年の増加が目立つ。また、近年目立つのは入学直後の退学であり、入学したものの環境になじめないという理由や、勉学の内容が当初イメージしていたものと異なるケースである。また、経済状況の悪化とともに経済的理由が増加している。法経科第２部が相変わらず多い傾向にあるが、経済的事情によるものが大半である。法経科第２部に入学する学生は、昼間仕事を持っていたり、家庭の経済的厳しさの中で学費の安い本学を選択したりと、通学条件において昼間部の学生に比べ、厳しい場合が多い。

休学者の多くはメンタルな問題を抱えており、半年ないし１年の休学後、結果的に退学するケースが多い。

資料６－１－②－Ａ　　過去５年間の入学･退学・休学・留年の状況

（退学には死亡、学費未納による除籍を含む）

	法経科第１部				法経科第２部			
	入　学	退　学	休　学	留　年	入　学	退　学	休　学	留　年
平成20年度	109	1	1	7	92	14	2	15
平成21年度	108	0	0	7	100	3	1	21
平成22年度	105	7	0	6	119	16	2	28
平成23年度	105	10	0	9	88	21	0	25
平成24年度	100	2	0	5	66	10	1	18
	生活科学科食物栄養学専攻				生活科学科生活科学専攻			
	入　学	退　学	休　学	留　年	入　学	退　学	休　学	留　年
平成20年度	54	0	0	0	111	5	1	7
平成21年度	50	0	0	0	108	4	1	6
平成22年度	51	0	0	3	98	5	0	5
平成23年度	51	0	0	6	110	3	0	6
平成24年度	50	3	0	7	104	5	1	6

（各年度在学生調により作成）

資料６－１－②－Ｂとして、過去３年間に退学した学生の退学理由を示す。近年、進路変更が最も多いが、経済的理由と健康上の理由も増加傾向にある。進路変更の中には就職が含まれるため、広い意味での経済的理由や勉学意欲の喪失と重なるケースも見かけられる。

資料６－１－②－Ｂ　退学理由（＊複数回答を含む）

	経済的理由（家庭の事情）	勉学意欲の喪失	進路変更	健康上（含・ﾒﾝﾀﾙ）の理由
平成22年度	9（29.0%）	8（25.8%）	12（38.7%）	2　（6.5%）
平成23年度	5（18.5%）	5（18.5%）	14（51.9%）	3（11.1%）
平成24年度	10（38.5%）	6（23.1%）	6（23.1%）	4（15.4%）

（各年教授会資料より作成）

本学を卒業すると同時に取得できる資格には栄養士免許と教員免許がある。資料６－１－②－Ｃは過去５年間の食物栄養学専攻の卒業生と栄養士免許の取得者数を示したものであり、大半が免許を取得の上卒業しているが、平成24年度には免許取得者の割合が大きく減少した。

また、資料６－１－②－Ｄは過去５年間の教職課程履修者数と卒業時の進路状況を示したものである。なお、栄養士資格取得者の約半数は資格を生かす職種に就いているが、過去５年間の教員免許取得者のうち、現在正式に教員採用されている卒業生は３名である（家庭科２名、栄養教諭１名）。

資料６－１－②－Ｃ　食物栄養学専攻の学生数と栄養士免許取得状況

卒業年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
卒業者数	45	54	47	48	50
免許取得者数	45	52	45	47	38
取得率	100%	96.3%	95.7%	97.9%	76.0%

（各年教授会資料より作成）

資料６－１－②－Ｄ　教職課程履修者数

卒業年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
中学校２種	3	9	2	3	9
栄養教諭	4	7	10	8	6

（各年教授会資料より作成）

また、生活科学専攻生活福祉・心理コースにおいて「社会福祉士基礎資格」を取得して卒業した学生数は平成20年、21年の２年間に22 名（平成20年度が第１回卒業生）であり、うち17名が実務経験を積むこと

ができる福祉施設に就職した（残る５名のうち、３名は四年制大学への編入学、１名は公務員、1 名は身体障害をもつ中学校生徒の補助員）。なお、平成22年には６名が、平成23年には10名が、平成24年には9名が基礎資格を取得した。

２年間の学習成果を集約する場として演習が存在しており、食物栄養学専攻を除き、演習が必修化されている。各演習あたり数名から10 数名の学生が所属し、担当教員の指導を受けつつ、各自の研究テーマに沿って学習を進めている。卒業論文の作成は必須ではないが、大半の演習で卒業論文・卒業制作を課しており、論文集として製本の上、図書館への配架を行い、報告会・展示会を実施している。

平成24年度についてみると、法経科第１部では14の演習のうち８つの演習で、第２部では12 の演習のうち７つの演習で卒業論集を発行している。生活科学専攻では８つの演習が開講されており、すべての演習で卒業論文・卒業制作等を課している。そのうち、論集を作成している演習は４つある。一方、居住環境コースの１つの演習と生活福祉・心理コースの２つの演習では研究報告会を開催している。生活科学科食物栄養学専攻では演習は選択科目であるが、４人の専任教員が担当している。全ての演習で卒業論文等を作成しており、共著の形で研究をまとめ紀要に報告した演習が３つある。

カリキュラム外の学生の学習成果発表の場としては、三重銀総研との包括協定締結により誕生した「産学連携小論文コンクール」がある。平成19年度から始まり、すでに６回を数える。過去４回の応募状況と受賞作品は資料６－１－②－Ｅに示した。

資料６－１－②－Ｅ　産学連携小論文コンクール受賞論文

年	応募	テーマ	最優秀・優秀論文
平成21年度（第3回）	25	これからの働き方を考える	高年齢の多様な働き方とワークシェアリング推進に向けて（法Ⅱ・2年） これからの高齢者雇用のあり方について（法Ⅰ・2年） 育児と仕事の両立（法Ⅰ・2年） 障がい者雇用問題（生活・2年）
平成22年度（第4回）	20	これからの働き方を考える	高齢労働市場の現状（法Ⅰ・2 年） 女性の社会参加（法Ⅰ・1 年） 日本の今とこれから（生活・2 年） 労働法違反撲滅によるより良い社会を目指して（法Ⅰ・2年）
平成23年度（第5回）	15	3.11 後のライフスタイル	マスメディアは、東京電力･政府の情報隠蔽に加担しているかー福島原発報道に見る情報の偏り（法Ⅰ・2 年） 日本の強みを生かすサプライチェーン女性の社会参加（法Ⅰ・2 年） 日常生活における防災意識と防災行動（法Ⅰ・2 年） 被災地の中小企業支援－金融的側面からー（法Ⅰ・2年） 〔特別賞〕私が経験した東日本大震災（法Ⅰ・2年）
平成24年度（第6回）	25	地方都市のまちづくりを考える	ゆるキャラによるまちづくり（生活・2 年） 電力供給について考える（法Ⅰ・2 年） 高齢化社会に直面する地方都市のまちづくり（法Ⅰ・2 年） ふるさとで暮らすために今私たちにできること（法Ⅰ・2年）
平成25年度（第7回）	28	“いのち”と“くらし”の未来を考える	生存権保障と生活保護（法Ⅱ・2 年） 日本のエネルギー問題について（法Ⅰ・2 年） 地域に密着する防災ボランティア　消防団のこれから（法Ⅰ・2 年） 希望ある社会を目指して（法Ⅱ・1年）

【分析結果とその根拠理由】

学生の卒業状況からみて、法経科第２部を除けば休退学・留年者数は少なく、教育成果は十分に上がっている。ただし、急速に留年生が増えている食物栄養学専攻の状況について栄養士資格の取得状況とも連動している点を重く受けとめ、原因を分析し、対策を立てる必要がある。

栄養士免許・教員免許・社会福祉士基礎資格などの資格取得の状況、卒業論文・卒業制作の状況、産学連携論文コンクールの実績などからみても、教育成果は上がっているといえる。

しかしながら、法経科第２部については、他学科・専攻に比べて、相対的に留年者・中退者が多い。もともと、勉学継続上の困難を抱えている学生の割合が高く、勤務都合・経済的理由による退学が中心とはいえ、留年生の多さや留年後退学に至るケースが少なくないことからして、自主的学習環境の整備や基礎的学力不足の学生へのサポートなど法経科第２部学生に対する教育面での配慮を充実させていく必要がある。

単位取得状況の詳細な分析による教育成果の検証を進めるために、入試形態別や学科・専攻ごとの単位取得状況を集計・分析するために必要な成績管理システムの整備が必要である。この点の改善を進める必要がある。

観点６－１－③：　授業評価等，学生からの意見聴取の結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では平成 18 年度から「学生による授業評価アンケート」を実施している。授業の進め方、内容、熱意、さらには学生の質問や意見が反映されているか、工夫があるかなどを問うものである。６を最高値として６段階評価をすることで、だいたいの目安を付けることにしている。資料６－１－③－Ａに示したアンケートの結果をみると、各回ともすべての学科・専攻で基準値を上回っている。その一方でばらつきも存在し、食物栄養学専攻がやや低くなっている。

資料６－１－③－Ａ　「学生による授業評価アンケート」の総合評価（最頻値平均）

実施年度・期	法経科第１部	法経科第２部	食物栄養学専攻	生活科学専攻	共通科目
平成 23 年度前期	－	－	5.0	－	5.3
平成 23 年度後期	5.7	5.7	－	5.7	－
平成 24 年度前期	5.3	－	－	5.3	－
平成 24 年度後期	－	5.7	5.3	－	5.6
平成 25 年度前期	－	5.3	5.3	－	5.6
平成 25 年度後期	5.7	－	－	5.5	－

＊基準値は 4.5　　（各学期「学生による授業評価アンケート調査結果報告書」より作成）

本学では卒業時に、在学期間を通じた「卒業生に対する満足度調査」を行っている。６を最大値とする総合評価において、平成 23 年の食物栄養学専攻を除けば、いずれも５を上回っている。食栄についても、平成 24 年以降は 5 点台への回復を見せている。

資料６－１－③－Ｂ　卒業年次満足度調査における総合評価

	法経科第１部	法経科第２部	食物栄養学専攻	生活科学専攻	全体
平成 23 年	5.28	5.01	4.72	5.14	5.07
平成 24 年	5.28	5.00	5.19	5.16	5.17
平成 25 年	5.19	5.13	5.21	5.05	5.13

（各年「卒業生に対する満足度調査の概要」より作成）

他方、平成 25 年度「学生による授業評価アンケート調査結果報告書」の「学生の声」欄においては、それぞれの学科、専攻、コースの学生が「知的刺激を受けた」「将来の役に立つ」といった趣旨の意見を寄せており、教育目標は十分達成されているとの評価が可能である。

資料６－１－③－C　2013 年度の「学生の声」（抜粋）

学科（部・専攻・コース）	学　生　の　声
法経科第１部法律コース	民事訴訟法（普段の授業も興味深く、法廷見学はよい経験になった） 刑法（知的刺激を受ける内容を扱っており、被害者に対する見方や加害者の処遇について多面的な見方を身につけられる）
法経科第１部経商コース	金融論（金融は私たちの身近にあるものであり、学んでおいたら将来必ずどこかで役に立つと思う） 会計学（企業の財務諸表の分析ができるようになるので、就活の際、自分の受けようと思った企業の経営の良し悪しがわかるようになった）
法経科第２部	政治学原論（「政治」というものをいろいろな角度から見ることができました） 経済史（経済の視点から歴史を見ることができてとても新鮮でした。）
生活科学科食物栄養学専攻	化学（とても分かりやすく基礎を教えてくださいました） 臨床栄養学実習（その人の持っている病気等について考えながら献立を作り、実際に調理をしたりして、とてもためになった）
生活科学科生活福祉心理コース	ヘルスカウンセリング論（人とのかかわりや、自分の心身について考えさせられた） 老人福祉論（グループワークをしたり、福祉施設の方からお話を聴いたりと、多くのことを知ることができました）
生活科学科居住環境コース	住生活設計（他の人の作品を見ることで新しい発見がある） 生態系の科学（生物や環境についての丁寧な説明がよかった）

（「学生による授業評価アンケート調査結果報告書」より作成）

【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケートの結果から見て、満足度はいずれの年度・専攻においても基準値を上回っており、教育の 成果や効果は充分に上がっているといえる。しかしながら、総合的な満足度が高い一方で学科・専攻ごとのばらつきも見える。食物栄養学専攻の満足度が低いのは栄養士課程との関連で 履修科目選択の自由度が低いことが影響していると考えられる。しかし、それぞれの専修科目の学習についての 具体的な評価では高い満足度が示されており、教育の成果や効果は上がっている。

観点６－１－④：教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について，就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学学生の卒業後の進路状況について、過去５年間の推移と、年度ごとの学科・専攻別進路状況を資料６－１－④－Ａに示す。

資料６－１－④－Ａ　卒業後の進路状況

平成21年度									
学科	部・専攻	卒業者数	進学		就職			活動継続	その他
			大学	専門学校	公務員	企業等	就職率		
法経科	第一部	103	25	7	2	47	79.0%	13	10
	第二部	65	12	5	2	12	42.4%	19	22
生活科学科	食物栄養学専攻	54	3	2	0	36	90.0%	4	2
	生活科学専攻	102	17	5	1	51	76.5%	16	6
合　計		325	57	19	5	146	74.4% (80.1%)	52	40
平成22年度									
学科	部・専攻	卒業者数	進学		就職			活動継続	その他
			大学	専門学校	公務員	企業等	就職率		
法経科	第一部	107	26	5	5	45	70.4%	21	5
	第二部	72	12	5	2	12	42.4%	19	22
生活科学科	食物栄養学専攻	47	3	2	0	36	90.0%	4	2
	生活科学専攻	96	17	5	1	51	76.5%	16	6
合　計		322	58	17	8	144	71.7% (77.1%)	60	35
平成23年度									
学科	部・専攻	卒業者数	進学		就職			活動継続	その他
			大学	専門学校	公務員	企業等	就職率		
法経科	第一部	90	22	3	3	44	85.5%	8	10
	第二部	86	15	6	4	18	57.9%	16	27
生活科学科	食物栄養学専攻	48	5	0	0	38	92.7%	3	2
	生活科学専攻	90	6	2	3	57	84.5%	11	11
合　計		314	48	11	10	157	81.5% (86.8%)	38	50
平成24年度									
学科	部・専攻	卒業者数	進学		就職			活動継続	その他
			大学	専門学校	公務員	企業等	就職率		
法経科	第一部	103	21	3	7	51	90.6%	6	15
	第二部	71	16	2	0	15	78.9%	4	34
生活科学科	食物栄養学専攻	46	5	1	0	37	97.4%	1	2
	生活科学専攻	102	16	4	0	70	94.6%	4	8
合　計		325	58	10	7	173	92.3% (93.8%)	15	59
平成25年度									
学科	部・専攻	卒業者数	進学		就職			活動継続	その他
			大学	専門学校	公務員	企業等	就職率		
法経科	第一部	92	20	1	5	53	93.5%	4	9
	第二部	59	8	0	1	22	82.1%	5	23
生活科学科	食物栄養学専攻	48	4	2	0	36	90.0%	4	2
	生活科学専攻	92	11	3	3	65	95.8%	3	7
合　計		291	43	6	9	176	92.0% (93.6%)	16	41

＊就職率の（　）は法経科第２部を除いた数値　　（各年教授会資料より作成）

平成26年３月卒業生（平成24年４月入学生）で就職した学生は185名であるが、そのうち、民間企業就職者が176名、公務員就職者が９名であり、全体で92.0%の就職率であった。法経科第２部を除くと93.6%となり、比較的好調だったと言える。

直近５年間の就職内定率についてみると、平成21年度に全国的な企業の採用減の影響を受けて74.4%と80%を割り込んだのがきっかけとなり、不況の影響を直接受けた。平成22年度は71.7%と本学始まって以来最低の内定率となったが、その後キャリア支援職員、キャリア支援委員会の努力のもとに上向きに転じ、平成23年度には81.5%、平成24年には92.3%、平成25年には92.0%と回復した。

食物栄養学専攻の卒業生については、例年６割程度が栄養士資格を生かした就職をしている。全般的に、業種としては卸小売業、サービス業、金融保険業、医療・福祉が多い。なお、法経科第２部の就職率は82.1%である。

一方、四年制大学への編入学については、希望者が増加傾向にあり、例年２割弱が受験している。近年でもっともふるわなかった平成25年度卒業生の合格実績は49名であり、合格率では89.1%であった。しかし、実際に編入学した人数は43名であり、希望者のうち合格者の占める割合は78.2%である。編入学先としては、かつては指定校編入制度を利用して私立大学へ編入学する学生も多かったが、近年は国公立大学への編入学を希望する者が大半である。

【分析結果とその根拠理由】

平成21、22年度の就職率の落ち込みは、全国的な不況が影響していたが、その後、就職率は上昇し、平成25年度においては旧来の水準まで回復している。このことは、教育の成果が上がっていることの反映といえる。

食物栄養専攻の卒業生は半分以上が栄養士関連職種に就き、生活科学専攻も生活福祉・心理コースは社会福祉法人、居住環境コースは建設関係への就職率が高まった。養成しようとしている人材像に照らして、教育の成果が上がっている。また、近年、卒業生の進路の一つとしての編入学の割合が増大していることも、多くの四年制大学が本学の卒業生に対する評価を高めた結果であるから、この点からも教育の成果を反映している。

観点６－１－⑤： 卒業（修了）生や，就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成20年度以降、過去５年間に本学への求人があり、かつ内定を得た企業から100社を抽出し、郵送法による企業アンケートを実施している。平成20年の本学の出身者に対する総合評価は５点満点で平均3.7 という結果であった。その後３年を経て２回目のアンケートを実施したところ、総合的評価は3.81と上昇した。個々の項目については、「幅広い知識がある」という項目での評価が他の項目に比べて低かった。

また平成20年度に、過去４年間に卒業した学生を対象とした卒業生アンケートも実施した。無作為抽出による230 名に郵送法にて実施したところ、回収率は35%であった。主な結果として、本学で受けた教育については約８割が満足しているが、施設・設備面については「十分だった」と「不足していたが、支障はなかった」を合わせると９割を超える結果となった。また、76%の学生が本学に入学して、自分が良い方向へ変わったと考えていることもわかった。

【分析結果とその根拠理由】

卒業生アンケートの結果で、教育に対する満足度が８割を示していることからみて、本学における教育の成果や効果が上がっているといえる。企業アンケートについても、総合評価が５を最大値とする3.70、3.81と高い数値を得ていることから同様に成果を反映しているといえる。

しかしながら、２回の企業アンケートにおいて「幅広い知識がある」という設問への評価が他の項目に比べて低いという点は、本学の教育目的に照らすとき留意しなければならない点である。また「本学の教育に望むこと」という設問について、「実社会とのつながりを意識した教育」という項目を挙げた企業が61.5%から82.4%に増え、同様に「一般教養・基礎学力の育成」（51.3%→55.9%）と「自分の考えを引き出す教育」（38.5%→50.0%）が強く求められている。これらを参考に教育目標やカリキュラムを検討していく必要がある。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・教育目的にてらして望まれる、学力･資質･人材像の実現の度合いを測定する取り組みとして、学生の満足度評価や、外部者である企業アンケート、卒業生アンケートなどによる評価が行われている。
・就職状況･編入学などの進学状況、栄養士免許･教員免許などの資格取得状況、卒業･留年･中退者の状況などの客観的データを継続的に収集･整備している。
・客観的データをもとに FD 委員会･学務委員会･キャリア支援委員会などによる分析･点検活動が継続的に行われている。
・２年次演習が各学科･専攻部門に開設されており、少人数の演習を通じた担当教員による学生の資質把握、学生の置かれている状況に対応しつつ教育目標を実現するための人間的指導が、短大への帰属意識を涵養し、自らへの肯定的評価を産み出しているのは優れた点である。
・授業評価、卒業時満足度調査はいずれも高い満足度を示しており、卒業生アンケートでも教育内容への満足度が高い。
・就職状況は平成 21、22 年度に全国的な景気悪化の影響を受けて大きく落ち込んだが、平成 25 年度までに従前の水準に回復し、企業の卒業生に対する評価からも本学学生の社会的評価の高さを示している。
・編入学についても、国公立大学への編入学者が中心となっていることは、本学の教育内容に対して高い評価が得られている結果である。
・三重銀総研との産学連携小論文コンクールは、1 年生も含めて自主的学習･研究能力の向上に結びついている。
【改善を要する点】
･学生の学力に関して､単位取得状況や成績分布に関する定量的分析が継続的･システム的に行われておらず、成績管理システムの更新時における改善が必要である。
・卒業生についての教育成果を検証する担当組織が統一されていない状況を改め、評価と課題の摘出、対策の提言を全学的に担う部門の設置が必要であるが、以前として検討が進んでいない。
・法経科第２部の留年･中退者は依然として多数に上っており、早急な改善が必要であるが、とりわけ法経科における検討を進める必要があるが、法経科第１部・食栄専攻においても改善を見ていないから、全学的なセクションによる検討を進める必要がある。

（３）基準６の自己評価の概要

本学においては、学生に望まれる学力、資質･能力、人材像がどの程度達成されているかについての検証･評価が重要であることは認識されており、評価委員会、ＦＤ委員会、学科･専攻部門･コース各級において取り組まれている。特に２年次に卒業演習が設定されていることからここでの指導を通じて、卒業時の資質の確保が行われている側面が強い。検証のためのデータは、卒業時満足度調査、企業アンケート、就職･進学状況調査、各種資格取得状況調査などにより継続的に収集されている。それらからからする分析は教授会等で報告･検討されており、本学の教育目的にてらして卒業生に望まれる資質は基本的には確保されている。

三重銀総研との産学連携小論文コンクールは、さらに１年次生の資質･能力向上に寄与しており、一層、全学的な参加を図っていく必要がある。

又、授業評価や満足度調査の結果から見て、学生自身の自己評価でも目的とする資質の涵養は基本的に達成できている。就職状況も一時の低落は克服されており、企業アンケートなどから受け入れ先の高い評価も確認できる。進学についても国公立大学を中心とした編入学は一定の水準を保っており、相対的に高い学力水準が実現されていることを示している。

しかしながら、法経科第２部を中心とする留年者や中退者の状況から見て、在籍学生の一定の部分については望まれる資質の涵養が不十分なままであり、改善課題となっているが、見るべき成果が上がっていない。

基準７　学生支援等

（１） 観点ごとの分析

観点７－１－①： 授業科目や専門，専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】
各学期が始まる前に学科・学年（法経科第２部は全学年）に分けてガイダンスを実施している。特に、入学時ガイダンスでは、履修要項に基づく卒業必要単位や履修申告の方法、情報処理実習室の利用等についての全体説明と専任教員によるコース別の説明、クラス担当専任教員による履修指導や個別相談を実施し、履修申告期間中は学生部窓口において履修相談に応じる体制をとっている。また、申告後の４月下旬には履修申告確認表を学生部窓口で配布し、申告誤りを訂正する機会を設けている。
なお、夏季及び冬季休業中の集中講義、演習、情報処理実習については別途掲示にて履修方法を周知し、履修申告を受け付けている。
２年生についても１年生と同様に学生部窓口で相談を受ける他、演習の担当教員が履修指導にあたっている。また、学生生活全般についても入学時のガイダンスにおいて、学生便覧に沿った説明を行い、安全・快適な学生生活を送れるように配慮するとともに、授業料減免制度や学割、各種証明書の申請方法を周知徹底している。
教職課程履修希望者に対しては、入学時のガイダンスにおいて、教職課程とは何か、その心構えと課程履修にあたっての諸注意を教職委員長が行っている。また、栄養士免許取得や社会福祉士国家試験受験資格および２級建築士試験受験資格取得については、履修要項に則り、資格取得に関する課程履修方法や諸注意について、各専攻で説明を行っている。

【分析結果とその根拠理由】
本学では、前期及び後期オリエンテーションで科目履修に関する指導等のガイダンスに加え、必ずクラス担任や演習担当教員による履修チェックを受けるよう指導している。また、各専攻のガイダンスにおいては、専攻教員が資格取得に関する課程履修方法等について学生に対する丁寧な指導を実施しており、ガイダンスが適切に実施されている。

観点７－１－②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており，進路・学習相談，助言，支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】 学習支援に関する学生のニーズの把握の一つとして「卒業生に対する満足度調査」を行っている。前掲資料６－１－③－Ｂに見るように、平成 23－25 年度卒業の学生に対して実施した調査では、６を最大値とする本学に対する満足度の総合評価はいずれも 5.0 を超えており、良好な状況であった。しかし、相対的に評価が 低い項目（たとえば施設設備など）に関しては、原因・対策についての検討を引き続き進めていく必要がある。
また、進路・学習相談・助言・支援に関しては、法経科（第１部、第２部）、生活科学科とも 1 年次生に対して クラス担任制を実施し、各クラスに担当教員が配置されている。クラス人数は概ね 10 名以下であるため、学生に 対して入学からゼミ配置が決まるまでの間（６ヶ月、ないしは１年）、学習面だけではなく、生活面も含めて適切 なアドバイス等を行っている。 オフィスアワーは、全教員が週に最低１コマ設定し、掲示等で学生に周知している。オフィスアワーでは他の 教員への質問、意見も受け付け、可能な限り応じるようにしており、専門に特化した質問については担当者に確認し、後日回答することにしている。
進路相談については、基本的にはキャリア支援委員会が担当するが、２年次生については、ゼミ担当教員も常に相談相手となり、学生の希望や意見を聴取して、学生への支援を行っている（基準６－１－④参照）。学生の希 望進路がキャリア支援委員会やゼミ担当教員の情報では不足する場合、他の教員に協力を要請し、さまざまな方向から学生をサポートしている。

【分析結果とその根拠理由】
学生支援に関する学生のニーズの把握については、卒業時に本学の教育に対する満足度調査を実施し、学生のニーズを把握している。進路・学習相談・支援については、少人数編成によるクラス・ゼミを基本として丁寧

に 実施している。オフィスアワーの実施や科目担当教員を中心に、全教員が学習相談に応じ、助言を与えている。 以上のことから、学生のニーズが適切に把握され、充分な支援が行われているといえる。

観点７－１－③： 通信教育を行う課程を置いている場合には，そのための学習支援，教育相談が適切に行われているか。

該当なし。

観点７－１－④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また，必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

過去５年間に特別な支援を行う必要があるほどの障がいをもつ学生は入学しておらず、特別な支援の対象となる学生は留学生と社会人学生であるが、留学生については、平成23年度入試から募集を停止した。留学生の在学中は日本語・日本文化論を１年前期に履修するよう指導するとともに、専任教員１名が担当教員となり、学習、生活面での支援体制をとってきた。

本学の社会人の定義は、22歳以上で、高等学校卒業もしくは同程度の学力保持者であるが、過去５年間の入学時に22歳以上の学生数は資料委７-１-④－Ａのとおりである。食物栄養学専攻には毎年22歳以上の学生が入学しているが、社会人学生の大半は法経科第２部の学生である。このうち、60歳以上の入学者は５年間で25 名（うち５名は法経科第１部、生活科学科）であるが、近年、法経科第２部に入学する割合が減少している。社会人に対する支援としては、高齢学生には語学を苦手とする者が多いため、法経科第２部においては、特に留意して授業を進めており、１年次はクラス担任、２年次は演習担任による相談体制が整えられている。

資料７－１－④－Ａ　入学時に22 歳以上の学生数

年　度		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
法経科	第１部	1/108	0/105	0/105	1/100	1/105
	第２部	24/100	26/118	21/88	10/66	8/81
生活科学科	食物栄養学専攻	1/50	2/51	3/51	1/51	1/54
	生活科学専攻	3/107	0/98	2/110	2/102	1/106
全 体		29/365	28/372	26/354	14/320	11/346

※表中、分子は22 歳以上の学生数、分母は総数。　（本学学生部資料より作成）

特別な支援を必要とはしないものの、障がいについて配慮が要るケースについては、本人および保護者の申し出により対処している。その場合、看護師と学生部長による聴き取りを経て、必要な配慮を教員に求める。難聴や視力に困難を抱える学生については、座席に配慮をし、視聴覚機材や資料の配付に工夫を凝らした。また、病気を抱える学生が実験・実習を伴う専攻・コースに在籍している場合は、教員に周知をはかり、緊急連絡先を学生部に掲示している。また、学生部に記録を保管し、対処が必要となった場合には記録を参照し、さらに追加記入するようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、特別な支援が必要な学生に対する支援として留学生に対しては、専任教員を担当として配置して、学習、学生生活についての指導を担当し、社会人、特に高齢の入学者に対してはクラス担任・演習担当教員を通じて実情にあった指導を適切に実施している。障がいを持つ学生の支援については、ファイルを保管し、個別学生にふさわしい対応を記録しているが、特に職員の配置が少ない法経科第２部の開講時間帯において適切な対応をするために、詳細なマニュアルを整備しておく必要がある。

観点７－２－①： 自主的学習環境が十分に整備され，効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

本学において学生の自主的学習が行われる主たる施設は、附属図書館である。図書館には 72 席が閲覧席として配置されている（視聴覚席を含む）。また、視聴覚機器５台（ビデオデッキ３台、DVD デッキ２台）及び利用者端末２台（OPAC 検索用、データベース検索用各１台）、が設置されており、館外にはテラス席（飲食・談話自由）が 16 席配置されている。

図書館の開館時間は、資料７－２－①－Ａに示すとおりである。定期試験前の土曜日にも、13 時～21 時に臨時開館しており、学生の学習ニーズに対応している。各月の利用者数と開館時間は資料７-２-①－Ｂに示したが、１日あたり 100 名以上が利用している。学生数に比べ座席数が少ないことは図書館としても認識しているが、利用者アンケートによれば、75%以上の利用者が図書館の座席数など施設環境が整っていると回答している。同様に、開館日や開館時間についても 75%程度の利用者が適切であると回答している。

資料７－２－①－Ａ　施設の開館・利用時間について

施設名	開講日の利用時間	休業期間の利用時間
附属図書館	午前８時 30 分～午後９時	午前８時 30 分～午後５時
情報処理演習室	午前 10 時～午後９時	閉室

（学生便覧より作成）

資料７－２－①－Ｂ　平成 25 年度附属図書館の入館者数と開館日

利用数　（単位：人）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
昼間	2,737	2,376	2,162	3,007	966	1,012	2,083	1,650	1,880	2,364	629	591	21,457
夜間	425	616	487	581	45	77	442	349	273	383	49	28	3,755
合計	3,162	2,992	2,649	3,588	1,011	1,089	2,525	1,999	2,153	2,747	678	619	25,212

開館日　（単位：日）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
	20	20	19	23	21	17	21	18	18	20	15	17	229

情報処理演習室では、学生用端末が 50 台、及び教師用端末が１台ある。利用時間は、資料７－２－①－Ａに示すとおりである。利用規定は、年度初めのガイダンス時に配布するとともに、情報処理実習の授業でも配布している。利用状況を把握するため、学生が個人使用する場合は、実習室内に設置した利用簿に記入を義務付けている。平成 22 年度から平成 25 年度の情報処理演習室利用状況一覧を資料７－２－①－Ｃ示す。なお、平成 21 年度からは、ID とパスワードでログインを義務付けている。今後、ソフトウェアの改良により、自主記入にまかせた利用簿だけでなく、アクセスログに基づいた正確な利用状況を把握可能である。給食関係実習室にも平成 21 年度から 10 台のパソコンが設置されており、食物栄養学専攻の学生が、給食計画実務論実習をはじめ各授業で使用し、時間外使用も可能である。また自主的学習にも利用している。

資料７－２－①－Ｃ　過去 5 年間の情報処理演習室利用状況一覧　（人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成22年度	248	469	609	808	173	40	382	402	502	738	130	62	4,563
平成23年度	239	391	481	526	113	37	309	400	422	643	140	47	3,748
平成24年度	125	411	317	448	34	48	200	269	188	323	40	31	2,434
平成25年度	146	419	360	521	48	52	201	342	240	332	54	13	2,728

（本学情報処理演習室利用簿より作成）

【分析結果とその根拠理由】

本学における、学生の主な自主的学習環境は、附属図書館と情報処理演習室であり、学生数に対して十分な環境にあるとは言い難いものの、1 日あたり 100 名を越える学生が利用しており、また附属図書館アンケート調査結果からは、ある程度満足していることがわかる。情報処理演習室の利用状況は、春季・夏季休業期間を除くと、１日 20 人前後が利用しており、一定度の自主的学習への貢献が確認できる。しかしながら、各施設共に現在の利用時間では、特に法経科第２部学生には、講義終了後の自主学習や、夏季・冬季・春季の休業期間中の夜間利用ができないことから対応策が必要である。

観点７－２－②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生生活の充実と向上を図ることを目的に、法経科第１部、法経科第２部及び生活科学科にそれぞれ学生自治会が組織され、各科自治会との諸連絡と調整のために、三科合同執行委員会が設置されているが、現状では昼間部（法経科第１部と生活科学科）と夜間部（法経科第２部）の自治会に分かれて、相互に協力しながら活動している。自治会費は１人年額1,000 円で、入学時に２年分を大学が代理徴収している。また、学生自治会の下に大学祭実行委員会が組織され、７月のサマーフェスティバルと11 月の三重短祭（大学祭）の企画・運営にあたっている。

自治会・大学祭実行委員会と学生部との定例会（三部会）をおおむね月１回のペースで開催し、イベント開催や予算の執行状況等について連絡調整に努めている。資料７－２－②－Ａに平成25年度の三部会の開催状況、協議内容を示す。

資料７-２－②－Ａ　三部会開催状況（平成25年度）

開催日時	協　議　内　容
4月9日	新入生歓迎パーティー・クラブ紹介の反省、バス旅行企画確認
5月7日	新入生歓迎行事総括、法Ⅱレクレーション大会・サマフェス・三岐交流戦企画
6月4日	レクリエーション大会打ち合わせ、サマフェス時の地元盆踊り企画打ち合わせ
7月2日	サマフェス進行確認、クラブ費配分確認、クラブ対抗スポーツ大会企画
7月30日	サマフェス反省、三岐交流戦・クラブ対抗スポ大打ち合わせ、自治会組織づくり
8月21日	三岐交流戦・国際交流行事打ち合わせ
9月2日	三岐交流戦運営総括、クラブ対抗スポ大打ち合わせ、大学祭準備状況報告 学内禁煙宣言について
10月3日	クラブ対抗スポ大打ち合わせ、大学祭準備状況報告
11月5日	大学祭最終調整、生協25周年記念行事への協力、二部自治会要望書への対応
12月5日	大学祭総括、自治会役員引き継ぎの確認、自治会費執行状況、要望書回答報告
1月9日	卒業記念品の決定･配付方法、大学祭実行委員会の収支報告、自治会費決算報告、 新入生歓迎行事企画、予算作成の時期・方法の確認、自転車譲渡企画
3月2日	新入生歓迎企画打ち合わせ

（教授会資料より作成）

自治会活動の主なものは、資料７－２－②－Ｂに示すとおりである。いずれも大学行事として位置づけ、教授会の承認を得て休講措置をとる行事もあり、学生部や教職員との連携の中で開催されている。また多くの行事が生協学生委員会と連携して行われ、大学祭実行委員会が主催するサマーフェスティバルと大学祭は地域住民との連携を前提に実施されている。

資料７-２-②－Ｂ　自治会活動年間スケジュール（平成25年度）

月	活　動　内　容
４月	新入生歓迎行事（クラブ体験、新入生歓迎パーティー、バス旅行）
６月	法経科第２部レクリエーション大会
７月	サマーフェスティバル、地域の盆踊り参加
８月	オープンキャンパス協力、三岐戦（岐阜市立女子短期大学との交流戦）運営
９月	国際交流行事（台湾の学生との交流会）
10月	クラブ対抗スポーツ大会、２部自治会全学アンケート実施
11月	大学祭、アンケート結果による要望書提出
３月	卒業記念パーティー協力、自転車譲渡活動

各クラブ・サークルの活動状況については、学生便覧に掲載されているクラブのほかに各種同好会がある。人数は年度によって増減するが、年度ごとに部員の名簿等の提出を求め、その情報を自治会と学生部で共有している。学生便覧にクラブ・サークル・同好会活動についても記載し学生に周知している。体育系クラブについては、毎年夏季休業中に岐阜市立女子短期大学との交流戦を実施している。

課外活動のための施設については、課外活動に関する施設一覧を資料７－２－②－Ｃに示す。ただし、いずれの施設も老朽化が進んでいるため、補修しながら、利用の便を図っている。これらのうち、クラブハウス棟の新築が予算化されており、平成26年度の竣工が予定されている。これらの維持・補修管理については、大学事務局および学生部によって適切に行われている。

資料７－２－②－Ｃ　課外活動用施設一覧

施設名	内　　訳
大学ホール	自治会室２、大学祭実行委員会室、特別室、和室
クラブ室	部室12、管理棟和室
体育施設	体育館、運動場、テニスコート
宿泊施設	第一合宿所

【分析結果とその根拠理由】

学生自治会の諸行事や課外活動等は、学生部や教職員との連携・協力を得ながら行われている。クラブ・サークル活動も同様である。本学のクラブ室・スポーツ設備等の維持・補修管理に関しては、大学事務局および学生部によって行われており、クラブハウス棟についてはその立替が予算化され、平成26年度の完成が予定されているなど活動できる環境は整備されている。

観点７－３－①：　生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており，健康，生活，進路，各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され，適切に行われているか。

【観点に係る状況】

毎年入学生対象に経済的状況や卒業後の進路希望等についてアンケート調査を実施している。平成25年度調査では、奨学金および授業料減免希望者はそれぞれ46.5%、39.0%であった。卒業後の進路希望は就職に次いで四年制大学への編入学希望者が多かった。これらの結果は、学生の経済面への援助や進路指導方法に反映されている。

心身の健康や人間関係に関する悩みについては、平成19年度から学生相談室規定に基づく学生相談室を設置し、学外の臨床心理士による相談を月２回（春・夏・冬季休業期間を除く）行っている。利用状況は、平成25年度はのべ104名（実人数16名）が利用した。なお、学生相談室の利用については４月のオリエンテーションと掲示によって学生への周知をはかっている。

資料７－３－①－Ａ　　５年間の学生相談室利用状況

利用者	延人数(実数)	法経科第1部	法経科第2部	食物栄養学専攻	生活科学専攻
H21年度	90名（24名）	10%	52%	6%	32%
H22年度	74名（13名）	43%	33%	0%	24%
H23年度	75名（15名）	10%	52%	6%	32%
H24年度	100名（18名）	12%	35%	35%	18%
H25年度	104名（27名）	17%	31%	34%	18%

相談内容	人間関係	進路	性格	家庭	健康	その他
H21年度	36%	12%	3%	26%	20%	3%
H22年度	43%	5%	27%	7%	18%	0%
H23年度	36%	12%	3%	26%	20%	3%
H24年度	29%	10%	32%	29%	0%	0%
H25年度	34%	23%	16%	20%	7%	0%

（学内資料より作成）

保健室（医務室）については、特に利用規定は設けられていないが、看護師が体調不良や怪我をした学生の対応にあたり、医師による治療が必要と判断される場合には、学校医指定の総合病院へ搬送することとしている。また、健康診断の結果により指導を必要とする学生を対象に、学校医との面談指導も実施している。保健室の利用状況は年間50名程度である。

セクシュアル・ハラスメントに対しては、平成14年３月に「セクシュアル・ハラスメント防止宣言」を行うとともに、ガイドライン、セクハラ防止対策委員会を設置した。その後さまざまなハラスメントに対応できることをめざし、平成24年１月に「三重短期大学ハラスメント防止宣言」を改めて行い、防止すべき対象をハラスメント全般に拡大した。ガイドライン及び「ハラスメントの防止に関する規定」を改正し、セクハラ防止対策委員会をハラスメント防止対策委員会に改組した。ハラスメント防止対策委員会は、委員４人（男女教職員各２名で構成、うち１名は学生部長）からなり、相談及び調整・調停、啓発、そのほか防止体制整備に必要な事項を担っており、これまでに学外講師を招いての講演会、セクハラ防止強化月間（毎年11 月）の設定等を行ってきた。学生に対しては、毎年度初めのオリエンテーションにおいて、ハラスメント防止及び相談窓口の周知についてのパンフレットを配付し、啓発に努めている。

また、本学では、健康増進法の成立などを踏まえ、平成15年３月より、受動喫煙の防止についてのルールを定め、喫煙防止に向けた取組みを行ってきたが、平成25年10月「三重短期大学キャンパス全面禁煙宣言」を行い、1年半の周知期間、移行期間を経て、平成27年４月１日をもって学内完全禁煙を実施することとなった。

進路相談については、キャリア支援委員会が中心となり就職・大学編入学等についてガイダンス・個別面談等による支援を行い、演習担当教員がフォローする体制をとっている。１年生後期には週１回のペース（木曜日午後）で両学科生を対象とするガイダンスや講演、学習会を開催している。また、全体的な指導と平行してそれぞれの進路希望者に対し、個別に指導、相談を行っている。平成24年にはキャリア支援室(TASK ROOM)を開室し、主に就職志望者に対し、外部カウンセラーも含めた運営を行っている。なお、キャリア支援室の内装提案、愛称について学生に広く募り、それぞれ決定した。

【分析結果とその根拠理由】

学生の健康相談、生活相談、進路相談、ハラスメントの相談窓口として、学生相談室、保健室、キャリア支援委員会、ハラスメント防止委員会が設置され、学生への対応体制は整っている。また、進路相談については、採用状況の厳しさをうけ、平成24年度からTASK ROOMの運営について外部委託を実施することになった。キャリア支援委員会では委託先からの報告に基づき、年度ごとの総括、次年度に向けての方針決定を行っている。また、昼間部・夜間部ともに学生の健康管理対策を適切に行う上では、夜間を含めた看護師の常駐が必要であるが、臨時職員（看護師）１名の配置にとどまっている。看護師の保健室常駐、夜間対応については継続して要望を続けているが、現時点では実現していない。

観点７－３－②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また，必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

留学生が入学した事例は過去５年間にはない。また、特別な支援が必要な障がいを持つ学生は在籍していない。留学生に対しては生活全般にわたるアドバイスを行うために専任教員が担当となるほか、「日本語・日本文化論」を開講の上、１年次前期に履修させ、日本の文化や日本語に早く馴染めるように配慮していた。障がいのある学生に対する支援としては、バリアフリー化が最重要課題であったので、校舎棟に車椅子用のスロープ、エレベーターが設置された。バリアフリー化を施した施設については資料８－１－①－Ｂに一覧を示した。

これまでに聴覚に障がいのある学生が入学した際には、教員が講義方法を工夫するとともに、周囲の学生がノート筆記など自主的、積極的に支援することで卒業に至っている。また、視覚に困難を抱える学生についても、配付プリントの文字を大きくするなど、学生と相談しつつ対処している。

【分析結果とその根拠理由】

これまで本学では、留学生の入学に際しては、専任教員によるサポート体制をとってきた。障がいをもつ学生の入学に際しては個別に実情に応じた対応を行ってきているが、今後はさまざまな障がいを持つ学生に対する支援について、対応策を検討し、対応マニュアルを作成しておく必要がある。

観点７－３－③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

奨学金について、日本学生支援機構の奨学金貸与については、４月に全体説明会を開催し、奨学金の趣旨や

制度について周知している。予約採用はすでに高校在学時に採用候補者として決まっているが、在学採用については、「本学に在学する者で、経済的理由等により就学困難な者のうち、日本学生支援機構に定められている人物、学力及び家計の基準に合致している者」を申込資格とし、奨学金推薦委員会が希望者と面接の上で、奨学生の推薦・選考にあたっている。

資料７－３－③－Ａ　奨学金給付・貸与状況

平成23年度　（単位:千円）

奨学金の名称	給付・貸与の別	支給対象学生数(A)	在籍学生総数(B)	在籍学生数に対する比率A/B*100	支給総額(C)	1件あたり支給額C/A
日本学生支援機構奨学金	貸与	251	751	33.4%	425,979	1,697
あしなが育英会	貸与	1	751	0.1%	480	480
四日市奨学会	貸与	1	751	0.1%	587	587
計		253	751	33.71%	427,046	1,688

平成24年度

日本学生支援機構奨学金	貸与	209	701	29.8%	343,708	1,645
岐阜県奨学金	貸与	1	701	0.1%	192	192
計		253	701	36.1%	343,900	1,359

平成25年度

日本学生支援機構奨学金	貸与	243	690	35.2%	360,002	1,481
岐阜県奨学金	貸与	1	690	0.1%	384	384
伊勢市奨学金	貸与	1	690	0.1%	96	96
豊岡市奨学金	貸与	1	690	0.1%	535	535
計		246	690	35.7%	361,017	1,468

（本学学生部資料より作成）

日本学生支援機構以外からの奨学金の案内が送付された場合には、掲示にて学生に周知している。過去５年間における地方自治体や民間団体の奨学金利用実績は、表７－３－③－Ａのとおりである。

本学では奨学金制度とは別に、「三重短期大学授業料の徴収猶予及び減免に関する規則」等の規程を定め、経済的理由により授業料の納付が困難でかつ学業成績が優秀であると認められた学生については、授業料の全額もしくは半額を免除している。また、授業料減免の対象にならない場合にも、６ヶ月以下の期間で、授業料の徴収を猶予する制度もある。減免にあたっては、授業料減免審査委員会が審査した上で、教授会で承認を受ける。表７－３－③－Ｂは過去５年間の授業料減免推移を示したものであり、近年、希望者・減免許可者が増加していることがわかる。これらの奨学金や授業料減免制度については、学生便覧やキャンパスガイド等に記載し、学生への周知に努めている。

資料７－３－③－Ｂ　　平成21年度から5年間の授業料減免推移一覧

（数字:人）

年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
学期		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
希望者		20	46	26	57	36	52	22	43	24	46
全額免除	総数	13	23	15	32	11	17	10	21	12	20
	法経科第１部	5	7	4	11	3	4	1	3	2	2
	法経科第２部	1	7	8	10	3	6	5	9	6	12
	生活科学科	7	9	3	11	5	7	4	9	4	12
	１年生	0	11	0	14	0	8	0	12	0	7
	２年生	13	12	15	18	11	9	10	9	12	13
半額免除	総数	7	18	7	19	21	33	7	19	10	21
	法経科第１部	2	5	4	6	5	9	3	3	2	5
	法経科第２部	1	5	0	3	9	11	2	6	0	2
	生活科学科	4	8	3	10	7	13	2	10	8	14
	１年生	0	6	0	8	0	9	0	9	0	9

	２年生	7	12	7	11	21	24	7	10	10	12
不採用		0	5	4	6	4	2	5	3	2	5

（本学大学総務課資料より作成）

【分析結果とその根拠理由】

経済面における学生支援については、日本学生支援機構の奨学金制度の周知をはかると共に授業料徴収猶予及び減免等に関する制度を充実させ対応し、４月のオリエンテーションおよび学生便覧等でこれら諸制度の学生への周知を図っている。近年、授業料減免件数が増加しているが、それは経済状況の悪化による勉学条件の厳しさに対して、この制度が学生への経済面での支援として適切に機能していることを示しており、これらのことから学生への経済面での援助は適切に行われている。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・本学の学生支援体制は、学生部をはじめ各学科・専攻教員による少人数教育を基本とし丁寧に実施されている。

・経済面における学生支援について、日本学生支援機構の奨学金制度の周知をはかると共に授業料徴収猶予及び減免等に関する制度を充実させ適切に対応している。特に授業料減免は経済的困窮度を基準にしており、現状では極めて有効な学生支援として機能している。

【改善を要する点】

・学生の健康管理対策を適切に行うために、夜間を含めた看護師の常駐が必要であるが、臨時職員（看護師）1名の配置にとどまっている。看護師の保健室常駐、夜間対応については継続して要望する必要がある。

・障がいを持つ学生に対する支援について、なお引き続き対応策が必要である。

・学生の主な自主的学習環境について、各施設共に現在の利用時間では、法経科第二部学生には講義終了後や、夏季・冬季・春季の休業期間中の夜間利用ができないことから対応策が必要である。

（３）基準７の自己評価の概要

本学の学生支援について、科目履修に関する指導等のガイダンスは、各学科・学年毎に４月前期及び 10 月後期オリエンテーションで実施しており、また、各専攻のガイダンスにおいては、専攻教員が学生に対する丁寧な指導を実施している。

学生に対する学習相談・支援は、クラス担任制、演習担当教員指導により、少人数教育を基本として丁寧に実施し、また、オフィスアワーの実施など、科目担当教員を中心に、全教員が学習相談に応じ、助言を与えている。

経済面における学生支援については、日本学生支援機構の奨学金制度及び授業料減免等に関する制度を充実させ適切に対応している。

本学における学生の自主的学習環境の中心は、附属図書館と情報処理演習室であり、学生数に対して十分な環境にあるとは言い難いが、種々の運用面での工夫により学生の満足度は高い。しかしながら、図書館開館時間など夜間課程である法経科第二部学生への学習支援を充実させる必要がある。

学生自治会の諸行事や課外活動等は、学生部や教職員との連携・協力を得ながら行われている。クラブ・サークル活動も同様である。課外活動用設備の維持･補修管理は、大学事務局及び学生部によって行われており、活動できる環境は整備されている。

学生の健康相談、生活相談、進路相談やセクシュアル・ハラスメントの相談等のために、学生相談室や保健室を整備し、またキャリア支援委員会、セクシュアル・ハラスメント防止委員会を設置して、学生への対応体制を整えている。学生の健康管理対策を適切に行うためには夜間も含めた看護師配置や、障がいを持つ学生に対する支援への対応策について、引き続き検討する必要がある。

基準８　施設・設備

（１）観点ごとの分析

観点８－１－①：　短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の校地面積は 24,871 ㎡、校舎面積（図書館、演習室等別棟の教育用施設を含む）は 6,922 ㎡であり、短期大学設置基準に定められた必要な校地・校舎面積を満たしている。

校舎棟には、講義室、実験室、実習室、情報処理演習室等を配置し、別棟で附属図書館、演習室を配置している（学生便覧、5−7 頁）。

これらの施設・設備について開館・利用時間および利用規程を資料８－１－①－Ａに示す。授業日においては午後９時あるいは午後 10 時まで利用できるようにしており、法経科第２部の授業時間（午後９時最終講義終了）に対応している。附属図書館は、定期試験前の土曜日にも、13 時～21 時に臨時開館しており、学生の学習ニーズに対応している。

本学の大規模地震への対応策として、昭和 43 年に建設された校舎棟及び管理棟は、平成 12 年に耐震補強工事を実施している。また、体育館・大学ホールについては、平成 19 年度に耐震調査を終え、平成 22 年度には耐震工事および大規模改修工事を行った。研究棟については、平成 19 年度に耐震調査が終了している。さらに、校舎棟・管理棟及び研究等を２階部分で結ぶ渡り廊下については、平成 24 年度に耐震調査を行い、平成 27 年度に大規模改修設計を予定している。

資料８－１－①－Ａ　　施設・設備利用について

施設等	開館・利用時間	利用規程等
附属図書館	授業日　午前 8 時 30 分～午後 9 時まで 休業日　午前 8 時 30 分～午後 5 時まで	三重短期大学附属図書館利用規程 三重短期大学附属図書館利用内規
大学ホール	平　日 午前 8 時 30 分～午後 10 時まで 休業日　午前 8 時 30 分～午後 5 時まで	三重短期大学大学ホール規程 三重短期大学大学ホール使用要項 大学ホール内施設運営に関する申し合わせ
体育館	平　日 午前 9 時～午後 10 時まで 土曜日・日祝祭日 午前 9 時～午後 5 時まで	三重短期大学体育施設使用要項 三重短期大学体育施設使用心得
情報処理演習室	授業日 午前 10 時～午後 9 時まで	情報処理演習室使用規程（内規）

（学生便覧より作成）

本学におけるバリアフリー化の状況は、資料８－１－①－Ｂに示すとおりだが、校舎棟および体育館正面玄関にスロープを設置、１階トイレを車椅子が利用可能な多目的トイレへ改装、また長年の課題であったエレベーターの設置を平成 25 年度に行った。これにより、車椅子を必要とする学生が入学した場合も普通教室がある３階と４階への移動が可能となった。

資料８－１－①－Ｂ　　バリアフリー化の状況

箇所	バリアフリー化の状況
校舎棟	エレベーター
	正面玄関スロープ
	多目的トイレ（１階）
	階段手すり（各階）
体育館	正面玄関スロープ

（本学大学総務課資料より作成）

【分析結果とその根拠理由】
本学の施設・設備の実態は、短期大学設置基準に適合しており、利用状況からみて有効に活用されている。しかし、本学施設は、昭和 40 年～50 年代に建設されたものであり、全体的に老朽化が進んでいることは否めないため、施設改善についての検討を進めていく必要がある。法経科第２部学生の利用面からみて、附属図書館や情報処理演習室の開館・利用時間は、授業後の自主学習等に対応する上で、なお改善する必要がある。

観点８－１－②： 短期大学において編成された教育課程の遂行に必要なＩＣＴ環境が整備され，有効に活用されているか。

【観点に係る状況】
本学では情報系科目として情報処理実習Ⅰと情報処理実習Ⅱが開講されている。参考として平成 26 年度の情報処理演習室を用いた講義・演習内容と受講人数を資料８－１－②－Ａに示した。

資料８－１－②－Ａ　情報処理演習室を用いた講義演習内容と受講人数

前期		後期	
建築製図基礎	42 名	栄養教育論実習Ⅱ	46 名
英語	36 名	英語	31 名
会計学	40 名	会計学	59 名
数理科学	36 名	情報と科学	37 名
情報処理実習Ⅰ	159 名	情報処理実習Ⅰ	27 名
		情報処理実習Ⅱ	60 名

（本学学生部資料より作成 ）

情報処理演習室には、学生用端末が 50 台及び教員用端末が１台ある。これらは、上記授業以外の空き時間に、午前 10 時から午後９時まで自由に個人使用できる。各端末では、MS-Office や CAD ソフト、LaTeX 等のアプリケーションが利用可能であり、学生は情報収集や研究・各種レポート作成用として有効活用している。情報環境保全のため、外部から記録媒体を持ち込む際には、ウィルススキャンを義務づけている。
演習室内のパソコンは有線でインターネットに接続されているが、教員側のネットワークとは別のセグメントに分離してある。また、演習室側では有害サイトを閲覧できないよう、コンテンツフィルタをかけ、Ｐ２Ｐ対策も施してある。
給食関係実習室にも 10 台の端末が設置されており、食物栄養学専攻の学生が使用している。その他、学生用として附属図書館に１台、就職資料室に２台の端末があり、文献・書籍検索や就職に関する情報収集に利用されている。なお、本学事務局は、一部を除き津市本庁の情報ネットワークに接続されている。
一方、セキュリティー対策として、外部からのルータ直下にアンチウィルス用アプライアンスサーバを導入している。そして、情報処理演習室や給食関係実習室等、各教員の研究室内や短大付属の地域連携センター・地域問題研究所のパソコン（これらの多くは Mietan ネットと呼ばれるネットワークに接続）用にも、アンチウィルスソフトを 120 ライセンス購入し、ファイルサーバからインストール・定義ファイルの更新ができるようになっている。また、平成 25 年３月には「三重短期大学情報セキュリティーガイドライン」を策定し、教職員に対して、必要なセキュリティ対策を取るよう要請している。
これらの施設・設備の管理は、主に、短大の情報科目担当の専任教員および非常勤助手が担当しているが、外部業者にも、メールサーバ等の保守を委託している。
また、情報科目担当教員を委員長とする情報委員会で、学内の情報通信環境に関する様々な問題の解決、望ましいネットワーク環境のあり方の検討等が行われている。

【分析結果とその根拠理由】
本学の情報ネットワーク（Mietan ネット）をはじめとするＩＣＴ環境は、教育課程の遂行において情報系の実習科目だけでなく様々な講義でも利用され、学生は、各種情報収集や研究・レポートの作成のためにこれら施設を有効活用している。また、情報環境の整備については情報委員会による運営計画や立案、整備事業の提案を受けて、情報科目担当の専任教員および非常勤助手が管理運営を担当し、メールサーバ等の保守は、外部

の専門業者にも委託して行われており、十分な整備体制を実現している。以上から本学のＩＣＴ環境は適切に整備され、有効に活用されている。

観点８－１－③：施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され，短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】
本学には、施設毎に使用規程あるいは使用要項が作成され、使用目的・使用方法・使用時間等が規定されている。これらの利用規定は、学生便覧にも一括して掲載し、学生への周知を図っている。また、入学時のオリエンテーション時にも説明を行っている（三重短期大学規程集 238-254 頁及び学生便覧 42-47 頁）。
附属図書館の運用方針については、「三重短期大学附属図書館利用規程」および利用内規に定められている（三重短期大学規程集 192-197 頁）。図書館利用方法については、入学時オリエンテーションにおいて「図書館利用案内」を学生に配布し、周知するとともに、再度、学科・専攻単位で学科の授業科目に応じた図書・雑誌・判例・統計などの利用方法の周知を図っている。
情報処理演習室の利用についても、情報処理演習室利用上の注意および情報処理室の使用規程について、年度当初のオリエンテーションにおいて全学生に周知している。一方、教職員に対しても平成 21 年度末にライセンス購入したセキュリティソフト（Symantec EndPoint Protection）の導入を要請している。また、平成 25 年 3 月策定の三重短期大学情報セキュリティーガイドラインの周知を図っている。

【分析結果とその根拠理由】
本学では、教職員及び学生に配布している「学生便覧」に施設毎の使用規程・要項が記載され、また、入学時のオリエンテーションには、附属図書館の「図書館利用案内」や、情報処理演習室の利用規定を配布し学生に周知している。以上のように、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員にも周知されている。
今後、情報処理演習室の利用規程等を、学生便覧に追記するとともに、各施設の利用規程や情報セキュリティーガイドライン等を学内向け Web にも掲載するなど広く情報伝達する方法を検討する必要がある。

観点８－２－①： 図書館が整備され，図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集，整理されており，有効に活用されているか。

【観点に係る状況】
附属図書館の所蔵資料は平成 25 年度末で図書 87,619 冊（和書 83,355 冊，洋書 4,264 冊），受入学術雑誌 140 種（和雑誌 107 種，洋雑誌 33 種），紀要 683 種，新聞８ 種（和新聞６ 種，洋新聞２ 種）視聴覚資料 890 タイトル（VHS 504 タイトル，DVD 214 タイトル，カセット 85 タイトル，CD-ROM 87 タイトル）となっている（資料８－２－①－Ａ）。

資料８－２－①－Ａ
蔵書冊数・年間受入図書　（冊数）

	和書			洋書			合計	累計
	購入	寄贈・その他	計	購入	寄贈・その他	計		
平成 21 年度	1,251	830	2,081	12	62	74	2,155	80,494
平成 22 年度	1,291	110	1,401	0	7	7	1,408	81,902
平成 23 年度	1,300	267	1,567	3	11	14	1,581	83,483
平成 24 年度	1,313	1,314	2,627	0	41	41	2,668	86,151
平成 25 年度	1,137	325	1,462	0	6	6	1,468	87,619

年間受入雑誌　（タイトル数）

	日本語			外国語			合計
	購入	寄贈その他	計	購入	寄贈	計	
平成 21 年度	110	10	120	35	0	35	155

平成 22 年度	110	10	120	35	0	35	155
平成 23 年度	103	10	113	35	0	35	148
平成 24 年度	101	10	111	35	0	35	146
平成 25 年度	97	10	107	33	0	33	140
平成 26 年度							

受入紀要数　　（タイトル数）

	受入紀要
平成 25 年度	683

年間受入新聞数

	日本語			外国語			合計
	購入	寄贈	計	購入	寄贈	計	
平成 23 年度	6	0	6	2	0	2	8
平成 24 年度	6	0	6	2	0	2	8
平成 25 年度	6	0	6	2	0	2	8

所蔵図書・視聴覚資料についてはすべてデータベース化されており、利用者端末（OPAC）及び研究室から検索できるシステムが構築されている。また、国立情報学研究所が主催するネットワークシステムに加盟するとともに県内の大学図書館・公共図書館ネットワークおよび東海地区図書館協会にも加盟しており、利用者に必要な図書情報が迅速に提供できるように努めている。

図書・雑誌については、学科の教育目標や授業科目に即して各担当教員に選定を依頼しており、また科目の新設や専任教員の採用に際しては新設科目や新任教員のための予算を設けて対応している。カリキュラム改編時には、購入すべき図書の見直しを行っている。また、学生からは随時、購入図書希望を受付けており、図書館予算枠で対応している。また、隔年で学生・教職員に図書館利用アンケートを実施し、施設・設備、図書・資料・情報、職員の対応などについて意見を聴取しており、そのアンケート結果をもとに、図書館運営の改善に努めている。

平成 25 年度の利用状況は、入館者数 25,212 人，貸出者数 3,926 人（一般者 52 人含む），貸出冊数 6,689 冊（一般者 106 冊含む）である。また、図書情報に関する相談件数は 682 件（所蔵調査 510 件，事項調査 172 件）であった。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・校地面積が設置基準を上回っており、学習環境が整っている。

・ 法経科第２部が設置されていることに伴い、附属図書館や情報処理演習室などの開講日における開館時間は、12 時間以上にわたるなど長時間開放されており、昼間部学生には自主的学習や課外活動への便宜が図られている。

【改善を要する点】

・施設毎の利用規程を学内向け Web にも掲載するなど広く情報伝達する方法を検討する必要がある。

・施設・設備利用について、法経科第２部学生には、講義終了後の自主学習や、夏季・冬季・春季の休業期間中の夜間利用ができないため、利用時間の拡充等を検討する必要がある。

・本学施設は、昭和 40 年～50 年代に建設され老朽化が進んでいるため、大幅な改修が必要である。同時に障がいのある学生に対する支援としてさらなるバリアフリー化を進める必要がある。

（３）基準８の自己評価の概要

本学の施設・設備の実態は、短期大学設置基準に適合しており、利用状況からみて有効に活用されている。障がいのある学生に対する支援としてバリアフリー化が一歩前進した。しかし、本学施設は、昭和 40 年～50 年代に建設されたものであり、全体的に老朽化が進んでいることは否めないため、施設改善についての検討を進めていく必要がある。法経科第２部学生の利用面からみて、附属図書館や情報処理演習室の開館・利用時間

は、授業後の自主学習等に対応する上で、なお改善する必要がある。

本学の情報ネットワーク（Mietan ネット）をはじめとするＩＣＴ環境は、教育課程の遂行において情報系の実習科目だけでなく様々な講義でも利用され、学生は、各種情報収集や研究・レポートの作成のためにこれら施設を有効活用している。また、情報環境の整備については情報委員会による運営計画や立案、整備事業の提案を受けて、情報科目担当の専任教員および非常勤助手が管理運営を担当し、メールサーバ等の保守は、外部の専門業者にも委託して行われており、十分な整備体制を実現している。

本学附属図書館は、蔵書冊数、入館者数や図書館アンケート調査集計結果報告書から適切に整備され有効活用されている。しかしながら、予算制約から専門書や学術雑誌の購入数は十分とはいえず、より良い教育環境の整備に引き続き取り組む必要がある。

学内施設の利用については、規程及び要項を定め、年度毎に教職員及び学生に配布する学生便覧や入学時オリエンテーションで周知しているが、各施設の利用規程や情報セキュリティーガイドライン等を、学生便覧に追記するとともに、学内向け Web にも掲載するなど広く情報伝達する方法を検討する必要がある。

基準９　教育の質の向上及び改善のためのシステム

（１） 観点ごとの分析

観点９－１－①：　教育の状況について、活動の実体を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか

【観点に係る状況】
教育活動の日常的な状況については、履修要項（シラバス）、時間割を中心に計画的に継承・実施されている。教育活動の細部は学科会議において議論され、決定された上、記録されている。文書保存規則によって、履修要項、時間割については永久保存としている。休講届については津市文書管理規程に準じ、大学総務課に３年間の保存となっている。補講届については学生部に保存されているが、特に規則はない。しかし、現状では補講記録については１年保存としている。学籍簿は規程に基づき永久保存である。平成４年卒業以前の在籍者についてはマイクロ化された形で、平成４年以降については電子媒体と紙媒体の両方で保存されている。学生の履修申告状況、教員の成績評価等の紙媒体の保存規定はないものの、現状では５年以上学生部教務学生担当に保存されている。また、学位記（卒業証書）発行簿についても永久保存されている。
本学の教育活動のあり方などについては、これまでにも自己点検評価書などで報告、検証されてきた。「授業評価アンケート」は、平成 18 年度前期から平成 20 年度後期までで６回実施され、結果は『授業評価アンケート報告書』としてまとめられている。さらに平成 20 年度からは上記「授業評価アンケート」に加えて、「ゼミ評価アンケート」「受講をすすめたい講義、改善を求めたい講義アンケート」も実施されるようになった。さらには平成 21 年度からはアンケートの結果と評価のみならず、ＦＤ活動全般の概要を収録した『ＦＤ活動報告書』が発刊されるようになった。なお、これら報告書は全号が図書館に保存されている。
なお、教育活動のあり方については教員の研究活動においても適宜発表されている。例えば、生活科学科『紀要』に発表された「食物栄養学専攻におけるキャリア支援の現状と課題」（平成 24 年度）や、「栄養士校外実習における事前事後指導の効果」（平成 25 年度）は、食物栄養学専攻における教育活動が教員の研究活動に結びついた例である。

【分析結果とその根拠理由】
教育の状況について、活動を示す成績記録・シラバス・時間割・休講届・補講届などはそれぞれ文書管理規則 にもとづき紙媒体・電子情報・マイクロフィルムなどの形態で適切に収集・保存されている。また、学生に対する授業評価アンケートも平成 18 年度以降実施され、集計データは電子化されて保存されている。また、その分析結果も含めて『ＦＤ活動報告書』として毎年度分が刊行されている。それらを収集・活用するための組織としてＦＤ委員会、評価委員会が設定されており、活動の実態を示すデータ・資料の収集・蓄積は適切に行われている。

観点９－１－②：　短期大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており，教育の質の向上，改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】
平成 18 年度より「学生による授業評価アンケート」を実施している。共通質問項目 12 については全科目で、選択的質問項目 4 については該当科目について学生の意見を数値で聴取することとしている。さらに個々の授業について学生の意見、要望を自由記述の形で汲み上げることにした。また、学生の自由な意見表明を妨げないために、アンケートの実施時間、担当教員は席を外すことになっている。
アンケート結果については各教員にフィードバックし、その後アンケートについて教員からコメントを提出してもらい、報告書に掲載することとしている。このコメントについては、非常勤講師は任意であるが、専任教員には提出を義務づけており、教員自身による教育業績の自己点検評価のための準備作業として位置づけられている。
それぞれの学科で検討会を開催し、アンケート結果についての分析を行い、経験交流をし、改善の方策について話し合われる。また、これらの学生の評価を掲載した報告書は、図書館、生活協同組合の店舗、あるいは学生部窓口で自由に閲覧できる。
また、卒業時に卒業生満足度調査を実施し、自由記述も含めて教育の質の向上、改善のための資料として活用されている。

また、「教員の意見交換会」において出された意見についても記録され、ＦＤ委員会で検討される。
2014 年度からは「FD 活動交流集会」を開催し、学科・専攻等の枠を超えた全体集会および分散会において教育における経験や教訓について交流する場を設けることが予定されている。
「教員の意見交換会」は自由な情報交換と議論の場であるため、経験交流が中心である。授業運営上必要なハード面の改善については、可能であれば年度内に実施されるが、予算措置を伴うものについては予算要求という形で次年度実施を目指すこととなる。

【分析結果とその根拠理由】
学生からの意見聴取は「授業評価アンケート」によって毎学期全学生から、また「卒業じ満足度調査」によって卒業年次生から行われており、その内容を当該教員にフィードバックし、コメントの提出を義務づけることで授業改善の取組に結びつけ、それを『ＦＤ報告書』に掲載している。教職員からの意見聴取はＦＤ活動としての「教員意見交換会」 を通じて行われ、そこでの意見の分析とフィードバックはＦＤ委員会において行われている。
個々の教員の授業改善の努力はこれらの意見聴取とフィードバックに基づいて進められており、適切な活用を実現している。

観点９－１－③：　学外関係者の意見が，教育の質の向上，改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】
本学では、広く学外者の意見を聴くため、地域の有識者など６名（平成22年度までは10名）からなる三重短期大学有識者懇話会を平成17年度に設置し、教育研究や地域貢献、学内運営等について意見を徴している。過去５年間に開催された懇話会で話し合われた内容は、資料９－１－③－Ａに示すとおりである。
また、学生を直接教育している非常勤講師の方々の意見も貴重なものであり、本学では毎年度初めに非常勤講師との懇談の場を設けている。過去５年間に実施された非常勤講師懇談会の中身については、資料９－１－③－Ｂのとおりである。ここでの成果を本学の教育にフィードバックさせるため、各学科・専攻での検討会を後日開催するとともに、施設設備面の要望については、学科ごとに取りまとめて事務局へ伝えるようにしている。
さらには、すでに示したとおり、卒業生の就職先企業へのアンケート、卒業生へのアンケート調査を実施したりするなど、学外者から本学の教育に対する意見聴取を行なっている。また、同窓会・教育後援会では毎年総会が開かれるたびに、本学の現状を説明し、意見交換の場としている。さらに、高大連携事業の一環として高校教諭との意見交換を実施したりする取組も進めている。
これら学外者から聴取した意見については、学科会議・教授会等に報告し、意見交換を行い、次年度からの改革・改組に生かしている。

資料９－１－③－Ａ　過去５年の有識者懇話会の内容

開催年・日	出席委員人数	主な協議内容
平成22年 3月26日（金）	6名	「三重短期大学の自己評価について」 ・自己評価書の概要説明 ・質疑応答 ・進路状況　　など
平成23年 3月29日（火）	7名	「三重短期大学の現状と課題について」 ・大学の存在価値 ・編入学の功と罪 ・進路状況　　など
平成23年 7月27日（水）	5名	「三重短期大学の現状について」 ・入学者の状況と進路状況 ・入学者の出身地域 「地域に根差した公立短期大学として如何にあるべきか」 ・地域連携

		・市民へのＰＲ ・二部の活用（生涯学習、科目履修生制度） ・同窓会との連携
平成24年 7月3日（火）	6名	「今後の方針について」 ・食栄における4年制移行、専攻科の設置 ・短大卒と4大卒の相違 ・英語力 ・キャリア支援 ・入り口から出口までのイメージ化 ・高大連携の促進
平成25年 7月23日（火）	6名	「三重短期大学の今後について」 ・進路指導の在り方 ・県内の他の短大との競合 ・学生の出身地割合 ・短大の設置場所 ・会長まとめとして、①就職担当専任者の設置、②高校との連携の促進、③授業におけるディベートの導入、をお願いしたいとのこと

＊委員数は平成22年度までは10名、平成23年度以降は６名　　（本学大学総務課資料より作成）

資料９－１－③－Ｂ　過去５年の非常勤講師懇談会の内容

開催年・日時	非常勤講師参加者数	分科会	協議内容
平成21年 4月3日（金）	32名	法経科	・教育内容について　・学内設備について ・懇談会に関しての意見等　・その他
		生活科学科	・教育内容について　・学内設備について ・懇談会に関しての意見等
平成22年 4月7日（水）	28名	法経科	・教育内容について　・学内設備について ・懇談会、ＦＤ活動に関しての意見等
		生活科学科	・教育内容について　・学内設備について ・懇談会、ＦＤ活動に関しての意見等
		共通教育	・教育内容について　・学内設備について
平成23年 4月5日（火）	29名	法経科	・教育内容について　・学内設備について ・懇談会・ＦＤ活動に関しての意見
		食物栄養	・教育内容について　・施設設備について
		生活福祉・心理	・設備改善の要望
		居住環境・共通科目	・教育内容について　・施設設備について
平成24年 4月4日（水）	24名	法経科・共通科目	・授業の感想及び問題点について ・学生の日本語能力について　・施設設備面の要望
		食物栄養	・食物栄養学専攻からの意見　・教職科目からの意見
		生活福祉・心理	・授業に関する意見等　・施設設備に関する意見等
平成25年 4月1日（月）	32名	法経科・共通科目	・出欠確認について　・学生の日本語能力について ・施設設備面の要望
		食物栄養・教職	・授業・学生について　・出欠確認について ・施設設備面について
		生活科学専攻	・授業・学生について　・出欠確認について

（ＦＤ活動報告書より作成）

【分析結果とその根拠理由】

平成17年に地域の高等教育・生涯教育関係者、有識者による適切な構成で三重短期大学有識者懇話会が設置され、以後毎年開催されている。懇話会においては、短大の教育・研究・地域貢献・学内運営の各分野についての自己評価の検討、地域社会への教育貢献の課題、２部教育の課題などについての意見聴取がなされ、出された意見については、教授会等で紹介・検討がなされている。また、年度当初には非常勤講師との懇談会を開催し、専任教員との意見交換を行い、その成果を教育活動に反映するように努めている。その他、教育後援会･同窓会総会において毎年､短大教育の現状を報告して意見聴取をするなど継続的な取組がなされている。

また、企業アンケートや卒業生アンケートの取組も開始されていることから、学外関係者の意見を継続的に活かす体制が整えられている。しかしながら、それぞれの意見聴取においては時々の課題がアドホックになされており、意見を文書化して蓄積する点でも取組は充分ではないから、教育の質の向上、改善に関する意見を自己評価の提示の上で継続的に徴しているとは言えない。今後は、継続的な取組とする点で、外部意見を受けての審議・検討、具体的な取組への反映などを手順化して蓄積する必要がある。

観点９－１－④：　個々の教員は，評価結果に基づいて，それぞれの質の向上を図るとともに，授業内容，教材，教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

「学生による授業評価アンケート」の集計結果と分析を授業担当者に返却している。学生の意見も参考にしつつ、教員が各自、それを自主改善に役立てる。一方で、さまざまな学生の意見を聴取し、それを教員、学生にひろく知らせ、授業改善に役立てるため、平成 20 年度からは２年生のゼミ最終日を利用し、どの科目についてでも自由記述で意見を表明する機会を設けている。アンケート結果が、授業改善に結びついている事例の幾つかを、資料９－１－④－Ａ「授業評価－授業改善事例」に示した。アンケート結果→教員の改善意見→シラバス→翌年のアンケート結果という流れで、授業内容等の改善が授業評価に反映される形で機能している。

資料9－1－④－A　授業評価－授業改善事例

法経科第一部 労働法	アンケート結果①	「Q12 総合評価」4.87
	教員の意見	全体的に評価が低めであったこともあり、より平易かつわかりやすい内容となるよう工夫し、講義が単調にならないように、学生の授業進行への参加を求めるような工夫につとめたい。
	シラバス	法的知識を生きたものとするために、できるかぎり多くの裁判例を紹介するなど、実際の事例をもとに、「自ら」考える機会を提供していきたい。
	アンケート結果②	「Q12 総合評価」5.18
法経科第二部 刑法	アンケート結果①	「Q7 学生の質問や意見」4.29
	教員の意見	「学生の質問や意見」の評価が低くなっており、反省しなければならない。「適当な分量」も低評価になっているので、分量が多く、学生の意見を聴く時間が十分にとれていないということだろう。…今後修正したい。
	シラバス	
	アンケート結果②	「Q7 学生の質問や意見」4.75

生活科学科	アンケート結果①	「Q３ わかりやすさ」2.83
食物栄養学専攻 生化学	教員の意見	Q3 わかりやすさと Q5 板書・話し方については、みずから注意しているが、まだ工夫が十分ではないと考えており、教科書等の教材の改変を含めて、わかりやすいように工夫したい。
	シラバス	必要に応じて資料をプリントにして配布します。
	アンケート結果②	「Q5 板書・話し方」3.77
生活科学専攻 生活福祉心理コース 人間形成論	アンケート結果①	「Q10　知的刺激」4.69
	教員の意見	「学生の興味を引く工夫」と「知的刺激」が比較的評価の低い箇所であった。…高いレベルでの「知的刺激」を与えるのは難しいかもしれない…だが、それでも、学生にその奥深さを伝達することは重要であると思う。それはまた、いかに教員自身が、その研究活動を通じて、その奥深さに驚嘆しているかにかかっている。したがって、今後ともより充実した研究活動を行っていきたい。
	シラバス	
	アンケート結果②	「Q10　知的刺激」4.97
生活科学専攻 居住環境コース 環境倫理学	アンケート結果①	「Q3　わかりやすさ」4.88
	教員の意見	やはり哲学系の話は難しいのかな、と感じた。来年度は具体例をもっと盛り込み、わかりやすさを追求したい。
	シラバス	本講義においては、「人間中心主義批判をどう考えるか」「南北格差と環境倫理」という二つの大きなテーマに沿って、多様な論点を紹介することで、みなさんに環境倫理学なるものの基本に触れてもらう。
	アンケート結果②	「Q3　わかりやすさ」5.18

（各年ＦＤ報告書､履修要項より作成）

【分析結果とその根拠理由】

アンケートによる学生の評価・意見を教員が吸い上げて、授業内容、教材、教授技術の改善を図り、その結果が次年度の授業評価で検証されるという、授業評価アンケートを起点とするＰＤＣＡサイクルは個々の教員レベルにおいても円滑に機能している。また、改善を要する点のチェックのみでなく、学生により肯定的に評価された実践を意見交換会を通じて、全教員の検討対象として共有化する試みも行われている。以上から、個々の教員

の授業内容・教材・教授技術等の継続的改善は適切に行われているといえる。

観点９－２－①：　ファカルティ・ディベロップメントが，適切な方法で実施され，組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

本学に於けるＦＤ活動は、学生による授業評価アンケートの実施、ゼミ評価アンケートの実施、非常勤講師懇談会および学科ごとの教員意見交換会、ＦＤ活動研修会、公開授業を主要な柱として、ＦＤ委員会を担当組織として全学的な位置付けのもとで進められている。

授業評価アンケートは前期と後期に実施している。マークシート項目および自由記述からなっており、マークシート部分については集計してＦＤ活動報告書に科目ごとに記載し、自由記述部分は科目担当者に渡して講義内容改善のために役立てるようにしている。教員にはアンケート結果に対するコメントの提出を求めており、それもFD報告書に掲載される。

ゼミ評価アンケートは卒業前の２年生を対象としたもので、ゼミ内容への評価および「勧めたい科目」「改善を要する科目」についての自由記述を求めるもので、後者についてもFD報告書に結果が記載される。なお、両アンケートとも科目担当教員は回収には一切かかわらず、指名された学生によって回収される。

非常勤講師懇談会は本学専任教員と非常勤講師の交流を目的として、年度初めに開催している。非常勤講師からは本学の教育方針等についての質問や、施設面をはじめとしたさまざまな要望が提出され、それを受ける形で学科ごとに教員意見交換会を開き、非常勤講師からの意見や要望について論議し、実現可能な要望を具体化するための検討を行っている。

FD活動研修会については、平成25年度には「発達障害のある学生に対する教育支援」をテーマとして開催し、対人関係において困難を抱えている学生との接し方について学んだ。

公開授業は年に一回、両学科の教員一名ずつによって行われている。ＦＤ委員は原則参加となっているが、委員外の教員も例年数名が参加している。授業終了後には授業担当者および参加教員による講評会を開き、講義の内容や方法、学生の受講態度等について意見交換を行っている。

以上の活動はここ数年の間にほぼ定着してきており、その成果はＦＤ報告書として毎年度末に刊行されている。この報告書は非常勤講師にも配布され、また学生も図書館や事務室において自由に閲覧できるようになっている。

これまでのＦＤ活動を踏まえて、平成26年度からは上記に加えて全学的なＦＤ活動交流集会を開催することが決定されている。全体会のみならず学科や専攻をまたぐ形での分散会を組織し、それぞれの学科・専攻の抱える事情や独自の工夫について経験の交流を進める予定である。

【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケート、ゼミ参加者アンケートの実施と活用、経験交流の場の設定、さらに、授業実践の相互検証などがシステムとして構成され、全体を統括するセクションとしてＦＤ委員会が組織化されているなど、適切な方法で実施され、組織としての教育の質の向上、授業改善に結びついているといえる。また、専任教員のみならず、非常勤講師も含めて教育の質の向上や授業技術の改善へ向けたＦＤ活動への参加を実現している点は評価できる。今後は、学科や専攻の枠を超えた経験交流をすすめることが課題となるが、平成26年度から開始されるＦＤ活動交流会という形でより適切なＦＤ活動が期待できる。

観点９－２－②：　教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取り組みが適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学における教育支援者とは、生活科学科食物栄養学専攻に所属している助手及び教務担当職員、附属図書館職員である。

食物栄養学専攻の助手は、教員と同様に学会参加など教育研究の資質向上のための取り組みや、教育活動の質の向上を図るためのＦＤ研修等に参加している。

本学の教務担当・附属図書館の事務職員については、市職員の人事異動により配置されるものであるが、資料９－２－②－Ａにみるように、文部科学省や公立短期大学図書館協議会等が主催する事務職員研修会や専門事務説明会に参加するとともに、市の各種人事研修等にも参加しながら大学職員として必要な資質の向上に努めている。

資料９－２－②－Ａ　平成25年度　職員の研修等参加状況一覧

研修名	研修概要	部署	月日・場所
全国公立短期大学協会事務職員中央研修会	文科省担当者による講義、各短大提出議題についての意見交換等	事務局	8/1～8/2 東京
中部学生就職連絡協議会連合会総会	中部学生就職連絡協議会主催・中部地区大学担当者による新年度協議	学生部	4/19 名古屋
三重地区学生就職連絡協議会担当者会議	県内大学担当者による今後の事業計画等についての協議	学生部	5/13 津
インターンシップ事前研修会	三重県経営者協会主催・県内大学生インターンシップ希望学生への事前研修会	学生部	6/15 津
大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会	文科省担当者による大学入学者選抜と教務に関する説明	学生部	6/17 神戸
大学入学者選抜大学入試センター	大学入試センター担当者による大学入試センター	学生部	8/26

試験入試担当者連絡協議会	試験の実施に関する説明		富山
就職指導担当者研修会	三重学生就職連絡協議会主催・講師による講演と県内大学就職担当者とのパネルディスカッション	学生部	9/13 津
インターンシップ事後研修会	三重県経営者協会主催・県内大学生インターンシップ実施者への事後研修会	学生部	10/19 津
就職・採用に関する情報交換会	四日市商工会議所主催・県内企業・大学担当者との情報交換会	学生部	11/11 四日市
大学入学者選抜大学入試センター試験入試担当者連絡協議会	大学入試センター担当者による大学入試センター試験の実施に関する説明	学生部	12/11 神戸
日本学生支援機構奨学業務協議会	日本学生支援機構主催・奨学金業務改正説明等	学生部	2/12 名古屋
三重県「産・学」就職情報交流会 三重県経営者協会等主催	県内企業・大学による就職情報交換等	学生部	2/4 鳥羽
三重学就連合同グループディスカッション	三重県学生就職連絡協議会主催・県内大学３年生、短大１年対象ＧＤ研修会	学生部	2/13 三重大学
三重県図書館協会総会・研修	協会加盟館による図書館活性化事業等の取組についての協議、意見交換	図書館	5/9 津
公立短期大学図書館協議会中部地区研究会	担当者による図書館運営・情報交換・研修	図書館	6/7 三重短期大学
東海地区大学図書館協議会総会・研究集会	協議会加盟館による事業内容の協議及び情報交換・研修	図書館	8/9 静岡大学
公立短期大学図書館協議会幹事会総会及び職員研修会	協議会加盟館による事業内容の協議及び情報交換・研修	図書館	8/2～8/29 大月短期大学

（本学大学総務課資料より作成）

【分析結果とその根拠理由】

本学においては、ＴＡなどは存在しないが、食物栄養学専攻所属の助手については、他の専任教員と同様なＦＤ活動への参加が担保されている。また、教務担当職員・附属図書館職員などについては種々の研修等への参加を通じて、必要な資質の向上を図る上での適切な取組が実現できているといえる。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・本学における教育の質の向上及び改善のためのシステムは、授業評価アンケートや演習評価アンケートなどのデータ収集・分析を起点に、個々の教員の授業改善への動機づけ、

成果の確認、教員全体での改善成果の共有など、一連の流れが適切に運営されている。
・全体を調整・統括する組織的整備もＦＤ委員会の設置と活動により担保されており、具体的な授業改善の成果もあがっている。
・ＦＤ活動を専任教員に限定するのでなく、非常勤講師との懇談会などを通じた意見交流、ＦＤ活動への参加を実現している。

【改善を要する点】
・外部意見の聴取については組織的な体制は一応整っているが、継続的な取組とするためには、外部意見を受けての審議・検討、具体的な取組への反映などを手順化して蓄積する必要がある。さらにそれを教育課程へ施策として反映させていく点で充分にシステム化されているとはいえず、学内におけるＦＤ委員会、学外における有識者懇話会をそれぞれ軸としつつ有機的に関連づけていくシステム化が必要である。

（３）基準９の自己評価の概要

教育の状況について、活動を示す成績記録・シラバス・時間割・休講届・補講届などはそれぞれ文書管理規則にもとづき紙媒体・電子情報・マイクロフィルムなどの形態で適切に収集・保存されている。また、学生に対する授業評価アンケートも集計データは電子化されて保存されている。それらを収集・活用するための組織としてＦＤ委員会、評価委員会が設定されており、活動の実態を示すデータ・資料の収集・蓄積は適切に行われている。

短大構成員からの意見聴取は、学生については、授業評価アンケートや卒業時満足度調査によって行われ、教員にフィードバックし、コメントの提出を義務づけることで授業改善の取組に結びつけている。非常勤講師を含めた教員からの意見聴取も非常勤講師懇談会や教員意見交換会等のＦＤ活動の中で進められている。また、有識者懇話会を中心に、教育振興会・同窓会などの外部意見の聴取も行われている。

個々の教員は授業評価アンケートを軸としたこれらの評価結果を基に、自主的な形で教授技術の向上に努めており、多数の改善事例は意見交換会などのＦＤ活動を通じて全教員に共有されるシステム化が実現している。

教員及び教育支援者の資質向上の取り組みは、教員についてはＦＤ委員会によってコーディネートされるＦＤ活動を通じて適切に進められ、教務担当職員・附属図書館職員を中心とする教育支援者に対しては各種の研修への参加を通じて進められている。

他方で、これらの取り組みが本格的に開始されたのが平成 20 年度以降に属しており、今後は、学科や専攻の枠を超えた経験交流をすすめることが課題となるが、平成 26 年度から開始されるＦＤ活動交流会という形でより適切なＦＤ活動が期待できる。

基準 10　財務

（１）観点ごとの分析

観点 10－１－①：　短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また，債務が過大ではないか。

【観点に係る状況】

本学は、津市が設置する公立短期大学であり、設置については、「三重短期大学の設置及び管理に関する条例」に定められ（諸規程集、１頁）、資産は津市に属し、地方自治法及び津市条例に基づいて管理され、市の一般会計の予算により運営がなされている。

また、観点８－１－①に記された学校施設を短期大学運営に必要な行政財産として保有している。

【分析結果とその根拠理由】

市立の短期大学であるため、津市から教育研究活動が安定して遂行できる予算措置がなされている。資産としては、短期大学運営に必要な土地、建物、備品を備えている。また市全体の中で財政運営がなされているため、本学としての個別の債務は有しない。

観点 10－１－②：　短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための，経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の収入については、授業料、入学料、入学検定料等が本学設置者である津市の一般会計歳入として取り扱われてきている。

これら歳入は、津市一般会計歳出予算の短期大学費に全額充当され、短期大学運営費として執行されている。また、一般財源からの充当も行われており、資料 10－１－②－Ａに見るように本学の経常的収入はこれまで継続的に確保されてきている。

資料 10－１－②－Ａ　最近５年間の収入　（単位　円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
授業料	230, 593, 000	226, 460, 500	224, 821, 625	221, 812, 500	217, 005, 000
入学料	56, 465, 000	57, 890, 000	52, 575, 200	62, 946, 000	50, 357, 000
入学検定料	17, 206, 000	11, 988, 000	12, 052, 000	12, 287, 000	13, 562, 000
その他歳入	14, 475, 227	25, 330, 930	7, 722, 662	8, 039, 977	45, 614, 437

一般財源	215,902,760	314,892,900	250,264,263	251,224,733	264,712,053
歳入合計	534,641,987	636,562,330	546,821,625	556,310,210	591,250,490

（各年決算資料より作成）

【分析結果とその根拠理由】

授業料などの収入と市の一般財源の充当によって必要な経常的収入が措置されており、短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入は安定的・継続的に確保されている。

観点 10－２－①：　短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学の収支予算については、毎年度、本学設置者である津市議会の議決を経て予算化されている。また、法令に基づき財務所管部局において市民等関係者に周知・明示されている。

授業料・入学料については「三重短期大学授業料徴収条例」に定められており（諸規程集、83-84 頁）、おおむね「国立大学等の授業料標準額単価」の改訂に合わせて改訂され、津市公報で告示すると共に「大学案内」、「募集要項」、本学ＨＰ等で明示している。

【分析結果とその根拠理由】

歳入・歳出予算は津市議会の議決を経て執行され、予算内容や授業料・入学料等の改訂については津市公報で告示すると共に、大学案内・募集要項・ホームページなどで、住民、及び関係者に周知されている。したがって、短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画が策定され、関係者に明示されているといえる。

観点 10－２－②：　収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学のこれまでの収支状況は資料 10－２－②－Ａ「三重短期大学収支決算表」のとおりであり、本学の歳出科目（〔款〕教育費、〔項〕短期大学費）と本学の歳入の差額（歳入不足分）は津市一般会計から一般財源が充当されている。

資料 10－２－②－Ａ　三重短期大学収支決算表　（単位　円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①　業料等	318,739,227	321,669,430	296,557,362	305,085,477	326,538,437
②一般財源	215,902,760	314,892,900	250,264,263	251,224,733	264,712,053
③歳入合計	534,641,987	636,562,330	546,821,625	556,310,210	591,250,490
④歳出合計	534,641,987	636,562,330	546,821,625	556,310,210	591,250,490
①／③(%)	59.6%	50.5%	54.2%	54.8%	55.2%

（各年決算資料より作成）

【分析結果とその根拠理由】

短期大学費総額と短期大学収入の差額は、津市の一般財源が充当されており、過大な支出超過とはなっていない。

観点 10－２－③：　短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の予算は津市一般会計歳出予算を主なものとし、歳出科目の〔款〕教育費・〔項〕短期大学費においてそれぞれの事業を展開してきている。資料 10－２－③－Ａ「最近５年間の事業別歳出」に各事業費の推移を示した。

資料 10－２－③－Ａ　最近５年間の事業別歳出　（単位　円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①一般職給	416,478	440,111	437,899	436,327	432,241
②大学管理運営事業	76,909	77,270	78,243	81,962	81,971
③図書館管理運営事業	9,384	18,424	10,767	10,936	10,727
④地域貢献推進事業	1,386	1,468	1,333	1,251	1,266
⑤公開講座運営事業	929	938	666	0	0
⑥地域問題研究事業	2,295	2,221	2210	2,342	2,307
⑦教育研究関係事業	17,219	14,248	13,608	12,928	12,886
⑧施設維持補修事業	2,566	4,086	2,096	10,564	49,852
⑨施設整備事業	7,476	77,796	0		0
⑩歳出合計	534,642	636,562	546,822	556,310	591,250
③～⑧合計	33,779	41,385	30,680	38,021	77,038

(③～⑦) ／⑩	5.8%	5.9%	5.2%	4.9%	406%
(③～⑨) ／⑩	7.7%	18.7%	5.6%	6.8%	13.0%

(各年決算資料より作成)

②から⑨が教育研究活動関連の事業費（必要な施設・設備の整備事業を含む）であり、③から⑦は一般管理費・施設整備費を含まない教育研究活動事業の中核的な部分である。これらの教育研究活動にかかる費目については、概算要求の作成過程や予算配分の過程において教授会、発展計画委員会、各学科会議に報告されている。とりわけ、学長・学生部長・図書館長・両科学科長・地域問題研究所長・事務局長を構成員とする総務連絡調整会議が設置され、「学内の管理運営事項、予算事項等で学内諸機関にかかわる事項につき連絡調整を行う」（総務連絡調整会議規定第１条、諸規程集、189 頁）とされている。

【分析結果とその根拠理由】

概算要求提出に際して、各学科からの備品・経費等の予算要望を組織的に徴し、学内の合意を踏まえて予算編成に臨んでいることや、予算成立後、総務連絡調整会議、教授会等への説明と各部局間での調整を踏まえて執行していることから、短期大学の目的を達成するために、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているといえる。

観点 10－３－①：　短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

該当なし。

観点 10－３－②：　財務に対して，会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

本学の財務は、毎年度、所属部局別に市監査事務局（常任監査委員１名、市議会選出監査委員２名、有識者選出監査委員１名）による定期監査が実施されてきている。

監査委員からは、毎年度、具体的な監査指示事項が出され、適切な改善に努めてきている。

また、国県補助事業を実施した際には、それぞれ県の監査及び国の会計検査が実施され、事業実施の質疑に対処してきている。

なお本学においては、これまで不適切執行の指摘に基づく国県補助金返還等の事例はない。

【分析結果とその根拠理由】

財務に対する監査は、毎年、津市の監査委員による定期監査を受けているとともに、補助事業については会計監査が実施されている。これは外部組織によるものであり、会計監査等が適正に行われている。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・非常に厳しい財政状況の中で、過去５年間、一般財源からの予算措置を含めると、安定した歳入が確保されている。

・予算要求、予算配分に際しては、教授会から各部局に至る各レベルの要望を踏まえ、とりわけ総務連絡調整会議・教授会を中心とする学内の合意形成と調整が機能することで、事務局と連携した効率的な予算運用がなされている。

【改善を要する点】

・津市の財政状況の改善の見通しが立たないことから、本学においても徹底的に無駄を排して、より効率的な予算運用を進める必要がある。

・バリアフリー化には一部対応たきたものの、諸施設の老朽化は依然として大きな課題であり、大規模な予算措置を講じる必要がある。厳しい財政状況を踏まえ、長期的な展望に即した計画的かつ効率的な取組が必要である。

（３）基準 10 の自己評価の概要

市立の短期大学であり、法人化もしていないことから、大学施設の管理運営や教育研究活動を遂行する予算が安定的に確保されており、過大な支出超過にもなっていない。教育研究活動に対する適切な資源配分と執行も、事務局を含めた学内合意を形成しつつ行われている。また、財務に対する監査等も適切に行われ、大きな問題点の指摘も受けていないことから、財務に関する基準をみたしている。

基準 11　管理運営

（１） 観点ごとの分析

観点 11－１－①：　管理運営のための組織及び事務組織が，短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で，適切な規模と機能を持っているか。また，危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

本学の組織は、三重短期大学運営組織図（資料 11－１－①－Ａ）に示すとおりである。教授会は、重要な事項に関する最高審議機関であり、構成員は、学長、教授、准教授、講師及び助教の 28 名で、学長が議長を務めている。

資料 11－１－①－Ａ　　三重短期大学運営組織図

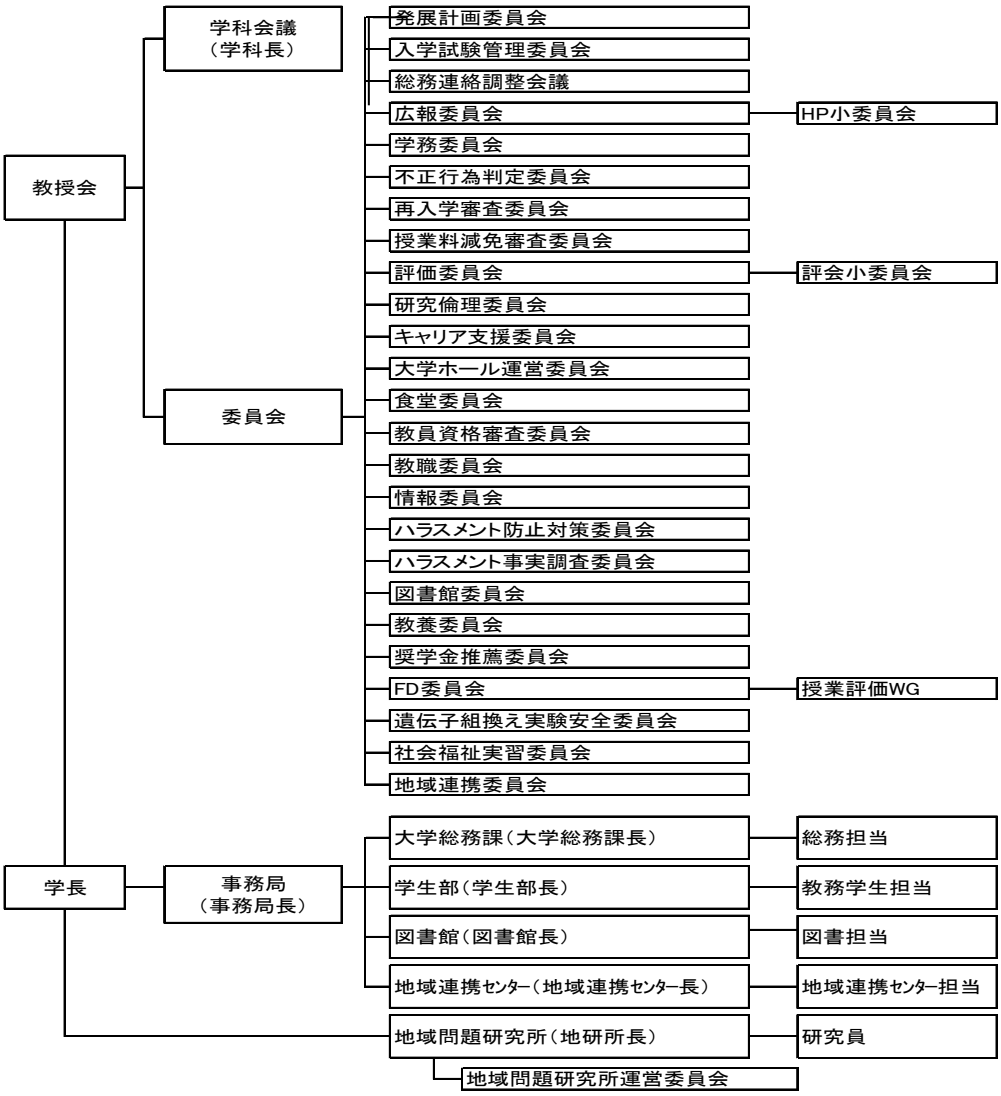

なお、助手は、教授会申し合わせ（諸規程集 161 頁）により、教授会の正規構成員となっている（資料 11－１－①－Ｂ）。また、教授会のもとに 23 の専門委員会が設置され、委員は教員で構成され、各委員会庶務は事務局職員が行っている。

事務組織は、資料 11－１－①－Ｃに示すように事務局、学生部及び図書館からなり、常勤職員 13 名と臨時職員５名で構成されている。学生部には学生支援のための保健室と学生相談室を設置し、看護師及びカウンセラー（臨床心理士）を非常勤で配置している。

危機管理に関しては、火災その他の災害による人的及び物理的被害を軽減する目的をもって、「三重短期大学防火管理内規」（諸規程集、258－263 頁）を設け不測の事態に迅速に対応する体制を整えている。

平成 21 年度には、遺伝子組換え実験安全委員会及び研究倫理委員会を設置し（諸規程集、212－219 頁及び 226－230 頁）、実験・実習を開講する生活科学科では、「実験実習安全マニュアル」等諸規程を整備している。

資料 11－１－①－Ｂ　教員組織ならびに教授会構成　（人）

	職種別	学長	教授	准教授	講師	助教	計	非常勤講師	教授会の回数	教授会の構成		
										Ａ．教授のみ Ｂ.准教授以上 Ｃ.助教以上	助手等の扱い	事務局長出席態様
所属担当別	学長	1					1		原則月１回	Ｃ.助教以上	内規により正規構成員	オブザーバー
	一般科目		2				2	25				
	教職科目			1			1	4				
	法経科		8	3	1		12	30				
	生活科学科		5	6		1	12	44				
	計	1	15	10	1	1	28	103				

＊学長は教職科目担当教授を兼ねている。　（本学資料より作成　平成 26 年 5 月 1 日現在）

資料 11－１－①－Ｃ　短期大学事務局職員組織

部署名	専任職員	うち管理職	常勤嘱託職員	兼務職員	派遣職員	その他	計
事務局長	1	1					1
学生部	6	1（1）		1			7
大学総務課	5	2		6		1	12
図書館	3	1（1）		2			5
合計	15	5	0	9	0	1	25

＊（　　）内数字は、教員が管理職を担当している数を示す。

（本学資料より作成　平成 26 年 5 月 1 日現在）

観点 11－１－②：　短期大学の目的を達成するために，学長のリーダーシップの下で，効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

教授会は原則として毎月１回開催するほか、学長が必要と認める場合には臨時教授会を開催することができる。教授会の開催前には、学長、学生部長、図書館長兼地域連携センター長、両学科長、地研所長、評価委員会主査、ＦＤ委員長、事務局長からなる発展計画委員会が開催され、教授会議題のほか本学の発展に関わる諸問題について総合的に検討が

加えられるが、教授会、発展計画委員会ともに議長は学長である。

学長とともに執行部である学生部長および図書館長（兼地域連携センター長）の任免は、「三重短期大学人事に関する規程」（諸規程集、9-11 頁）において、学長の申出に基づき、津市長が行うこととされているが、教授会による推薦が尊重され民主的な意思決定を保証している。また、学長、学生部長および図書館長は、各種委員会の議長・委員長を務めるなど、こうした組織により学長の意思が学内に円滑に浸透され、本学の目的達成のための効果的な運営が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

学長は、定例の教授会に加え、必要に応じて臨時教授会を開催する権限を有している。教授会、委員会及び事務局との連携は適切であり、教授会の推薦を経て学長の申出に基づき津市長が任命する学生部長・図書館長が各種委員会の委員長を務め、学長の効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

観点 11－１－③：　短期大学の構成員（教職員及び学生），その他学外関係者のニーズを把握し，適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

個別の要望を取り上げるため、学生による授業評価アンケートを行うなかで、ＦＤ委員会では、学生による授業評価アンケートの実施及び結果の公表に係る基本方針を教授会に提案し、改善をはかるよう努めている。また、学生部長、学生部職員が定期的に学生自治会役員と会合を重ね、学生からの要望や意見を聴取することにも努めている。

教員の教育・研究に関するニーズは、教授会、学科会議、各種委員会を通して，事務職員のニーズは事務局朝会で集約されている。これらの意見は管理運営に反映されている。

学外関係者については、前述のとおり、平成17年度から学外有識者の意見・評価の聴取を目的として三重短期大学有識者懇話会を開催し、有識者懇話会で委員から出された意見を大学運営に反映させている（資料９－１－③－Ａ）。例えば、平成17年度の第２回有識者懇話会に「教育・研究・地域貢献・学内運営について」諮問した事項に対して、委員より地域貢献を積極的に進めることを求める意見があり、これらを踏まえて平成20年度から地域連携センターを立ち上げ、地域への貢献をさらに推進するための基盤を整えた。また、キャリア支援について出された意見を参考にしつつ、専門スタッフによるキャリア支援体制を強化した。「高校との連携を促進すべき」という意見に対しては、2008年に亀山高校、2010年に津商業高校、相可高校、そして2013年には久居高校、みえ夢学園高校と高大連携協定を締結し、地域連携センターを窓口として事業展開を行っている。

また、本学では、３年ごとに、卒業生が就職している企業の中から100社を対象に企業ア

ンケートを実施し、学生指導や教育活動に役立てているが、ここでは平成25年度に全国公立短期大学協会が実施した調査中、「卒業生の受入先に対する調査報告」の中の本学卒業生に対する評価を資料11－1－③－Ａに示す。

さらには、同窓会、教育振興会（平成 21 年度までは教育後援会）の総会や懇談会を通じて既卒生や保護者のニーズの把握に努めるなど連携は緊密に維持されており、本学運営に関する支援を受けている。

資料11－1－③－Ａ　受け入れ企業の本学卒業生に対する評価

項　　目	平均評価
業務上必要な知識・技術を有している	2.93
業務上必要な資格を有している	2.57
責任をもって仕事をしている	3.40
与えられた課題を最後までやり抜く粘り強さがある	3.36
指示されなくとも、新しい課題に取り組む熱意・意欲がある	2.84
ある状況下での失敗から学んだことを、他の状況下においても応用する能力がある	3.07
仕事を論理的・合理的に組み立て、解決する能力がある	2.82
組織人としてのマナー・倫理観を備えている	3.27
職場の上司・同僚、お客様、取引先（利用者）との適切なコミュニケーション能力がある	3.16
職場の上司・同僚とうまく協力して仕事ができる	3.25
周囲を説得して仕事を進めるリーダーシップがある	2.30
業務遂行上必要な社会人としての一般常識を備えている	3.16
短期大学での学習経験が業務上役立っている	2.93
総合的評価	3.07

＊最高レベル４、最低レベル１

（全国公立短期大学協会「公立短期大学に関する調査（平成25年度実施）」資料より作成）

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズは、授業評価アンケートや自治会役員との会合を通して把握に努め、教職員のニーズは、教授会、学科会議、職員朝会等を通じて集約・把握されている。学外関係者のニーズについては、有識者懇話会を開催してその意見を本学改革の参考にしている。また、企業対象のアンケート調査の実施や、同窓会、教育振興会との連携を密にするなど適切な形で学外関係者のニーズを把握して、管理運営に反映しているといえる。

観点 11－１－④：　監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか

該当なし

観点 11－１－⑤：　管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学の事務職員については、市職員が配置されていることから、前掲資料９－２－②－Ａに示すように、全国公立短期大学協会や文部科学省等が主催する事務職員研修会や専門事務説明会に参加し、係官や専門家の講義を受講し、市の階層別研修や専門研修など各種人事研修等にも参加しながら大学職員として必要な資質の向上に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

事務職員の研修は、大学事務局職員として各種研修に参加し、専門分野については、全国公立短期大学協会や文部科学省等が主催する事務職員研修会に参加するなど職員の資質向上のための取組みが組織的に行われている。ただし市職員であり、定期的に人事異動が行われることから、職務に精通する人材の確保及び短大内での職員研修等の実施が課題である。

観点 11－２－①：　管理運営に関する方針が明確に定められ，その方針に基づき，学内の諸規程が整備されるとともに，管理運営に関わる委員や役員の選考，採用に関する規程や方針，及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

本学の管理運営に関する基本的事項については、「三重短期大学学則」（諸規程集、54－81 頁）や、学則を踏まえた教授会・各種委員会規程、研究及び点検評価に関する規程、施設管理に関する規程等を「三重短期大学諸規程集」にまとめ整備している。

管理運営に関わる委員の選考や採用に関する規程や方針においては、「三重短期大学人事に関する規程」および学長・学生部長・図書館長などの各種選考基準で、それぞれ明確に定められている（諸規程集、9－18 頁）。

本学の各構成員の責務と権限組織に関する規程は、前述の「三重短期大学諸規程集」内の「三重短期大学組織に関する規程」等において明確に定められている（諸規程集、３－５頁）。

【分析結果とその根拠理由】

本学の諸規程は学則に基づき、「三重短期大学諸規程集」にまとめられて整備されており、また、それにかかわる役員の選考や採用に関する規程も、学長選考基準を始めとする「三重短期大学人事に関する規程」により明確に規定されていることから、管理運営が適切に行われている。

観点 11－２－②：　短期大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点に係る状況】

本学の概要・諸規程及び活動状況等は毎年編集する学生便覧に集約され、学生及び教職員に配布し、学内情報の共有に努めている（学生便覧 ）。

また、教授会及び各種委員会の審議・決定事項等は、議事録として作成されており、全て事務局で収集、管理され、そのデータや情報は必要に応じて教職員が閲覧かつ活用できる状況にある。

学生の身上書を含めた個人情報やこれら文書等については、事務局学生部で保管し「津市個人情報保護条例」等にしたがって厳重に管理されている。(諸規程集、163 頁)。

【分析結果とその根拠理由】

本学の基礎的なデータや情報は、事務局において適切に収集、管理されており、教職員には、必要に応じ閲覧可能かつ活用できることが周知されている。

観点 11－３－①：短期大学の活動の総合的な状況について，根拠となる資料やデータ等に基づいて，自己点検・評価が行われており，その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

本学では、平成 13 年３月に自己点検・評価報告書を取りまとめ刊行し、学内外に広く公開した。自己点検・評価は、学内各部局の長が委員となっている発展計画委員会が担当し、同委員会の中に点検・評価小委員会を置いて作業を行った。

また、学生による授業評価アンケートを平成 18 年度から実施しており、結果は冊子化し教員に配布するとともに図書館に配架し公開している。また、これに基づき各教員は、授業改善意見を作成し、次年度授業に反映するよう努めてきた。

平成 20 年度に、認証評価へ向けて、自己点検評価のための組織を全面的に改変した。

本学では、学生による授業評価や自己点検・評価はそれまで評価小委員会が担当してきたが、ＦＤ活動を積極的に進めるため、ＦＤ委員会を設けて授業評価を引き継いだ。

同時に評価委員会、同小委員会を設置し、自己点検・評価及び機関別認証評価の作業を担うこととした。評価委員会は、平成 22 年９月に平成 21 年度自己点検評価を行ってその結果を「平成 21 年度三重短期大学自己点検評価報告書」として刊行し、ホームページ上で公開した。また、平成 22 年 6 月には「短期大学機関別認証評価　自己評価書」を作成して独立行政法人大学評価・学位授与機構の機関別認証評価を受け、平成 23 年 3 月に、短期大学評価基準を満たしているとの評価を得た。

こうした自己点検評価作業はアドホックに行われてきた側面を否定することができなかったので、次回の機関別認証評価へ向けて自己点検評価の体制を整備するために、認証評価とも関連づけた自己点検評価の定期化を図ることとし、３年ないし４年毎に自己点検評価を実施することが確認された。また、その基礎資料として毎年、定型的なデータを収集することとし、「三重短期大学教員研究･教育業績」調査を行うなどの基礎データを収集して、「三重短期大学年報」としてとりまとめ、ホームページ上に公開することになった。

「2011 年度三重短期大学年報」を 2012 年 12 月に刊行し、以後毎年「三重短期大学年報」を刊行している。それらを踏まえて、今回の自己点検評価書の作成が行われた。自己点検評価書、三重短期大学年報および機関別認証評価結果は本学のホームページで公開している（http://tsu-cc.ac.jp/ninshouhyouka/ninshouhyouka.html）。

【分析結果とその根拠理由】

本学の自己点検・評価は、平成 12 年度に自己点検・評価報告書を作成後、平成 18 年度より学生による授業評価アンケートを実施し、その後、委員会組織を改組し自己点検・評価に向けた取組みを継続し、平成 19 年４月末時点のデータに基づいて、学位授与評価機構の評価書の構成を参考に、自己点検評価書を作成し、さらに平成 22 年の認証評価のための自己評価書作成につなげた。その後も、自己点検評価事業を定期化する方針が提起され、三重短期大学年報の毎年刊行、３－４年毎の自己点検評価作業の実施が進められていることから、短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているといえる。

観点 11－３－②：　自己点検・評価の結果について，外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

前述の三重短期大学有識者懇話会（前掲基準９－１－③参照）において、三重短期大学の現状と課題を説明するなかで、自己点検・評価の結果についても言及し、意見を聴取する機会を得ている。また、３－４年毎の自己点検評価結果を有識者懇話会に呈示することで、定期的な自己点検評価の検証を実施することになっている。

また、観点６－１－⑤や観点11－１－③でも述べたように、卒業時における満足度調査や就職先企業へのアンケートを実施し、学外者から本学の教育に対する意見聴取を行なっている。これらの聴取した意見は、教授会などで公開し意見交換を行い、可能な限り、次年度からの改革・改組に生かしている。

【分析結果とその根拠理由】

外部有識者への意見聴取や就職先企業へのアンケート調査等で学外者から本学の教育に対する意見聴取を行うなど、一定程度の検証は行われている。自己点検評価の定期化に伴い、有識者懇話会による外部評価も定期的に行われる予定であるが、継続的かつ定型的な外部評価を得る体制はいまだ十分とはいえず、今後も取組みが必要である。

観点 11－３－③：　評価結果がフィードバックされ，管理運営の改善のための取り組みが行われているか。

【観点に係る状況】

様々な評価活動の結果を反映し、平成 19 年度には両学科構成を見直して新コースを発足させ社会のニーズに対応するとともに、平成 20 年度には地域貢献の柱となる地域連携センターを発足させ、評価委員会、ＦＤ委員会、地域連携委員会を設けるなど各委員会組織の見直しを行った。さらに、平成 23 年からは発展計画委員会を中心に将来構想の策定作業に取り組み、翌 24 年にとりまとめが行われた。その結果として、平成 27 年度から新たなカリキュラムによる教育活動が始まる予定である。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、評価活動を反映して学科構成、各委員会組織、カリキュラムなどを見直すなど一定程度のフィードバックは行われている。しかしながら、こうした評価作業は自己点検評価の定期化を踏まえて今後も定期的に行う必要がある。

観点 11－３－④：短期大学における教育研究活動の状況や，その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

高校生や保護者に対しては、８月のオープン・キャンパスや高等学校での説明会などで、

本学の教育目標や内容について概要を説明している。また、キャンパスガイドや本学ホームページ（ URL :http://www.tsu-cc.ac.jp/index.html）を通じて、本学の教育研究の概要について周知を図っている（平成 25 年度『キャンパスガイド』（大学案内））。

研究活動については、『三重法経』、生活科学研究会『紀要』を発刊し、全国の大学をはじめ研究機関に送付している。また、地域問題研究所においては、『地研年報』や『地研通信』に研究成果を公表し、研究機関や自治体に配布している。『三重法経』、生活科学研究会『紀要』では、毎年度、両科教員の研究業績一覧を掲載している。これらの研究活動の成果は、国立情報学研究所及び本学のホームページ上に PDF 形式で掲載されている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の社会への情報発信は、大学案内や大学ホームページを通じて適切に行われている。また、研究成果の公表については、各学科や地域問題研究所から刊行される紀要、年報を通じて、適切に社会に公表している。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・本学では学長の緊密な連携が、教授会・委員会と事務局との間に形成されており、適切な管理運営体制が整備できている。

・本学の教育研究活動やその活動成果の社会への情報発信が、大学案内や大学ホームページ、各紀要の発刊、地域連携講座、オープンカレッジ、出前講座等の開催により適切に行われている。

・自己点検評価について、認証評価と３－４年毎の自己点検評価を組み合わせることで定期的な自己点検評価の体制が作られている。

【改善を要する点】

・教員･事務職員共に短期大学の目的達成のため、さらに適切な人員配置を行う必要がある。

・事務職員の資質向上のための各種研修などの取り組みは行われているが、大学職員としての位置付けは十分にはなされておらず、大学職務に精通する人材の確保を進める必要がある。

・自己点検評価の定期化に対応する外部評価体制について一層整備する必要がある。

（３）基準 11 の自己評価の概要

本学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務局体制は十分に整備され機能している。管理運営のための規程等も本学学則に基づき、「三重短期大学諸規程集」として整備されている。

教授会と学長の密接な連携のもとで、教授会が付託した事項を検討する各種委員会および事務局との連携も適切に行われている。また大学職員としての資質を向上させるための事務職員の各種研修も組織的に行われている。

危機管理体制についても、諸規程と委員会の整備が進められてきているが、なお引き続き整備する課題についての検討も進められている。

学生や教職員のニーズについては、授業評価アンケートや教授会･学科会議などの各級の会議を通じて集約･把握されている。また、学外関係者のニーズについては、有識者懇話会の実施や、卒業生アンケート、企業アンケート調査の実施、同窓会及び教育振興会との連携をとることなどにより適切な形で学外関係者の意見聴取を行い、管理運営に反映している。

自己点検評価活動の基礎データとして授業評価アンケート、既卒生や卒業年次生の満足度調査、外部評価を実施し、それらの評価結果は学内の改組･改革に活用されている。自己点検評価活動自体も、平成 23 年に体系的に整備され、認証評価の間の時期に３-４年毎の自己点検評価作業を行うこととした。そのためのデータ収集の意味も含めて、毎年の専任教員への研究教育業績調査、定量的データの継続的収集を行い、それをまとめて毎年『三重短期大学年報』としてホームページ上に公開している。

しかしながら、三重短期大学有識者懇話会を外部評価機関とするためには、なお組織･規定の整備を進めていく必要がある。

本学の社会への情報発信は、大学案内やホームページ等を通じて適切に行われ、研究成果の公表も、両科の紀要、附属研究所である三重短期大学地域問題研究所が刊行する地研年報を通じて行われている。また、地域連携センターの事業として地域連携講座やオープンカレッジ、出前講座、地域連携政策研修が行われており、これらを通じて、本学教員の研究活動の成果を広く社会や市民に還元している。

１２．研究活動と研究環境

１２－１　研究活動

１２－１－①：研究活動

現状の把握

本学教員の研究活動については、毎年実施される教員研究教育業績調査に基づき、本学のホームページに毎年更新し掲載される「三重短期大学年報」の中で公表されている。また、この情報は本学の地域連携事業の周知と広報を目的に毎年発行されているシーズ集「みえたんの種」「三重法経」、生活科学科「紀要」、地研年報などの紀要の中で公表されている。各教員より申告された研究活動については、著書、論文、その他の著作、学会発表、共同研究（研究費助成のないもの）、助成研究という区分を設け、その件数の把握を行っている（資料 12－１－①－A)。本学における教員１人あたりの年間研究活動数は、資料 12－１－①－Ｂに示すとおりである。また、法経科の教員職位別に研究活動数については、資料 12－１－①－Ｃで示す通りである。

資料 12－１－①－Ａ　研究活動の数（平成 23 年度～平成 25 年度）

法経科	著書	論文	その他	学会発表	共同・助成研究	計
平成 23 年度	7	16	13	8	7	51
平成 24 年度	4	14	11	4	9	42
平成 25 年度	8	15	11	3	9	46

生活科学科	著書	論文	その他	学会発表	共同・助成研究	計
平成 23 年度	3	17	10	17	18	65
平成 24 年度	3	19	6	18	11	57
平成 25 年度	4	15	10	20	17	66

資料 12－１－①－Ｂ　教員１人あたりの年間研究活動数（平成 23 年度～平成 25 年度）

	法経科	生 活 科学科	平均
平成 23 年度	3.6	4.3	3.8
平成 24 年度	3	3.6	3.3

平成 25 年度	3.2	4.4	3.7

資料 12－１－①－Ｃ　教員職位別に研究活動数（平成 23 年度～平成 25 年度）

法経科	教授	准教授	講師
平成 23 年度	７名／14 件	５名／31 件	２名／６件
平成 24 年度	７名／12 件	６名／24 件	１名／７件
平成 25 年度	７名／13 件	６名／27 件	１名／６件

生活科学科	教授	准教授	講師	助教	助手
平成 23 年度	７名／19 件	６名／21 件	―	２名／22 件	１名／４件
平成 24 年度	８名／28 件	５名／７件	―	２名／15 件	１名／３件
平成 25 年度	８名／28 件	５名／17 件	―	２名／15 件	１名／８件

（各年三重短期大学年報書より作成）

現状の分析評価

資料 12－１－①－Ｂにあるように各教員１人あたりの研究活動数は、量的には一定の水準を維持しているといえる。ただ、研究自体は各教員の専門分野・専門領域を基礎として行われていることもあり、研究業績の内容評価の検証はなされていない。しかし、法経科及び生活科学科では、各教員の研究活動の相互理解を目的に毎年例会を開催し、各教員の研究活動を発表する機会が設けられている。

教員職位別の研究活動数については（資料 12－１－①－Ｃ）、法経科では各職位の人数から言えば、上位職位の教授の数が最も多いのであるが、1 人当たりの研究活動数は准教授の研究活動数より少ない。これは大学運営に携わる役職に就いているため、研究活動に時間が割けないなどの理由が考えられる。他方で、生活科学科では平成 23 年度は助教、准教授、教授と下位の職位ほど研究活動数が多く、法経科と同様の理由によるものといえる。また、平成 24 年度では准教授の研究活動数が少ない状況であったが、平成 25 年度は上位の職位ほど研究活動が活発に行われている。

改善方策の検討

教員１人あたりの年間研究活動数は、平成 23 年度は 3.8、平成 24 年度は 3.1、平成 25 年度は 3.7 であり、この３年間３件以上の結果を残している。また、教員職位別の研究活動数については、大学運営に係る業務や生徒指導などによって、各教員の研究時間に格差が生じていることが研究活動数に反映している可能性がある。大学運営に係る業務や学生指導などの教育活動に関わる負担量の軽重などが研究活動へ影響を与えていると考えられることから、学長・学生部長・図書館長など管理職に位置づけられている執行部教員を除

いた教員間の負担を平均化する取り組みが必要である。

12－１－②：教育研究組織単位間の研究上の連携

現状の把握

本学教員の教育研究組織間の研究上の連携については、国内の本学以外の研究機関や研究者等と連携して研究活動を行っており、研究組織単位間の連携が採られている（資料 12―１―②－A）。また、本学には地域貢献を目的に研究組織として設立され 20 年以上の歴史を持つ地域問題研究所（前身は「地域問題総合調査研究室（昭和 59 年設置）」が設置されている。本学教員は全員が研究所員として位置づけられ、さらに、研究計画の申請を承認された教員は研究員として研究費の助成を受けて研究活動を行っている。

資料 12―１―②－A　　共同・助成研究（平成 23 年度～平成 25 年度）

法経科	地域問題研究所助成研究	学内教員を含む共同研究	外部との共同研究	計
平成 23 年度	４件	０件	３件	７件
平成 24 年度	５件	０件	５件	10 件
平成 25 年度	５件	０件	５件	９件

生活科学科	地域問題研究所助成研究	学内教員を含む共同研究	外部との同研究	計
平成 23 年度	３件	１件	12 件	16 件
平成 24 年度	３件	１件	12 件	16 件
平成 25 年度	３件	１件	14 件	18 件

（各年三重短期大学年報書より作成）

現状の分析評価

本学教員と外部機関や他大学等の研究者との連携は活発にとられているのであるが、本学では地域問題研究所以外、それら外部機関及び他大学等の研究者との連携については、個々の教員によって連携が採られており、本学あるいは学科としてそれら研究組織単位と連携をとっているわけではない。

地域問題研究所における教員の研究活動は、共通した地域貢献という目的によって連携が採られており、多彩な研究テーマやその件数を見ると公立短期大学の教員による研究員

としての研究活動は地域に還元されている。

他方で、資料 12―１―②－Ａで見たように生活科学科では学科内外の連携した共同研究はあるが、法経科では学科内での共同研究はない。法経科においては、社会科学分野の教員が配置され、かつ短期大学としての小規模性により、各教員の研究分野が重なっていないことによっている。また、大学全体としての共同研究はなされていないのが現状である。さらに、海外の研究機関との連携は組織的取組としてではなく教員個人によってとられているが、平成 23 年度１件、平成 24 年度１件、平成 25 年度１件と少ない。

改善方策の検討

公立短期大学としての本学の特性に基づいて設置された地域連携センターの活動及びそのもとで研究組織として位置づけられている地域問題研究所における教員の研究活動は、活発に行われており、今後も継続して活動を行っていく計画であるが、さらなる活性化を目指しこれまで研究員として参加していない教員にも参加を促していきたい。

海外の研究機関の連携については、今後組織的に取組む必要があり、幅広い研究領域や機関の構築という観点から、大学をあげて検討していく必要がある。

12－２　研究環境

12－２－①経常的な研究条件の整備

現状の把握

本学における教員の個人研究費は、設置者（津市）の予算から配分される学内の経常経費と教育振興会から配分される学外の経常経費（教育振興会からの研究費）がある（資料 12－２－①－A)。学内の経常経費の内訳は学術研究旅費と教官研究費（図書購入費、研究用消耗品費等）に分類される。同様に、生活科学科においては学内の経常経費と学外の経常研究費があり、学内の経常費の内訳は、学術研究旅費と教官研究費（図書購入費、研究用消耗品費等）に分類される。

他方で、地域問題研究所においても研究費が予算計上されている。地域問題研究所の歳入は、市費と教育振興会費からなり、前者は平成 25 年度において総額 120 万円であり、後者は総額 140 万円である。研究員個人に割り当てられる予算について市費の費目は書籍費、消耗品費、通信費等である。教育振興会費の費目は書籍費、消耗品費、通信費、旅費であり、その内訳は書籍費、消耗品費、通信費は 29 万円であり、旅費は 67 万円である。一人あたりの平均額は平成 25 年度では、書籍費、消耗品費、通信費等は 4 万 2981 円であり、旅費は 5 万 8045 円である。市費では、研究員の研究に係る予算以外に雑誌代や事務費、印刷製本費に多くの予算を割いている(例えば平成 25 年度では 104 万 8700 円である)。また、

教育振興会費では、研究員の研究計画と過去の実績の審査によって配分がなされる。なお、平成 23 年度と平成 24 年度では研究員による市費からの予算執行はなされていなかったが、平成 25 年度は市費からの予算執行がある（資料 12－２－①－Ｂ）。これは研究員の増加と物価の上昇による経費の増加によるものと考えられる。

資料 12－２－①－Ａ　教員１人あたりの個人研究費（平成 23 年度～平成 25 年度）

法経科	経常経費	学外経常経費	研究費総額
平成 23 年度	24 万 5000 円	14 万 5000 円	39 万円
平成 24 年度	24 万 5000 円	13 万 5000 円	38 万円
平成 25 年度	24 万 5000 円	14 万 5000 円	39 万円

生活科学科	経常経費	学外経常経費	研究費総額
平成 23 年度	19 万 5000 円	14 万 5000 円	39 万円
平成 24 年度	19 万 5000 円	13 万 5000 円	38 万円
平成 25 年度	19 万 5000 円	14 万 5000 円	39 万円

（本学大学総務課資料より作成）

資料 12－２－①－Ｂ　地域問題研究所における１人あたりの平均額（平成 23 年度～平成 25 年度）

	予算総額	個人予算平均額	個人市費平均額	個人教育振興会費平均額
平成 23 年度	74 万 3000 円	７万 4300 円	０円	６万 9478 円
平成 24 年度	80 万 4000 円	８万 400 円	０円	６万 9269 円
平成 25 年度	111 万 1300 円	10 万 1027 円	１万 6263 円	７万 6331 円

※予算総額の費目は、図書・資料費、消耗品費、通信費、旅費である。

（各年地域問題研究所資料より作成）

各教員の研究意欲や研究の質的向上等を目的として在外研修制度があり、当該制度では毎年１名がこれを利用でき、研修費の支給や一部担当科目の代替措置をとり、教員が一定の期間を研究に従事できるようにしている。また、在外研修制度を利用した者が次にこれを利用しようとする場合にかなりの期間があいてしまうことから、平成 22 年に研究費の支給や講義負担の軽減がないものの半年間職務専念義務を免除するサバティカル研修制度を創設し、平成 23 年度から運用されている。在外研修制度における研修費は、学長が必要と認める予算額を市長に内申することで（三重短期大学在外研修規程４条）、在外研修制度を

利用する教員に研究費が確保されている。しかし、サバティカル研修制度ではそれに係る費用は本人負担となっている（三重短期大学教員サバティカル研修に関する規程９条４項)。

教員研究施設の整備状況については、基本的には教員１名に１室が割り当てられており、研究室の設備としてインターネットを接続したパソコン、水道、ガス、エアコン等が整備されている。しかしながら、助教・助手については研究室の配分がない状況である。また、法経科には共同研究室が１室配置され、生活科学科では教育にも利用される理化学実験室や食品学実験室等の研究施設が設置されている。

研究を直接支援するスタッフとしては、生活科学科食物栄養専攻に専任助手１名が配置されているのみである。教員の研究費管理や資料整備等の間接的な研究支援スタッフとしては、法経科に１名、生活科学科に３名、地域問題研究所に１名の臨時職員が配置されている。

教員の研究時間については、平成 25 年度教員の１週間の担当授業時間（１授業時間 45 分）について法経科では、平均時間数は教授９時間、准教授 10 時間、講師 9.6 時間である。生活科学科では教授 11.7 時間、准教授 11.3 時間、助教 0.1 時間である。また、教員には大学の運営に係る業務があり、各種委員会の参加や役職への就任、学生の指導（オフィスアワーの設置等）等がある。

研修機会の確保については、在外研修制度やサバティカル制度があり、教員は長期の研究期間が確保されている。

現状の分析評価

教員に配分される学内の研究費は、学術研究旅費と教官研究費に区分され、一定の水準を確保しているが、教官研究費は市の予算編成上は消耗品費に区分されていることと、費目間の流用ができないため使用用途に制限がある。海外での学会参加などは別途予算請求しなければならず、弾力的な運用を可能にするためには「教員研究費・旅費」の独自費目化が求められている。地域問題研究所における研究費については、書籍の購入や旅費等に活用されている（資料 12－２－①－Ｂ)。

教育研究施設については、講師以上の教員には研究室が割り当てられており、設備の面においては整備されているといえるが、助教に個人研究室が配分されていないのは大きな問題である。また、法経科の教員の研究室と一部の生活科学科の教員の現在の研究室がある研究棟（付属図書館を含む）は昭和 55 年に竣工されたものであり、同様に生活科学科の一部の教員の研究室がある現在の校舎棟は、改修工事等を経てはいるものの昭和 43 年に竣工されており、全体的に老朽化は否めない。

法経科における研究支援スタッフの配置については、生活科学科１名以外に直接的な支援スタッフは配置されていない。間接的な支援スタッフとして臨時職員が法経科１名、生活科学科に３名配置されているが、助手は実験・実習助手としても位置づけられており、臨時職員は研究費管理、資料整理などの間接的な研究支援を行っているが、教育補助・事

務補助も担っていることから、研究支援スタッフの配置は十分ではない。同様に、地域問題研究所においても臨時職員は配置されているが直接研究を支援するスタッフは配置されていない。

教員の授業担当時間数については、総務省統計局による平成 25 年３月 27 日公表の公立短期大学の教員個人の平均授業担当数（週平均 9.8）と比較すると、生活科学科ではやや多いが、法経科はおおむね平均的である。

研究時間の確保については、小規模短期大学であり少人数制を採用していることから、学生との距離が近く手厚い指導が求められることと並んで、大学運営に関する業務への関わりが多いことから十分な研究時間が確保されているとは言い難い。抜本的には、教員スタッフの増加によらなければならないが、設置者の財政負担との兼ね合いで実現することは困難な常況である。

研修機会の確保について、在外研修制度とサバティカル研修制度により長期間の研修機会が設けられており、円滑な運用がなされている。しかし、サバティカル研修では研修費が支給されていないことや、在外研修制度でも研修費の水準が十分とはいえないことなどが課題である。

改善方策の検討

市費による研究費については、設置者の財政状況から見ると抜本的な増額は困難であるが、研究費と研究旅費の費目間の融通が可能になるように、教育研究費・旅費という独自費目化を追求する必要がある。他方で、教員に配分され活用されなかった研究費を他の教員が活用できるような方法も研究費不足を補う１つの手段として検討する必要がある。また、学内研究費や学外研究費などで賄えない高額な研究機器や旅費の確保や研究費不足については、科学研究費補助金や各種団体等が公募する研究奨励金等の外部資金を獲得する必要があり、大学として積極的に奨励していくことが肝要である。

教育研究施設については、上述のように施設の老朽化の問題があり、予算の問題もあるが改築を検討する時期にあると思われる。

研究支援スタッフについては、生活科学科の助手１名以外には直接的な支援スタッフは配置されていない。臨時職員などの増員も含めて、今後の充足について検討する必要がある。

研究時間については、各教員が担っている大学運営に係る業務を合理化・公平化することが必要である。

研修機会の確保については、在外研修制度における研究費の増額を含めた運用の改善、サバティカル研修における研修費の予算化の追求が必要である。

12－２－②：研究上の成果の公表、発信・受信等

現状の把握

本学教員の研究論文・研究成果を公表・発信する場所として大学紀要があり、法経科では法経学会発行の「三重法経」、生活科学科では生活科学研究会発行の「紀要」が、学科ごとに発行されている。「三重法経」及び「紀要」は、前者は年２回～４回、後者は年１回公刊されている。

大学紀要と並んで、地域問題研究所の紀要として「地研年報」が毎年刊行され、その他に、「地研通信」３回～４回刊行されている。また、毎年発行される地域連携センター年報においても、地域問題研究所で行われた各教員の研究科成果の一部が掲載されている。

本学における紀要や地域問題研究所発行の「地研年報」の電子化の取り組みについては、機関リポジトリが設置されていないが、国立情報学研究所の機関リポジトリ事業により、論文の検索・閲覧が可能である。

研究論文及び成果の受信については、各大学からの紀要の受入れ、附属図書館予算で購入する国内外の定期刊行物がある。また、附属図書館では他図書館との資料複写・相互貸借については取扱いを行っている。なお、利用可能なデータベースとして、官報、朝日聞蔵、Ｄ１Law.com がある。

現状の分析評価

研究論文及び研究成果の公表・発信については、両学科とも紀要が発行されており、研究成果の公表が確保されている。

研究上の成果の受信については、各大学・短大の紀要の受入れ、附属図書館による国内外研究誌の購入がある。

改善方策の検討

大学紀要がより活用されるために、継続した定期的な発行を図り、また編集作業の合理化を検討する必要がある。

附属図書館の購入予算の増額が課題であるが、設置者の財政状況を踏まえると、科研費補助金や受託研究費等の資金獲得を進めていく必要がある。

12－２－③：競争的な研究環境創出のための措置

現状の把握

文部科学省の科学研究費補助金（以下、科研費と記す）に関する過去３年間の申請並びに採択状況は、平成 23 年度～平成 25 年度までの間に 13 件申請し、３件採択されている（資料 12－２－③－Ａ）。学科ごとの科研費の申請及び採択の内訳は、法経科では平成 23 年度

は申請２件・採択０件、平成 24 年度では申請３件・採択２件、平成 25 年度は申請０件・採択０件、である。生活科学科では平成 23 年度は申請３件・採択１件、平成 24 年度は申請２件・採択０件、平成 25 年度では申請３件・採択０件、である。また、生活科学科では平成 23 年度に民間の研究助成財団などからの研究助成金（30 万円）、受託研究費（99 万 7500 円）の獲得がある。

資料 12－２－③－Ａ　　科研費申請・採択件数・全国採択率（平成 23 年度～平成 25 年度）

	申請	採択	採択率	全国採択率
平成 23 年度	5	1	25	28.7
平成 24 年度	5	2	40	28.4
平成 25 年度	3	0	0	27.4

（本学大学総務課資料より作成）

現状の分析評価

継続的に科研費の申請がなされており、また小規模の短期大学として平成 23 年度～平成 25 年度の３年間で平均採択率 25%は評価できる。しかし、教員数と比較して申請数が少なく、法経科では平成 25 年度は申請が０である。

改善方策の検討

今後科研費の申請を活発にするために、各教員に科学研究費補助金等に申請を行うように説明会等を開催する必要がある。また他の外部の研究費の獲得に向けた、情報の収集・提供といったシステム構築も改善を要する点である。

12－２－④：倫理面からの研究条件の整備

現状の把握

教員が研究活動を行う上で倫理的な側面のある問題を取り上げる場合は、三重短期大学研究倫理規定が適用される。平成21年10月15日から施行された本規定は、ヘルシンキ宣言および疫学研究に関する倫理指針の趣旨を踏まえ、対象者等の人権を尊重する倫理的配慮を図ることを目的としている。研究倫理委員会は、科学面から研究を総合的に審査するのに必要な知識と経験を有する者及び倫理面、法律面および社会面から研究を総合的に審査するために必要な知識と経験を有する者から若干名選任されることになっており、平成25年度は法経科から１名、生活科学科から５名、事務局職員１名が選ばれ、互選により委員長を選任している。手続きとしては、申請者は申請書に必要事項を記入後学長に提出し、

委員会が審査をした後、審査結果を学長に通知することになる。なお、申請されたもの全てが、生活科学科のものであり、厳正な審査のもと承認された（資料12－２－④－Ａ）。

また、同様の趣旨から、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）その他の法令に基づき、遺伝子組換え実験の安全を確保し、かつ遺伝子組換え生物等の拡散を防止することを目的に、遺伝子組換え実験安全管理規定が制定されている。平成20年６月１日から施行の本規定では、安全管理委員長は生活科学科長が兼務することになっており、安全管理委員は法経科及び生活科学科から若干名、事務局職員から１名選任されることになっているが、平成25年度は安全管理委員長１名、委員として生活科学科から４名、事務職員から１名となっている。手続きとしては、遺伝子組換えに関する実験において実験責任者は申請書に必要事項を記入の上学長に提出し、実験安全委員会が審査した後、審査結果を学長に報告することになる。なお、本規定の施行以降に申請され安全管理委員会において審査された件数は、平成21年度に１件、平成23年度に１件である。申請されたもの全てが生活科学科からのものであり、厳正な審査のもと承認された。

資料12－２－④－Ａ　　研究倫理審査件数（平成21年度～平成25年度）

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1	2	2	2	3

（本学大学総務課資料より作成）

現状の分析評価

本学では、倫理面からの研究条件の整備について、平成 21 年から研究倫理の審査が行われるようになり、それ以来の経験から公正な手続きに則り厳正な審査が行われシステム化されている。小規模短期大学であるにも係らず研究倫理審査件数はおおよそ年に２～３件はあり（表 12－２－④－Ａ）、各教員の倫理に関する意識や質は向上している。また、各委員は生活科学科のみならず法経科からも委員が選任されており、厳正な審査をする上で適切な処置がなされている。しかしながら、遺伝子組換え実験安全管理規定においては法経科から委員が選任されることになっているが、実際には選任されていないのが現状である。さらに、委員に実験に対する専門的知見を有する者がいないという点や、実験責任者が同時にその者に指導助言をする安全主任者を兼ねているという現状を踏まえた上で、外部委員の選任など審査の適正さを保ち、実験の安全性を確保する方途をなお追及する必要がある。

改善方策の検討

遺伝子組換え実験に対する安全管理については、より公正な審査を行う必要上法経科からの委員の選任が必要不可欠である。また、遺伝子組換え実験安全管理規定では、専門的

知見を有する者が委員の中にいない場合は、学長による外部からの選任を認めているが実際には運用されておらず、予算の問題があるため今後検討していく必要がある。また、実験責任者に指導助言する安全主任者の選任について、遺伝子組換え実験安全管理規定では、本学に安全主任者を１名以上常置させることになっているが、実際には専門的知見を有する者が実験責任者となると同時に安全主任者を兼務しており、この点安全主任者を例外的に外部に委嘱する等の規定の改正が必要であり、あわせてその分の予算の確保も必要である

13　社会連携・社会貢献

13－１　社会（地域）連携・貢献の理念と概要

三重短期大学は、津市が設置する公立短期大学として、以前より時代のニーズに即した学科・カリキュラムの改編を通じて教育の現代的再編に努め、また、地域問題総合調査研究室による地域問題研究の蓄積や公開講座、施設の地域開放などを通じて地域に開かれた大学づくりをめざすなど、常に時代や地域の要請に応えて自己革新を行ってきた。平成 20 年３月に策定した三重短期大学の理念において、「津市の設置する公立短期大学として、地域の諸問題や社会の要請に対応した特色ある研究の推進を図り、その成果を積極的に地域に還元するとともに、高等教育に対する地域のニーズに的確に応え、生涯学習の振興に寄与することを通じて地域社会に貢献する。」と定めており、また、教育目標においても地域社会を主体的に担う市民の育成を目指して「高い公共性・倫理性を備え、民主的で文化的な社会の形成に主体的に参画する市民を育成する。」（本学大学の理念より抜粋）としている。

地域連携・貢献を組織的に進めるために、平成 20 年４月にそれまでの「地域問題総合調査研究室」（昭和 59 年設置）を、「地域問題研究所」に再編拡充すると共に、地域ニーズと本学の知的資源をコーディネートして地域連携に関する各種取組みを調整する組織として「地域連携センター」を発足させた。

本学の特徴は、持続可能な地域連携（貢献）活動を目指して「大学の知的資源の活用による地域の活性化」と「地域連携による大学の教育研究の活性化」の双方向で捉え、教育研究成果の地域連携（貢献）への反映を常に意識している点である。教員は地域との連携の中で問題意識を持ち、自分の専門領域での研究と地域を対象にした研究を関連づけながら、専門的知識や研究成果を蓄積し、その成果を地域に還元しかつ教育研究に活かしていく有機的な取り組みを推進している。

13－２　地域連携を担う全学的な実施体制

現在の本学の地域連携の推進体制は、地域連携委員会、地域問題研究所、地域連携センターの３つの組織から構成されている。本学の地域連携に関する基本事項（企画立案・予算など）を審議する「地域連携委員会」は、学長（委員長）のほか、地域連携センター長、両学科長、事務局長で構成されている(三重短期大学地域連携委員会規程)。地域問題に関する学術研究機関である「地域問題研究所」は、研究所長の下で、全教員が所員となっている。別に所員の中から研究費を支給され自主研究に従事する所員の互選による研究員が任命される（三重短期大学地域問題研究所規程)。

様々な地域連携事業を実施する「地域連携センター」は、教員兼務のセンター長のほか、２名の専任職員（うち１名は事務局総務課と兼務、もう 1 名は津市政策財務部政策課と兼務）で構成されている(三重短期大学地域連携センター設置規則)。学科から独立した専任

教員スタッフは配置せず、対外交渉や事務処理の面でその業務を支援する形態をとっている。しかしながら、センター設立に伴い専任職員を配置したことにより、教員の事務負担が大幅に軽減されたことから企画・実施に向けた業務に専念できるようになった。これにより本学の地域連携は多面的な事業展開が可能となり、質・量ともに基盤を拡充した。

13－２－①　地域連携・貢献の現状

本学では、平成 20 年４月、地域問題研究所及び地域連携センターの設立にあわせて、「地域連携の基本方針」を策定し、次の７項目を当面重点的に行うべき目標として定めた。（１）地域研究の促進、（２）生涯学習機会の提供、（３）産官学連携の推進、（４）市政との連携、（５）高等学校との連携、（６）地域の大学との連携、（７）学生ボランティア活動の促進による教育の充実である。これらの事業のうち（１）については地域問題研究所が、またそれ以外の事業については地域連携センターが担当している。地域問題研究所では研究所運営委員会や研究員総会において研究員の承認や事業計画の策定、それに基づく予算配分が行われる。地域連携センターでは、地域連携委員会で事業計画の策定や予算配分等が審議・決定されたのち教授会に報告される。これら種々の生涯学習機会の提供については、その計画や概要が本学ホームページ及び津市広報に公表されているほか、県内の教育機関、公共施設等へのポスターやチラシの掲示によって周知が図られている。

（１）地域研究の促進

地域問題研究所の目的や事業は大学ホームページにおいて広く周知されており、各種の地域連携事業の展開と教育研究活動の有機的な取組みを推進している。地域研究の促進を目指して、本学教員が研究員となり研究費の支給を受けて自ら決定しテーマに関して地域に関する自主研究に従事している。展開している課題の一覧を資料 13－２－①－Ａに示す。

資料 13－２－①－Ａ　平成 25 年度研究員一覧

研究者名	研究テーマ
雨宮照雄	①市町村合併の財政分析 ②自治体財政分析手法の開発
岩田俊二	津市における地震・津波対策に関する実証的研究（継続）
楠本　孝	戦前・戦中期の外国人管理法制
駒田亜衣	特定健康診査の受診率向上を目指した介入研究
杉山　直	東海地区におけるコミュニティユニオンに関する研究
田中里美	公認会計士監査の役割と課題についての研究
長友薫輝	皆保険体制の持続可能性～TPP参加交渉をふまえて～
三宅裕一郎	アメリカ合衆国による「対テロ戦争」と日本の各セクターへの影響
茂木陽一	近代マビキ慣行の比較研究
山川和義	三重県における労働紛争の現況と解決方法の研究
【奨励研究】 梅澤真樹子　他	地域住民の食生活改善への取り組み

（地域問題研究所資料より作成）

（２）生涯学習機会の提供

①　オープンカレッジ等

本学は、昭和 63 年に「公開講座」を開始した。本学の公開講座は地域連携事業であると同時にカリキュラムの一環として位置付けており、市民に学術情報を発信し、地域で活躍する人材を学外から公募して外部講師として迎え、様々な諸問題の報告・討論を通じて地域課題を発見・共有して問題解決に向けた取組みを行いつつ、本学学生向けの講義として単位化するものであった。

さらに平成 19 年度から津市元気づくり事業の一環として「地域連携講座」を、また、平成 24 年度からは本学の講義を体験できるような「オープンカレッジ」、「出前講座」を開設した。「オープンカレッジ」は、月１回２講義を５か月間、本学教員がアラカルト方式にて実施し、全 10 講義のうち８講義以上を受講すると修了証書を発行する。「出前講座」は、本学教員の研究や社会活動の中から講演可能なテーマを事前に設定し、要望に応じて地域に出向き、講演・解説などを行うものである。平成 25 年度開設内容を資料 13－２－①－Ｂに示す（地域連携センター年報平成 25 年度２-11 頁）。

②　地研セミナー

地域問題研究所（前身の地域問題総合調査研究室を含む）では、平成５年から年２回「地域問題研究交流集会」を開催し研究員相互の内容検討や学生ならびに市民への情報発信を行ってきた。平成 21 年度からはこの取組みを拡充し研究所の研究成果をより市民にわかりやすく公開することを目的として地研セミナーを実施していたが、平成 25 年度より上記①の生涯学習機会の提供における「オープンカレッジ」へ統合した。交流集会は引き続き継続して実施している。

③　みえアカデミックセミナー2013

本セミナーは、三重県生涯学習センターと県内高等教育機関との共催事業であり、より高度な学習機会を提供し、あわせて県内の各高等教育機関への理解を深めてもらうことを目的としている。夏季期間に県総合文化センターを会場に各高等教育機関独自の研究テーマを発表する「公開セミナー」と、地域のニーズに応じて高等教育機関が地域に出向く「移動講座」の２種類の事業から構成され、本学は平成 16 年から毎年参加している。本セミナーの事業計画は、毎年、生涯学習センターと各大学の担当者会議で策定され、センター及び各大学のウェブサイトで公表されている。

これら生涯学習機会の提供に関して、地域連携講座では、受講生にアンケート調査を実施しそのなかで満足度を調査している。平成 25 年度についてみると「満足できた」と回答した割合は 69.2%となっており、受講生の満足度は高い傾向にある。

資料 13－２－①－Ｂ　平成 25 年度　生涯学習機会の提供　開催一覧及び満足度調査

区分	テーマ	講師/パネラー(所属)	開催日	会場	参加者
オープンカレッジ	職場におけるハラスメント問題を法的に考える	山川和義(三重短大)	7月13日(土)	アストプラザ会議室1	26
	ケインズ経済学と景気調整	森岡　洋(三重短大)			28
	食事情あれこれ-近年の調査結果から-	飯田津喜美(三重短大)	8月17日(土)	アストプラザ研修室A	39
	TPPと医療-皆保険制度はどうなるか-	長友薫輝(三重短大)			36
	決算書の読み方-会計学の基礎から-	田中里美(三重短大)	9月14日(土)	アストプラザ会議室1	34
	血液は、なぜ酸性にならないのか？	宇城啓至(三重短大)			24
	三重の食はどう変化したか？	駒田亜衣(三重短大)	10月12日(土)	アストプラザ会議室1	28
	高齢者の住環境	木下誠一(三重短大)			27
	行政判例の中のまちづくり	藤枝律子(三重短大)	11月2日(土)	アストプラザ会議室1	23
	浦島太郎とケルト伝説	村井美代子(三重短大)			27
地域連携講座	地域の暮らしの視点から「国土の計画」を考える	杉田昌也(八千代エンジニアリング株式会社)/高橋隆博(地域建築設計工房)/岩田俊二(三重短大)	8月10日(土)	アストプラザ会議室1	23
	これからの日中関係を考える	松尾昌宏(桜美林大学)/范　立君(都留文科大学)	9月21日(土)	アストプラザ会議室1	34
出前講座	働く前に知っておきたい社会保障のこと	長友薫輝(三重短大)	10月16日(水)	飯野高校(鈴鹿市)	40
	時代小説は庶民をどう描いているか	竹添敦子(三重短大)	10月24日(木)	比佐豆知神社(津市)	20
	津地域を中心とした近世金融経済について	茂木陽一(三重短大)	平成26年2月14日(金)	アストプラザ会議室1	25
	働くことから生じるトラブルと法	山川和義(三重短大)	平成26年2月26日(水)	介護老人保健施設あのう(津市)	21
	外国人との共生について	楠本孝(三重短大)	平成26年3月9日(日)	津市河芸公民館	28
地研研究交流集会	栄養指導の効果的な話し方-新・味オンチを克服するために-	高牧　康(BCA教育研究所)/梅澤真紀子(三重短大)/三重県津保健所・津地域栄養管理ネットワーク	11月18日(月)	三重県津庁舎6階大会議室	120
みえアカデミックセミナー	憲法改正について考える	三宅裕一郎(三重短大)	8月9日(金)	三重県文化会館レセプションルーム	125
その他講座	公民館講座「料理教室」備蓄でつくる、非常時の調理	駒田亜衣・中井晴美(三重短大)	平成26年2月22日(土)	津市中央公民館	24

年度	区分	テーマ	アンケート結果					満足度(%)
			満足できた	どちらでもない	満足できなかった	無回答	回収数	
25	地域連携講座	これからの日中関係を考える	18	4	3	1	26	69.2

満足度:満足できた回答数／アンケート回収数　　(学内資料より作成)

④　科目等履修生制度

平成８年度から導入された本学の「科目等履修生制度」の特徴は、「学習したい学科目を自由に選択する科目履修生」のほかに、「本学が指定した複数の学科目を同時に履修する選科履修生」を設けていることである。また、単位修得証明書の交付はないが聴講生制度も備えている。平成 25 年度においては、生活科学科で「ベーシック福祉コース」など６つの選科コースが開設されている。選科履修生の授業料は１単位あたり 3,000 円に設定されており（科目履修生の場合、１単位 5,000 円）、関連する学科目を同時に集中的

に学習しやすいように配慮されている。科目等履修生の状況を資料 13－２－①－Ｃに示す。平成 21 年度から平成 25 年度までの受講生は延べ 124 名（年平均 24.8 名）であり、履修科目数は延べ 184 科目（年平均 36.8 科目）である。科目等履修生制度については本学ウェブサイトや津市広報において周知が図られている。

資料 13－２－①－Ｃ　科目等履修生の状況

年度	履修生（うち聴講生）			科目数
	前期	後期	うち通年	
21	11(1)	12(1)	8	38
22	12(2)	12(2)	4	33
23	14(2)	17(3)	8	48
24	14(2)	15(3)	8	44
25	7(3)	10(2)	4	21
合計	58(10)	66(11)	32	184

（学内資料より作成）

（３）産学官連携の推進

平成 19 年 1 月、本学と株式会社三重銀行及び株式会社三重銀総研は、学術研究の振興とその成果の地域社会への活用並びに組織運営に関する協働を推進するために産学連携を強化し、相互の発展及び地域の発展に貢献することを目的とする「産学官連携に関する包括協定」を締結した。この協定に基づき、毎年、本学学生を対象とした小論文コンクールを開催しており平成 25 年度において第 7 回を迎えた。また、三重銀総研より講師を招き「企業論」の開講等の事業を実施した。さらに、産学官連携や市政との連携など地域との連携を深化させるため、本学教員の研究成果を紹介することによりその活用を促進し、地域産業の活性化に寄与するためのシーズ集「みえたんの種」を発行し、本学の地域連携の取組みの周知や広報を行った。（平成 25 年度小論文コンクール論文集、平成 25 年度シーズ集「みえたんの種」、地域連携センター年報平成 25 年度 22-26 頁）

（４）市政との連携

本学では、従来から津市立の公立短期大学として地域振興や環境問題等の諸課題について、教員の各種審議会等への参画や市教育委員会主催の市民向け講座への講師派遣等を通じて、専門的な知識や経験を活用し、市政との連携を進めてきた。

また、政策研修・研究は津市など地方自治体が抱える諸問題をテーマに、自治体職員と本学教員がともに調査・研究し、課題の解決にあたるとともに、より戦略的かつ先進的な政策事務事業の推進が図れるよう職員の政策形成能力を養成することを目的として、平成 20 年度から実施されている。

これらについては、本学ホームページに目的・企画が公表されているほか、三重県及び県内市町に周知されている。

① 市政課題の共同調査研究

平成 19 年度より取組みを開始し、これまで市関係部課との共同調査や研究等を進めた共同調査研究内容について資料 13－２－①－Ｄに示す。（地域連携センター年報平成 21 年度 54 頁、平成 22 年度 69 頁、平成 23 年度 58 頁、平成 24 年度 77 頁）

② 政策研修・研究

初年度の平成 20 年度は「都市間連携や一体的な文化的環境の醸成を目指す地域学に関する調査研究」、「市町村合併後の公共施設の有効活用に関する調査研究」の２テーマで実施し、以後、各年度２～３テーマについて継続課題も含め実施してきた。平成 25 年度は「社会教育を通じた地域活性化の試み」、「特定保健指導の成果の解析」の２テーマを実施した。本学教員の指導のもと津市をはじめ三重県及び県内市町の職員がグループ指導、自主研究、先進地視察などを経て、年度末には研修成果をとりまとめた成果報告会を実施している。5 年間における参加者は延べ 58 名である（資料 13－２－①－Ｅ）。（地域連携センター年報平成 21 年度 32-53 頁、平成 22 年度 29-66 頁、平成 23 年度 26-55 頁、平成 24 年度 35-74 頁、平成 25 年度 27-31 頁）

③ 市政との連携講義「自治体行政特論」

津市を一つの題材に地方行財政に対する学生の理解を深めることを目的として、津市長をはじめ部次長級等の職員のリレー講義形式で実施する「自治体行政特論」を平成 12 年度より開講しており、平成 25 年度は共通科目として後期月曜日９～10 限に前葉津市長をはじめ 10 名の職員の参加を得て次の内容で実施した。受講者数は 68 名であった。

当講座は、教室での講義だけでなく市議会の傍聴や福祉施設、環境関係の施設見学なども実施して地方行政の理解を深めている（資料 13－２－①－Ｆ）（地域連携センター年報平成 25 年度 32-33 頁）。

資料 13－２－①－Ｄ市政課題等の共同研究内容

年度		テーマ名	担当	連携先
21	1	津市国民健康保険特定健康診査結果の解析等に係る共同研究	駒田亜衣他	青森県立保健大学 津市健康福祉部津市中央保健センター、保険年金課
	2	津市における来日外国人の生活実態調査	楠本　孝	津市教育委員会 津市市民部市民課、国際・国内交流室
	3	津市議会有志議員勉強会	雨宮照雄	津市議会議員
22		美杉地域の特産品を使った健康弁当開発に係る勉強会	梅澤真樹子	津市美杉地域
23		栄養摂取状況の把握等に係る共同研究	駒田亜衣他	津市中央保健センター
24		栄養摂取状況の把握等に係る共同研究（継続）	駒田亜衣他	津市中央保健センター

（学内資料より作成）

資料 13－２－①－Ｅ　政策研究・研修状況

年度		テーマ名	指導教員	研究・研修生（人数）
20	1	都市間連携や一体的な文化的環境の醸成を目指す地域学に関する調査研究	上野達彦	三重県・伊勢市・亀山市・津市（各1）
	2	市町村合併後の公共施設の有効活用に関する調査研究	今井正次	松阪市（1）、津市（4）
21	1	地域学に学ぶまちづくりに関する調査研究	上野達彦	三重県・亀山市（各1）、津市（2）
	2	超高齢化地域の集落機能再生に関する調査研究-美杉地区をモデルとして-	岩田俊二 梅澤真樹子	松阪市（1）、津市（3）
	3	文学から見た地域おこしに関する調査研究	竹添敦子	三重県・伊勢市・名張市・鳥羽市（各1）、津市（2）
22	1	津市国民健康保険特定健康診査結果の解析等に基づく有効な保健指導のあり方に関する共同研究	駒田亜衣 飯田津喜美 中井晴美 梅澤真樹子	松阪市（1）、津市（4）
	2	環境政策立案のための基礎概念としての「生物多様性」に関する共同研究-内容理解に基づく応用をめざして－	南　有哲	三重県（2）、伊勢市・亀山市・鳥羽市（各1）、津市（3）
23	1	国民健康保険特定健康診査結果の地域比較から探る有効な保健指導のあり方に関する共同研究	駒田亜衣 飯田津喜美 中井晴美 梅澤真樹子	亀山市（1）、津市（4）
	2	過疎地域における健康・安心を基盤とした地域づくりに関する実践的研究－津市美杉・白山地域をモデルとして－	長友薫輝	松阪市（1）、津市（8）
24	1	過疎地域における健康・安心を基盤とした地域づくりに関する実践的研究－美杉地域の医療を大切にする地域づくり－	長友薫輝	津市（8）
25	1	社会教育を通じた地域活性化の試み	東福寺一郎	津市（3）
	2	特定保健指導の成果の解析	駒田亜衣 飯田津喜美 中井晴美 梅澤真樹子	名張市（1）、亀山市（2）、津市（4）

（学内資料より作成）

資料 13－２－①－Ｆ　平成 25 年度「自治体行政特論」実施状況

回	実 施 日	講義科目(キーワード)等	講　師　等
1	９月30日（月）	開講オリエンテーション	三重短期大学　雨宮　照雄
2	10月7日（月）	市政関連施設等見学	三重短期大学　雨宮　照雄
3	10月21日（月）	これまでの津市政 これからの津市政	津市長　前葉　泰幸
4	10月28日（月）	津市のまちづくり 総合計画後期基本計画	政策財政部政策課長 倉田　浩伸
5	11月11日（月）	津市の財政について	政策財務部財政課長 嶌田　光伸
6	11月18日（月）	津市の都市計画について	都市計画部次長 内田　政宏
7	11月25日（月）	津市の環境行政について	環境部環境政策担当参事(兼)環境政策課長 岡野　吉秀
			環境部環境保全課長 小畑　種稔
8	12月3日(火)～12月6日(金)		市議会傍聴
9	12月24日（火）	津市福祉行政について 健康づくり・保健事業の推進	健康福祉部医療担当参事(兼)健康づくり課長 堀内　咲子
10	12月26日（月）	企業立地の促進ときめ細かい産業支援による活力あるまちづくりを目指して	商工観光部企画企業誘致担当参事(兼)工業振興担当参事・工業振興課長 川原田　豊治
11	1月6日（月）	津市の教育について	教育委員会事務局学校教育・人権教育担当理事 山本　成之
12	1月6日（月）	スポーツと文化の振興を図るために	スポーツ文化振興次長 市川　雅章
13	1月27日（月）	津市の農業振興政策の概要	農林水産部農林政策課長 川合　芳明
14	1月27日（月）	学生成果の発表及び講評	三重短期大学　雨宮　照雄

（学内資料より作成）

④　審議会等への参画

教員の審議会等への参画実績を平成 21 年度から平成 25 年度の５年間の平均で見ると、年あたり 16.4 人（延べ 55.0 件）となっているが、本学の専任教員の総数が 29 名であることを考慮すれば、これは非常に高い数値である。このような機会は、教員にとって地域の現状や地域づくりの最新情報を得る良い機会であり、これは教育活動にも反映されて、講義内容の充実につながっている（資料 13－２－①－Ｇ）。また、平成 25 年度審議会・委員会等委嘱状況を資料 13－２－①－Ｈに示す（地域連携センター年報平成 21 年度 55-56 頁、平成 22 年度 69-72 頁、平成 23 年度 58-61 頁、平成 24 年度 77-80 頁、平成 25 年度 34-39 頁）。

資料 13－２－①－Ｇ　審議会等委員の参画状況

年度	人数	延べ件数
21	16	43
22	16	48
23	16	44
24	14	51
25	20	89
合計	82	275

（学内資料より作成）

資料 13－２－①－Ｈ　平成 25 年度審議会・委員会等委嘱状況

No	委嘱先	委嘱依頼内容	氏名
1	津市教育委員会	津市学校給食事務改革推進検討会委員	雨宮照雄
2	津市観光協会事務局	津市観光協会HP業務委託事業者選考委員会委員	雨宮照雄
3	三重県出納局	三重県政府調達苦情検討委員会委員	雨宮照雄
4	津市子育ち子育て支援システム地域運営協議会(津市健康福祉部こども総合支援室)	津市子育ち子育て支援システム地域運営協議会委員	飯田津喜美
5	亀山市環境・産業部環境保全対策室	亀山市総合環境研究センター研究員	今井伸和
6	津市環境部環境政策課	津市環境基本計画推進市民委員会委員	今井伸和
7	三重県公共事業総合推進本部	三重県公共事業評価審査委員会委員	岩田俊二
8	三重県県土整備部入札管理課	三重県公共工事等総合評価意見聴取会委員	岩田俊二
9	津市都市計画部建築指導課	津市建築審査会委員	岩田俊二
10	四日市市都市整備部開発審査課	四日市市開発審査会副会長	岩田俊二
11	津市久居総合支所地域振興課	津市榊原地区未来会議アドバイザー	岩田俊二
12	久居総合支所地域振興課	アンケートの分析及び「榊原温泉郷地域活性化アクションプラン」策定に係る手法等の指導、助言等	岩田俊二
13	三重県県土整備部	鈴鹿亀山道路有識者委員会委員	岩田俊二
14	津市都市計画部	津市建築審査会委員	岩田俊二
15	三重県雇用経済部	首都圏営業拠点内装設計等業務委託公募型プロポーザル選定員	岩田俊二
16	三重県雇用経済部	三重県技能者表彰審査委員会委員	梅澤眞樹子
17	津市都市計画部	津市地域公共交通活性化協議会委員	北村香織
18	津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課	津市屋内総合スポーツ施設設計検討委員会委員	木下誠一
19	鳥羽市	鳥羽市都市計画審議会委員	木下誠一
20	津市環境部新最終処分場建設推進課	津市新最終処分場等施設建設工事技術審査委員会委員	木下誠一
21	三重県健康福祉部	「老人保健福祉施設整備事業事前審査会」委員	木下誠一
22	松阪市都市政策部	松阪市景観アドバイザー	木下誠一
23	三重県県土整備部	三重県開発審査会委員	木下誠一
24	鈴鹿市都市整備部	鈴鹿市景観審議会専門部会員ならびに審査部会員	木下誠一
25	三重県環境部	三重県自動車廃物認定委員会委員	木下誠一
26	津市教育委員会生涯学習課	津市青少年問題協議会委員	楠本　孝
27	津市市民部市民交流課	津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会委員長	楠本　孝
28	鈴鹿亀山地区広域連合　総務課	鈴鹿亀山地区広域連合情報公開審査会　委員	竹添敦子
29	鈴鹿市総務部市政情報課	鈴鹿市個人情報保護審査委員	竹添敦子
30	鈴鹿市総務部情報課情報公開グループ	鈴鹿市情報公開審査委員（再任）	竹添敦子
31	津市教育委員会	津市図書館協議会委員	竹添敦子
32	三重県生活・文化部情報公開室	三重県情報公開審査会委員	竹添敦子
33	三重県情報公開課	三重県情報公開審査会委員	竹添敦子
34	鈴鹿亀山地区広域連合	鈴鹿亀山地区広域連合情報公開審査会委員	竹添敦子
	鈴鹿亀山地区広域連合	鈴鹿亀山地区広域連合個人情報保護審査会委員	竹添敦子
35	鈴鹿市総務部	鈴鹿市情報公開審査委員	竹添敦子
36	鈴鹿市総務部	鈴鹿市個人情報保護審査委員	竹添敦子
37	社会福祉法人　新潟県社会福祉協議会	平成25年度介護支援専門員実務研修等指導者	武田　誠一
38	三重県総務部	三重県公益認定等審議会委員	田中里美
39	三重県総務部	三重県公益認定等審議会委員（再任）	田中里美
40	桑名市総務課	桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員	田中里美
41	桑名市市民安全部市民協働課男女共同参画係	桑名市男女共同参画審議会委員長	東福寺一郎
42	津市危機管理部危機管理課	津市国民保護協議会委員	東福寺一郎
43	津市政策財務部地域振興室	津地区地域審議会委員長	東福寺一郎
44	三重県教育委員会	三重県社会教育委員	東福寺一郎
45	三重県国体準備課	第76回国民体育大会三重県準備委員会委員	東福寺一郎

No	委嘱先	委嘱依頼内容	氏名
46	三重県環境生活部	三重県男女共同参画審議会委員	東福寺一郎
47	いなべ市福祉部人権福祉課	いなべ市男女共同参画推進委員会会長	東福寺一郎
48	社会福祉法人　津市社会福祉事業団	津市社会福祉事業団評議員	東福寺一郎
49	津市市民部男女共同参画室	津市男女共同参画審議会委員	東福寺一郎
50	三重県男女共同参画センター	全国女性会館協議会「第7回事業企画大賞」審査委員会委員	東福寺一郎
51	亀山市教育委員会	亀山市生涯学習推進会議委員	東福寺一郎
52	社会福祉法人津市社会福祉協議会	津市社会福祉協議会理事	長友薫輝
53	津市障がい福祉課	津市地域自立支援協議会委員	長友薫輝
54	津市介護保険課	津市介護保険事業等検討委員会委員	長友薫輝
55	社会福祉法人津市社会福祉協議会	第２次津市地域福祉活動計画策定委員及び助言者	長友薫輝
56	津市市民部人権課	津市人権施策審議会委員	長友薫輝
57	日本公衆衛生学会総会学術部会事務局	第72回日本公衆衛生学会総会学術部会事務局	長友薫輝
58	公益財団法人日本医療総合研究所	日本医療総合研究所　評議員	長友薫輝
59	公益財団法人日本医療総合研究所	日本医療総合研究所　研究・研修委員会委員	長友薫輝
60	多気郡福祉有償運送等運営協議会	多気郡福祉有償運送等運営協議会委員	長友薫輝
61	三重県健康福祉部	三重県障害者自立支援協議会委員	長友薫輝
62	松阪市介護高齢課	松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会委員	長友薫輝
63	津市社会福祉協議会	津市社会福祉協議会理事	長友薫輝
64	四日市市市民文化部	「四日市市協働委託事業」審査会委員	長友薫輝
65	三重県情報公開課	三重県個人情報保護審査会委員	藤枝律子
66	鈴鹿市建築指導課	鈴鹿市建築審査会委員	藤枝律子
67	三重県地域連携部	本人確認情報の保護に関する審議会委員(再任)	藤枝律子
68	桑名市総務課	桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員	藤枝律子
69	社会福祉法人津市社会福祉協議会	津市社会福祉協議会文書公開審査会委員	藤枝律子
70	三重県環境生活部	三重県自動車廃物認定委員会委員	藤枝律子
71	津市都市計画部	津市建築審査会委員	藤枝律子
72	四日市市市民文化部	四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例検討委員会委員	藤枝律子
73	三重県総務部	三重県収用委員会委員	藤枝律子
74	津市都市計画部	津市建築審査会委員	藤枝律子
75	津市教育委員会	津市いじめ防止基本方針検討委員会委員	藤枝律子
76	名張市	名張市情報公開審査会委員及び名張市個人情報保護審査会委員	三宅裕一郎
77	伊賀南部環境衛生組合	伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会委員及び個人情報保護審査会委員	三宅裕一郎
78	名張市市民部・総務部	名張市情報公開審査会委員	三宅裕一郎
79	伊賀南部環境衛生組合	伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会委員	三宅裕一郎
80	伊賀南部環境衛生組合	伊賀南部環境衛生組合個人情報保護審査会委員	三宅裕一郎
81	津市津図書館	津市図書館情報システム更新及び保守・サポート業務プロポーザル方式審査委員会委員	南　有哲
82	津市環境部	津市環境基本計画推進市民委員会委員	南　有哲
83	津市津図書館	津市図書館協議会委員	村井美代子
84	伊勢市	伊勢市史編集専門部会委員（近世部会）及び特別執筆者（近世部会）	茂木陽一
85	三重県環境生活部	新県立博物館　展示製作監修員	茂木陽一
86	三重県環境生活部	新県立博物館　展示製作監修員（再任）	茂木陽一
87	松阪市教育委員会	長谷川家資料調査指導委員	茂木陽一
88	津市農林水産物利用促進協議会	「津産津消・食の彩発見フェア」専門チーム	森岡　洋
89	三重労働局労働基準部	三重地方最低賃金審議会三重県洋食器・刃物・手工具・金物類製造業最低賃金専門部会公益委員	山川和義

（学内資料より作成）

（５）高等学校との連携

本学では、より高いレベルの教育を受けることを希望する高校生の希望に応えるとともに、高校生の学習意欲の喚起や進路選択に資するため、高等学校との相互協力や連携事業を推進する「高大連携」を地域連携事業のひとつの柱に位置付けている。

平成 25 年度は、高大連携協定を締結している三重県立亀山高等学校、三重県立津商業高等学校、三重県立相可高等学校との「高大連携」の取組みを実施した。

また、新たに三重県立みえ夢学園高等学校と三重県立久居高等学校との２校とも高大連携に関する協定を締結した。これにより高大連携協定を締結した高等学校は５校となった（資料 13－２－①－Ⅰ）。

高等学校を対象とした連携以外にも、市内の中学校との附属図書館による図書指等の事業を通じた連携にも取組んでいる（（７）学生ボランティア活動の促進を参照）。（地域連携センター年報平成 21 年度 18-25 頁、平成 22 年度 17-23 頁、平成 23 年度 15-18 頁、平成 24 年度 24-28 頁、平成 25 年度 14-20 頁）。

資料 13－２－①－Ⅰ　高等学校との連携状況

年度	連携内容	高校名
19	高大連携協定締結	亀山
21	ゼミ体験（インターンシップ大学体験）、学校見学会	亀山
	高大教員意見交換会	津東、津商業、みえ夢学園、宇治山田
	出前講義	津商業、久居
	高大連携協定締結	津商業
22	学校見学会	亀山
	出前講義	津商業、相可、みえ夢学園、久居
	出前講義（双方教員による交流）	相可
	ようこそ先輩（先輩学生と語る会）	津商業
	高大連携協定締結	相可
23	学校見学会	亀山
	出前講義	津商業、久居
	出前講義（双方教員による交流）	相可
	ようこそ先輩（先輩学生と語る会）	津商業
24	学校見学会	亀山
	出前講義	亀山、津商業、相可、久居
	出前講義（双方教員による交流）	相可
	ようこそ先輩（先輩学生と語る会）	津商業
25	学校見学会	亀山
	出前講義	亀山、津商業、相可、久居
	出前講義（双方教員による交流）	相可
	進路ガイダンス	津商業
	高大連携協定締結	みえ夢学園、久居

（学内資料より作成）

（６）地域の大学との連携

これまでに、三重大学生物資源学部との間で生物資源学研究科附属練習船「勢水丸」を活用した環境学習や開放授業として行われる農林体験セミナー、教育学部消費生活科学コースと本学食物栄養学専攻の学生が中心市街地の店舗を利用した連携事業として学生コラボカフェなどを実施し、学生を通じた大学間交流も積極的に行った（地域連携セ

ンター年報平成 21 年度 59-60 頁、平成 22 年度 73-78 頁、平成 23 年度 62-66 頁、平成 24 年度 81-83 頁、平成 25 年度 40-42 頁)。

（７）学生ボランティア活動の促進による教育の充実

本学には、およそ 700 人の学生がそれぞれの目的を持って勉学に励みながら、サークル活動や大学行事を通して学生生活を送っており、地域連携の主体の一つとして大学生活を通しての地域との連携を行っている。平成 22 年度途中に創設され 23 年度に本格始動した「地域連携サポーター」制度は、地域問題への関心の喚起と自発的な学習の重視により将来の地域リーダーを育成する目的で実施され、27 名の学生の登録があり、このサポーターを中心に、地域の様々なイベントへの学生参加や地域清掃のボランティア活動などに取組んできた。

平成 25 年度においては、本学学生が、三重県下初となる学生機能別消防団に入団し消防団員として様々な訓練を受けるなどの取組みを行った。学生機能別消防団員は、消防講演会等における支援及び広報を伴う火災予防活動、災害時における避難所での応急救護、物資配布などの支援などの避難所での活動を行うものである。今年度の参加者は 22 名であった。

本学附属図書館は平成 17 年度から、近隣の津市立一身田中学校からの要請を受け、司書と 20 名をこえる学生ボランティアが、館内ディスプレー、テーマコーナー整備などの支援活動を行っている。また、図書館では津市内の小・中学校図書館担当教諭を対象にした運営研修講座を開設している。一身田中学校は平成 21 年５月「こども読書活動推進事業」の優秀校として文部科学大臣表彰を受賞しており、「同校では４年ほど前から三重短期大学生や保護者のボランティアによる図書館の整備や図書委員の独自企画を実施。それまでに日数人だった図書館利用者が１日約 50 人に増え、昨年度の貸出冊数が 950 冊を超えるなどの実績が評価された」とある（伊勢新聞　2009 年 5 月 13 日)。

さらに、生活科学専攻学生においては、学内ボランティアサークルで松阪市社会福祉協議会主催のサマースクールやふれあい体育祭、障がい者福祉施設の夏祭り等に、食物栄養学専攻学生においては、津市とその関連団体主催の子ども料理体験教室に積極的に参加し、地域住民との連携を図っている（地域連携センター年報平成 21 年度 61-62 頁、平成 22 年度 79-81 頁、平成 23 年度 62-66 頁、平成 24 年度 84-86 頁、平成 25 年度 43-45 頁)。

（８）その他

①　施設の地域開放

本学附属図書館では、平成 11 年度から「20 歳以上の津市在住・在勤・在学者」に対して図書の貸出を行っており、これまでの一般開放登録者は延べ 271 人である（資料 13－２－①－Ｊ)。また平成 13 年度から「津市在住・在勤又は在学する者 10 名以上で構成さ

れた団体」に対して、土・日及び祝日に体育館やテニスコートを開放しており、この 5 年間においては年に平均約 10 団体の登録があり、利用者数は延べ人数で 8,386 名、利用日数は体育館で延べ 261 日であった。テニスコートは、コートの整備不良のため利用はなかった。体育施設の地域開放状況を資料 13－２－①－Kに示す。これらは、本学ウェブサイトや案内パンフレットにおいて周知が図られている（資料 13－２－①－Ｌ）。

資料 13－２－①－Ｊ　図書館の一般開放登録者数　（取り消しを除く）

年度	新規（人）	累計（人）	年間利用者数（延べ数･人）	年間貸出冊数
21	13	160	106	234
22	9	169	68	144
23	55	224	159	315
24	22	246	53	108
25	25	271	52	106

（学内資料より作成）

資料 13－２－①－K　体育施設開放状況

年度	登録団体数	利用者数（延べ人数）	利用日数	
			体育館	テニスコート
21	7	1,473	51	0
22	6	422	22	0
23	11	2,306	71	0
24	14	2,416	69	0
25	8	1,769	48	0

（学内資料より作成）

現状の分析・評価

本学における社会（地域）連携・貢献は、「本学の理念」や「地域連携の基本方針」などにその目的が明記されており、地域研究の推進、生涯学習機会の提供、市政との連携、高大連携など各分野のおける事業計画や具体的方針も策定されている。また、これらの目的と計画は本学ホームページや市広報等に公表されている。さらに、地域連携委員会、地域問題研究所、地域連携センターという３つの組織によって実施されており、全学的な実施体制が確立されている。

地域研究、生涯学習機会提供など各分野では、計画に基づいた活動が実施されており、一定の連携事業の実績がある。地域連携活動への参加者は一定程度確保されており、また、アンケート調査や参加者からの意見からも活動の成果が確認されている。

改善方策の検討

本学の地域連携の取り組みは平成 20 年に刷新され５ケ年が経過した。今後もこれらの実績を積み重ねていくことが必要である。特に生涯学習機会の提供の分野ではテーマ設定や

広報活動の改善により、受講生の一層の増大が期待される。また、市政との連携では、教員の専門的知見を活かした職員との政策課題の共同研究の一層の推進が望まれる。

施設の地域開放については、整備不良であったテニスコートは、平成 26 年度に修繕予定であり学生のクラブ活動等の利用が可能となる。今後も引き続き市民に向けた周知が必要である。

資料 13－２－①－Ｌ　施設の地域開放状況（案内パンフレットより抜粋）

(1)図書館
平成11年度から地域開放を実施しています。
20歳以上の津市在住・在勤・在学者であれば図書の貸し出しができます。
事前に「図書館利用願」を提出し、「図書帯出証」の交付を受けることが必要です。
図書を閲覧する場合には、事前に「図書館利用願」を提出し、許可を受ければ、どなたでも利用できます。

開館日	月曜日～金曜日
開館時間	開講日(講義がある日)…8:30～21:00 休業日(講義がない日)…8:30～17:00
休館日	土曜、日曜、休日、年末・年始(12月29日～翌年1月3日)、毎月月末、その他館長の定める日 また、定期試験期間の1月と7月は、ご利用できません。
館外貸出	バーコード処理済みの図書(禁帯出図書・雑誌などは、貸し出し出来ません。)
貸出期間	15日以内
貸出冊数	3冊以内
貸出方法	図書帯出証が必要です。津市に在住、在勤、在学していることが分かるもの(免許証・保険証・学生証など)をお持ちになり、窓口へ来てください。

(2)体育施設
平成13年度から体育館及びテニスコートの開放を実施いています。
津市に在住、在勤、又は在学する者10人以上で構成された団体で登録が必要です。
先に「開放施設使用団体登録申請書」を提出し登録のうえ「開放施設許可申請書」にて申し込んでください。

開放日	1月5日から12月27日までの間における土、日及び祝日		
開放時間	午前9時から午後9時まで		
使用料	体育館	午前9時から午後6時まで	1時間につき1，000円
		午後6時から午後9時まで	1時間につき1，500円
	テニスコート	午前9時から午後6時まで	1時間につき100円(一面につき)
		午後6時から午後9時まで	1時間につき150円(一面につき)
照明設備の使用料	体育館	1時間につき　700円	
	テニスコート	1時間につき　50円	

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

短　期　大　学　現　況　票（平成26年５月１日現在）

事項	記入欄	備考
フリガナ 設置者	ﾂｼﾁｮｳ 津市長	
フリガナ 短期大学の名称	ﾐｴﾀﾝｷﾀﾞｲｶﾞｸ 三重短期大学	
短期大学本部の所在地	三重県津市一身田中野157番地	

教育研究組織等【基準2・4】

短期大学士課程

学科・専攻等の名称	修業年限	入学定員	収容定員	学位（付記する名称）	平均入学定員充足率	開設年度	別地校地	所在地
	年	人	人		倍			
法経科第一部	2	100	200	短期大学士（法経）	1.04	S44年度		三重県津市一身田中野157
法経科第二部	2	150	300	短期大学士（法経）	0.57	S27年度		
生活科学科					1.04			
食物栄養学専攻	2	50	100	短期大学士（食物栄養学）	1.02	S44年度		
生活科学専攻	2	100	200	短期大学士（生活科学）	1.05	H3年度		
計	—	400	800	—	—	—	—	

専攻科・別科

専攻科・別科の名称	修業年限	入学定員	収容定員	特記事項（取得可能資格等）	平均入学定員充足率	開設年度	別地校地	基礎学科・専攻等名称（又は所在地）
	年	人	人					
計	—			—	—	—	—	

学生募集停止中の学科・専攻等：生活科学科被服専攻（平成5年度学生募集停止，在学生数０人）

教員及び教育支援者【基準3】

短期大学士課程

学科・専攻等の名称	専任教員等 教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	兼任教員
	5 人	1 人	人	人	6 人	3 人	1 人	人	人
法経科第一部	5	2	1		8	7	3		
法経科第二部									
生活科学科									
食物栄養学専攻	2	2		1	5	4	2	1	
生活科学専攻	4	5			9	4	2		
（短期大学全体の入学定員に応じた教員数）	—	—	—	—	—	5	2	—	—
計	16	10	1	1	28	23	10	1	103

※別地校地を有する学科・専攻等の名称

最大受入定員	専任教員 教授	准教授	講師	助教	計	複数の校地において教育を行う専任教員
人	人	人	人	人	人	
（該当があれば記入）						

教員以外の職員等

職種	専任	兼任	計
事務職員（うち主に教育支援者）	10 (5) 人	6 (5) 人	16 (10) 人
技術職員（うち主に教育支援者）	1 (0)	1 (1)	2 (1)
図書館専門職員	2	2	4
その他の職員		1	1
計	13 (5)	10 (6)	23 (11)

備考：兼任教員（非常勤講師）は、学科単位で採用しておらず、数については大学計のみ示す。

教育内容及び方法【基準5】

授業期間等「学年の期間：４月～３月」

１学年の学期区分	１学期の授業期間	１時限の授業時間
２ 学期	15 週	90 分

短期大学士課程

学科・専攻等の名称	卒業要件単位数	履修科目の登録の上限 期間	単位	特記事項
法経科第一部	66 単位	年	単位	
法経科第二部	64 単位	年	単位	
生活科学科				
食物栄養学専攻	64 単位	年		
生活科学専攻	64 単位	年		
（教養教育等）	－		単位	

専攻科課程

専攻科の名称	修了要件単位数	履修科目の登録の上限 期間	単位	特記事項
	単位	年	単位	

施設・設備【基準8】

校地等

区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
校舎敷地面積	—	㎡	㎡	—	㎡
運動場用地	—			—	
校地面積計	8,000 ㎡	24,871		—	24,871
その他敷地面積	—			㎡	

備考：運動場用地を含む

校舎等

校舎面積等

区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	— ㎡	㎡	㎡	—	㎡
校舎面積計	5,700	6,923		—	
その他の建物	—			㎡	

教員研究室

区分	学科・専攻等の名称	室数
	法経科第一部	7 室
	法経科第二部	8
	食物栄養学専攻	4
	生活科学専攻	10 室

教室等施設

区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設
	9 室	12 室	6 室	1 室	0 室

図書館・図

図書館等の名称	面積	閲覧座席数	開館時間
附属図書館	404 ㎡	72 席	月～金曜日　8:30～21：00 ただし、休業日は8:30から17:00

図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	視聴覚資料その他

書資料等	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち外国書〕	視聴覚資料その他
	附属図書館	90,165 〔4,428〕 冊	683 〔0〕 種	0 〔0〕 種	901 点
	計	90,165	683	0	901
体育館その他の施設		体育館面積	体育館以外のスポーツ施設・講堂・寄宿舎・課外活動施設その他		
		1,520 ㎡	・大学ホール（食堂・売店含む）、合宿所、クラブ室		
附属施設	区　分	附属施設・センター等の名称（設置組織等の名称）			
	教育研究施設				
	その他の施設	地域連携センター、地域問題研究所（短期大学）			
その他の事項					

（注）本様式のほか，「平均入学定員充足率計算表」を作成の上，あわせて提出してください。

平均入学定員充足率計算表（三重短期大学）

学科／専攻科等名	学科（専攻）／専攻科等名	項　目	２２年度	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	入学定員に対する各平均比率
短期大学士過程 法経科第一部	法経科第１部全体	志願者数	346	228	235	249	281	2.68
		合格者数	157	149	140	170	155	1.54
		入学者数	105	105	100	105	106	1.04
		入学定員	100	100	100	100	100	
		入学定員充足率	1.05	1.05	1.00	1.05	1.06	
1	法経科第１部	志願者数	346	228	235	249	281	2.68
		合格者数	157	149	140	170	155	1.54
		入学者数	105	105	100	105	106	1.04
		入学定員	100	100	100	100	100	
		入学定員充足率	1.05	1.05	1.00	1.05	1.06	
短期大学士過程 法経科第二部	法経科第２部全体	志願者数	187	123	99	122	130	0.88
		合格者数	165	117	90	111	117	0.8
		入学者数	118	88	66	81	80	0.57
		入学定員	150	150	150	150	150	
		入学定員充足率	0.78	0.58	0.44	0.54	0.53	
1	法経科第２部	志願者数	187	123	99	122	130	0.88
		合格者数	165	117	90	111	117	0.8
		入学者数	118	88	66	81	80	0.57
		入学定員	150	150	150	150	150	
		入学定員充足率	0.78	0.58	0.44	0.54	0.53	
短期大学士過程 生活科学科	生活科学科	志願者数	418	310	330	308	333	2.27
		合格者数	234	240	230	234	236	1.57
		入学者数	149	161	154	160	159	1.04
		入学定員	150	150	150	150	150	
		入学定員充足率	0.99	1.07	1.02	1.06	1.06	
1	食物栄養学専攻	志願者数	173	139	140	114	125	2.76
		合格者数	81	77	78	70	77	1.53
		入学者数	51	51	51	54	49	1.02
		入学定員	50	50	50	50	50	
		入学定員充足率	1.02	1.02	1.02	1.08	0.98	
2	生活科学専攻	志願者数	245	171	190	194	208	2.02
		合格者数	153	163	152	164	159	1.58
		入学者数	98	110	103	106	110	1.05
		入学定員	100	100	100	100	100	
		入学定員充足率	0.98	1.1	1.03	1.06	1.1	